

# 第6期美幌町総合計画 基本計画（後期） 2023～2026

ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ

令和5年3月

美幌町



# もくじ

## はじめに

1 総合計画基本計画（後期）の策定の趣旨	4
2 アンケート調査結果	5
3 中期計画検証結果	9
4 持続可能な開発目標（S D G s）達成に向けた施策の推進	1 3

## 基本計画

基本計画の施策の体系	1 6
------------	-----

### 基本目標 1-人を創り、地域力を高めるまちづくり

1 - 1 町民との協働によるまちづくり	2 2
1 - 2 持続可能な行財政システムの確立	2 8
1 - 3 国際・国内交流の推進	3 2
1 - 4 地域の安全対策の充実	3 4
1 - 5 公共交通の充実	3 7
1 - 6 地域の情報化の推進	3 9
1 - 7 防災体制の強化	4 0
1 - 8 消防・救急体制の強化	4 3

### 基本目標 2-自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

2 - 1 地域福祉機能の充実	4 6
2 - 2 高齢者福祉の充実	4 8
2 - 3 障がい者福祉の充実	5 2
2 - 4 子育て支援の充実	5 4
2 - 5 保健予防対策の推進	5 7
2 - 6 地域医療体制の充実	6 0
2 - 7 生活環境保全・緑化活動の推進	6 3
2 - 8 ごみ処理、リサイクルの推進	6 6
2 - 9 社会保障による支援	6 8

### 基本目標 3-まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり

3 - 1 雇用の拡大、安定	7 0
3 - 2 農業の振興	7 3
3 - 3 林業の振興	7 9
3 - 4 新エネルギーの推進	8 2
3 - 5 商工業の振興	8 3
3 - 6 観光の振興	8 6
3 - 7 地域特産品の振興	8 9
3 - 8 消費者保護の充実	9 1

### 基本目標 4-住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

4 - 1 道路網の整備	9 4
4 - 2 除雪体制の充実	9 7
4 - 3 治山・治水対策の推進	1 0 0
4 - 4 住みやすく美しい市街地機能の向上	1 0 2
4 - 5 公園、緑地の整備	1 0 5
4 - 6 住宅環境の整備	1 0 7
4 - 7 上下水道の整備	1 0 9

## 基本目標5-夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり

---

5-1 幼稚園、学校教育の充実	114
5-2 生涯学習の充実	118
5-3 青少年の健全育成	123
5-4 芸術、文化の振興	125
5-5 スポーツの振興	128

## 資料編

---

1 組織体制図	132
2 条例・規定・要項	133
3 美幌町総合計画審議会委員名簿	137
4 質問・答申	138
5 策定経過	142
6 計画策定にあたっての町民参加の経過	143

はじめに

# 1 総合計画基本計画（後期）の策定の趣旨

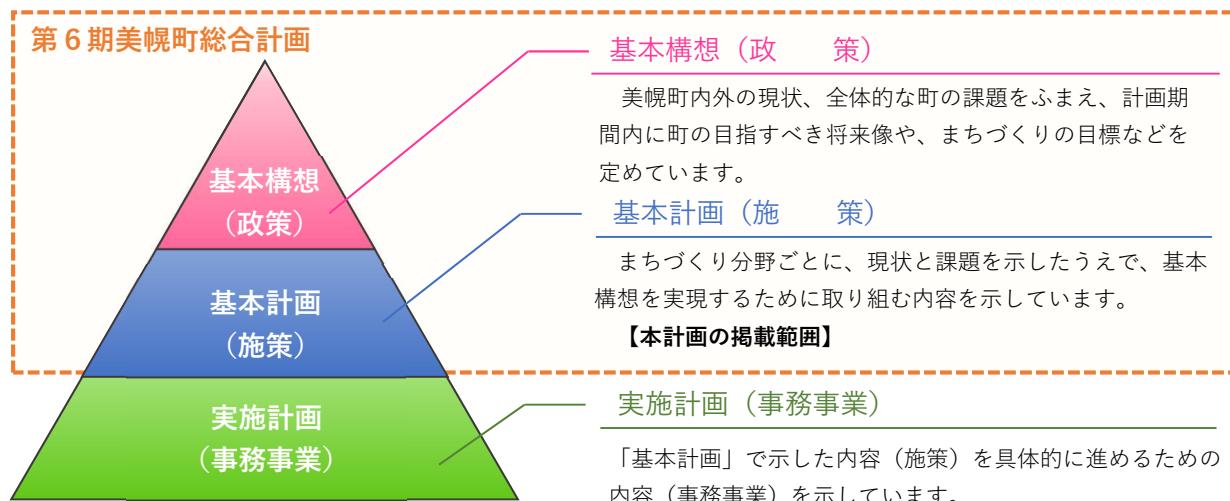
第6期美幌町総合計画は、平成28年度から令和8年度までの11年間を計画期間とした本町の最上位計画となっております。

この総合計画は、町の将来像やまちづくりの目標を定めた11年間の「基本構想」と基本構想を実現するために取り組む内容を示した前期3年間、中・後期各4年間の「基本計画」で構成されています。

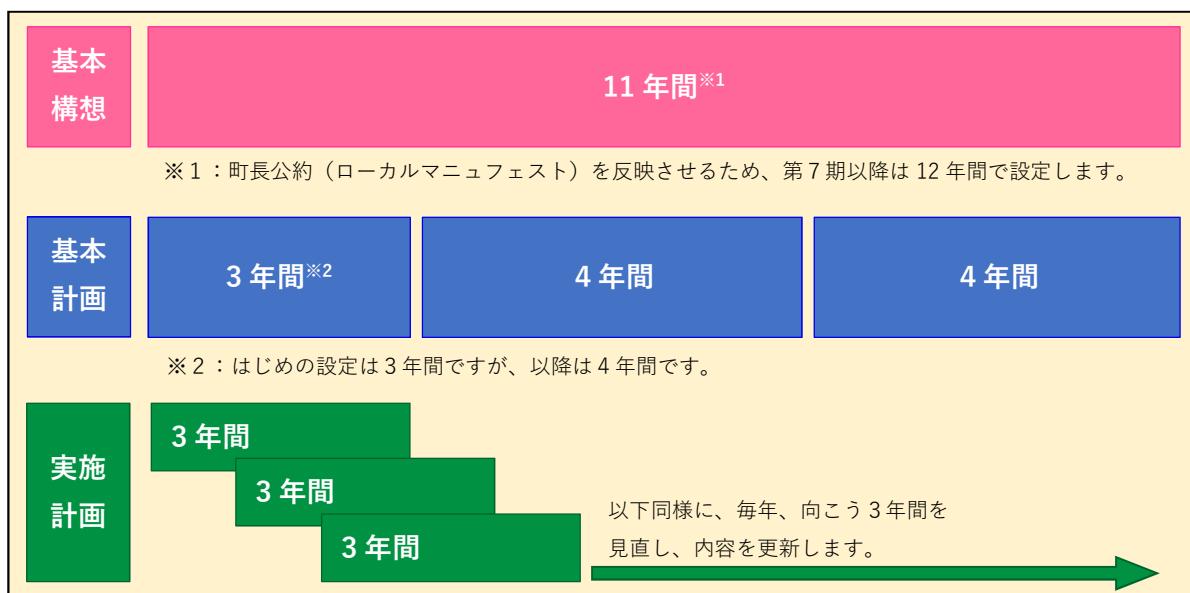
今回、令和4年度で基本計画（中期）の計画期間が終了することに伴い、令和5年度から令和8年度までの基本計画（後期）を策定することとなりました。

## まちの将来像

ひとがつながる、みらいへつなげる ここにしかないまち びほろ



西暦	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
和暦	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8



## 2 アンケート調査結果

基本計画（後期）策定にあたって、町民及び中高生を対象にアンケートを実施しました。

18歳以上の町民 2,000人 回答数 642人 回答率 32.10%

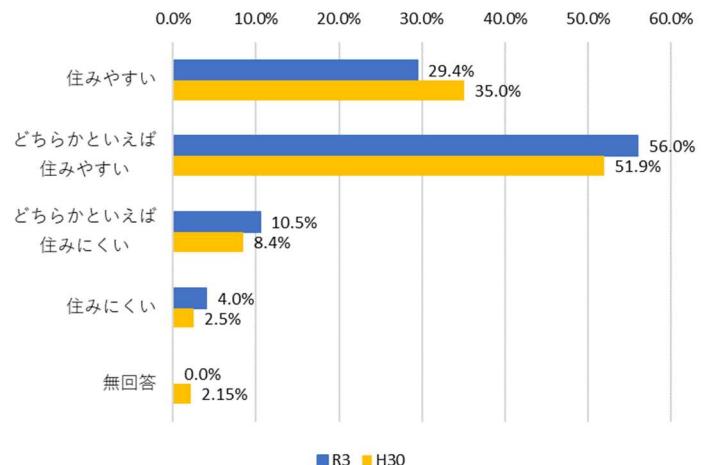
中高生（2年生） 178人 回答数 162人 回答率 91.00%

その中から、まちづくり全体にかかわる分析結果は次のとおりです。

### （1）町民アンケート調査結果

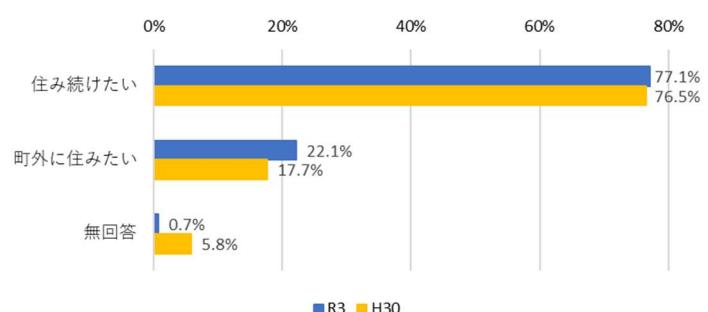
#### ○ 住みやすさ

平成30年の調査よりも住みにくいと  
感じる割合が増えています。



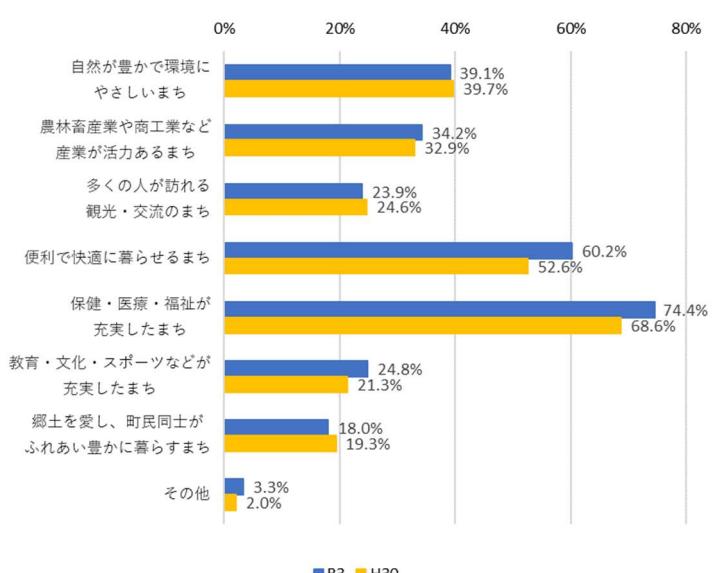
#### ○ 定住意向

平成30年の調査よりも町外に住みたいと  
思う人が増えています。



#### ○ まちの将来像

最も多いのは、前回調査時と同じく  
「保険・医療・福祉が充実したまち」となり、  
「便利で快適に暮らせるまち」の割合も多く、  
前回調査時から大きく伸びている項目となり  
ました。



## ○暮らしの満足度・重要度（加重平均値での比較）

※「加重平均値」とは回答者が選んだ選択肢から平均を算出した数値です。算出方法は次のとおりです。

満足度：{(満足×2)+(やや満足×1)+(普通×0)+(やや不満×-1)+(不満×-2)} ÷ (回答者数-分からない)

重要度：{(重要×2)+(やや重要×1)+(普通×0)+(あまり重要でない×-1)+(重要でない×-2)} ÷ (回答者数-分からない)

数値は-2から+2の範囲で、-2に近いほど低く、+2に近いほど高い、とみます。

暮らしの項目		満足度	重要度
1	町民がまちづくりに参加する機会の確保	-0.05	0.78
2	自治会などコミュニティ組織への支援	0.04	0.57
3	まち育出前講座の充実	-0.05	0.45
4	地域集会室の利便性	0.11	0.39
5	役場からの情報発信（広報やホームページなど）	0.24	0.97
6	役場窓口の対応とサービスの向上	0.24	1.09
7	公共施設の整備	-0.03	0.88
8	役場庁舎の利便性	<b>0.38</b>	0.78
9	交通安全への取り組み	0.27	0.88
10	防犯や消費者保護に対する取り組み	0.07	0.94
11	バス、鉄道の利便性	-0.68	1.04
12	防災への取り組み	0.09	0.99
13	消防・救急の体制の強化	0.37	1.14
14	地域内での見守り活動について	0.22	0.93
15	ボランティア活動の推進	0.19	0.67
16	生活困窮者への支援	-0.17	0.87
17	高齢者福祉・介護サービスの提供	0.00	1.22
18	高齢者福祉・介護施設の充実	-0.22	1.28
19	介護予防の推進	0.03	1.16
20	認知症に対する相談支援体制	-0.10	1.24
21	高齢者の権利擁護	-0.02	0.95
22	高齢者が働くことによる生きがいづくりの支援	-0.05	0.86
23	高齢者の学習や活動機会の充実	0.07	0.64
24	障がい福祉サービスの提供	0.01	0.98
25	障がい者（児）福祉施設の充実	0.00	1.05
26	障がい者が働く環境づくりの取り組み	0.01	1.02
27	障がい者（児）の権利擁護	0.00	0.98
28	子どもの医療費助成	0.16	1.11
29	ひとり親家庭に対する支援	0.00	0.93
30	子育てに関する相談窓口の対応	0.12	1.01

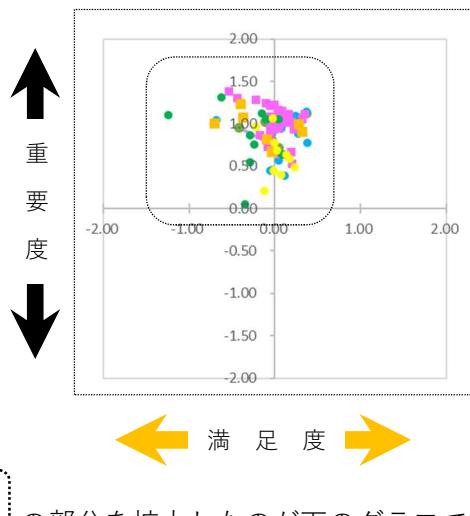
暮らしの項目		満足度	重要度
31	子どもの一時預かりの取り組み	-0.06	1.08
32	保育園の充実	0.15	1.02
33	保育料軽減など子育て世代への支援	0.09	1.05
34	学童保育所の充実（対象学年の拡大）	0.04	0.97
35	子どもの発達に合わせた訓練機会の提供	0.05	0.95
36	妊娠婦への健診費などの助成	0.04	1.10
37	乳幼児の健診や相談機会の提供	0.19	1.02
38	しゃきっとプラザ運動指導室の充実	0.20	0.53
39	病気を早期発見するための検診	0.35	1.11
40	病気を予防するための対策	0.32	1.05
41	国保病院の診療科目の充実	-0.44	1.30
42	国保病院の常勤医師の確保について	-0.54	<b>1.38</b>
43	自然環境保護のための地域と一体となった取り組み	-0.02	0.72
44	地球温暖化防止等の環境問題への取り組み	-0.05	0.95
45	まちの景観保全や向上への取り組み	-0.08	0.73
46	ごみ処理体制の充実	-0.05	1.21
47	ごみの減量化とリサイクルの取り組み	0.08	1.15
48	企業誘致や新規起業者に対する支援	-0.36	1.07
49	若者の雇用の場の確保対策	-0.62	1.31
50	農業への支援体制の充実	-0.10	1.05
51	農業の担い手確保の取り組み	-0.15	1.12
52	森林認証制度の取り組み	0.08	0.64
53	森林づくりの取り組み	0.11	0.64
54	町内での買い物の利便性	0.04	1.05
55	観光施設の活用、整備（峰の湯・みどりの村など）	-0.24	0.76
56	観光イベントの充実	-0.35	<b>0.05</b>
57	観光情報の発信や外国人に対する案内の充実	-0.29	0.55
58	町内の宿泊施設の充実	<b>-1.24</b>	1.10
59	特産品の開発、販売促進	-0.29	0.87
60	道路や歩道の整備	-0.37	1.07

暮らしの項目		満足度	重要度
61	除排雪の状況	-0.40	1.23
62	公園、緑地の整備	-0.03	0.67
63	住宅環境の整備（公営住宅の管理や住宅リフォーム補助など）	-0.09	0.82
64	空き家に対する取り組み	-0.70	1.00
65	水質管理、水道の整備	0.28	0.99
66	下水道の整備	0.32	0.90
67	教育環境や内容の充実（小中学校）	-0.02	1.06
68	美幌高校の魅力化の推進	-0.22	0.96
69	サークル活動の情報や参加機会の提供	-0.01	0.45
70	町民会館の充実	0.23	0.49
71	図書館の充実（蔵書の充実、読書活動の充実、施設環境など）	0.02	0.69
72	博物館活動の充実	-0.12	0.21
73	青少年を守り、育てる活動	0.00	0.78
74	文化活動や芸術鑑賞の取り組み	0.07	0.40
75	スポーツ施設の整備や活用	0.13	0.64
76	スポーツ活動の促進	0.17	0.59
77	感染拡大の防止（公共施設の感染防止対策など）	0.37	1.12
78	町民の暮らしを支援	-0.11	1.02
79	町内事業者への経済支援	-0.03	0.81
80	「新しい生活様式」に向けた各種対策・対応	0.04	0.72
81	町税や各保険料等の対策	-0.42	0.95

赤字・・・最高値

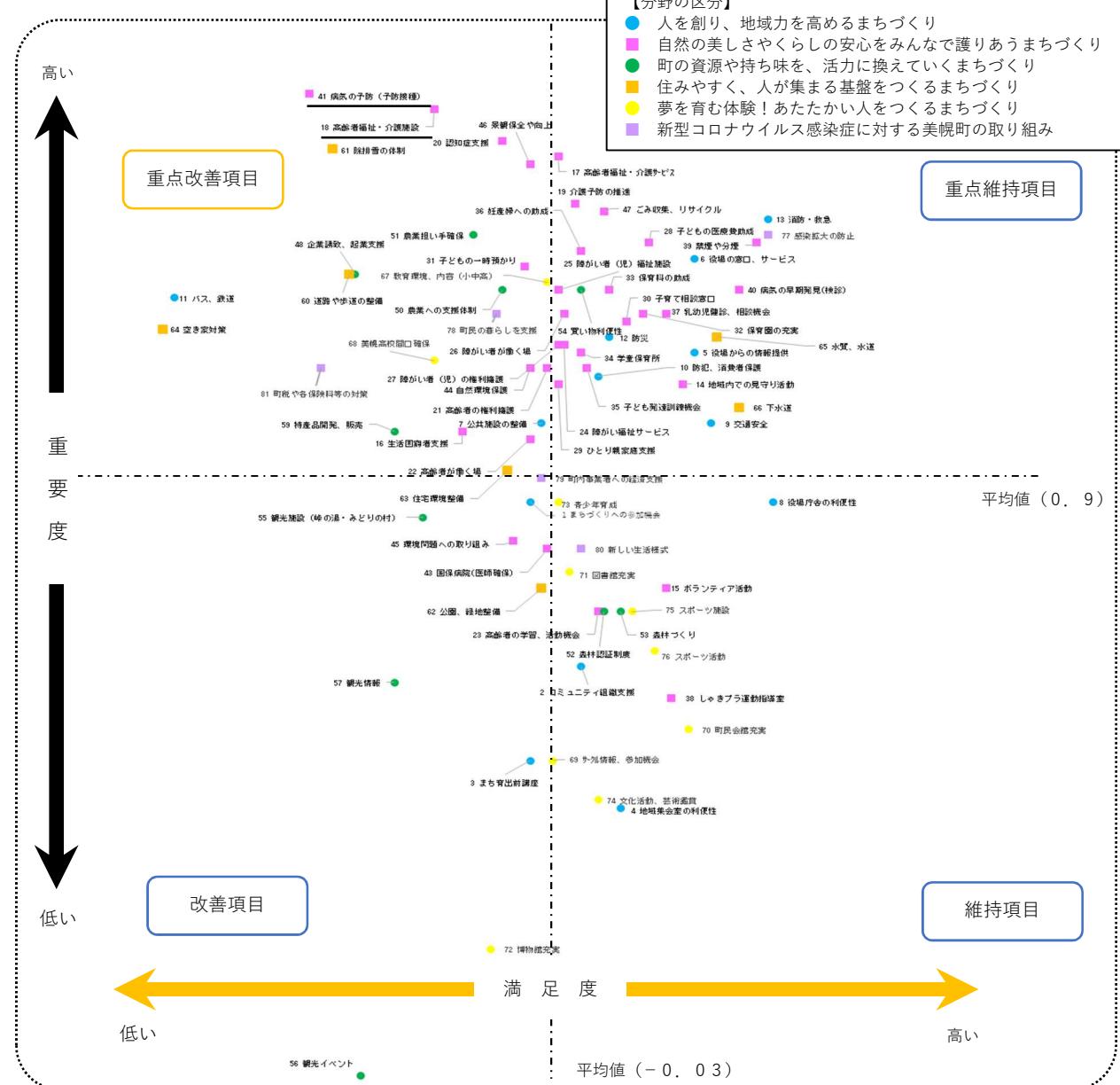
青字・・・最低値

タテ軸を「重要度」、ヨコ軸を「満足度」としてグラフで示すと、タテ軸(重要度)はすべてプラスの中に、ヨコ軸(満足度)は「-0.5から+0.5」の前後に集中しています。



の部分を拡大したのが下のグラフです。

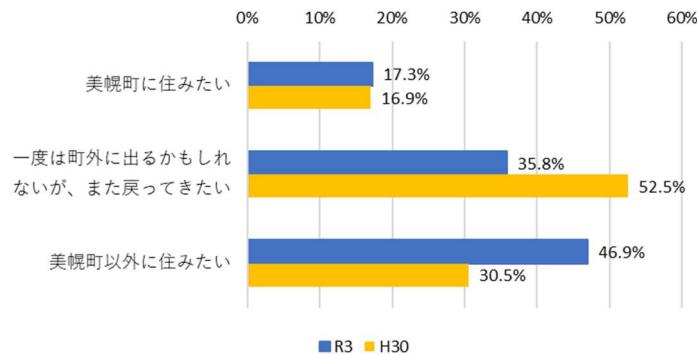
- 満足度が低く重要度が高い位置にあるものは、「41 病気の予防」「18 高齢者福祉・介護施設の充実」などです。



## (2) 中高生アンケート調査結果

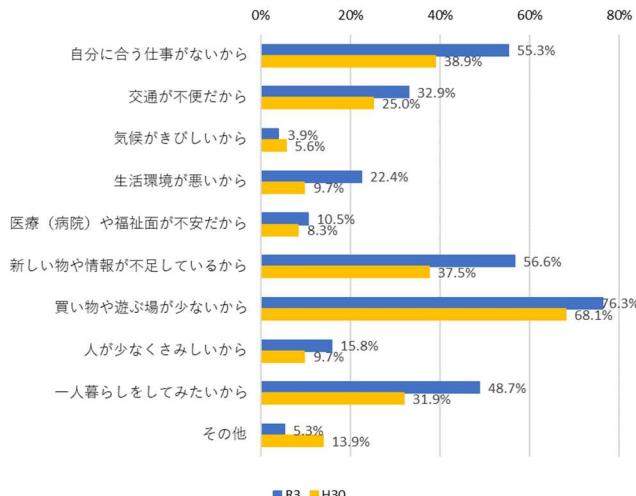
### ○ 定住意向

平成30年の調査よりも美幌町以外に住みたいと思う割合は増えましたが、Uターン希望も含めて5割以上は町内への定住を希望しています。



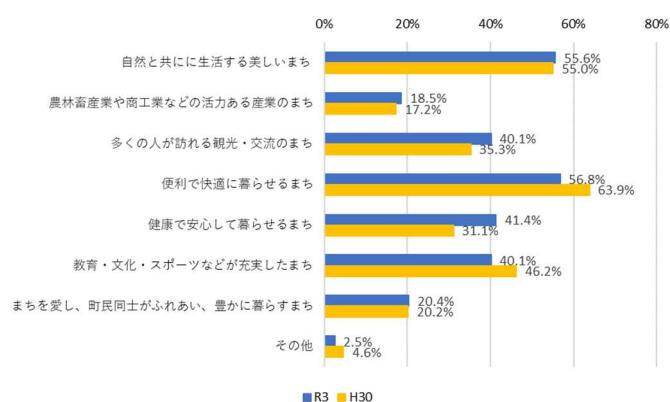
### ○ 町外に住みたい理由

最も多いのは「買い物や遊ぶ場が少ないから」で、平成30年の調査時よりも増えています。次いで「新しい物や情報が不足しているから」「自分に合う仕事がないから」が増えています。



### ○ まちの将来像

最も多いのは、前回調査と同じく「便利で快適に暮らせるまち」となりましたが、「自然と共に生活する美しいまち」の割合も多く、前回調査から伸びているのは「健康で安心して暮らせるまち」となりました。



### 3 中期計画検証結果

#### 1 基本目標別の評価結果

##### 【評価方法】

基本計画（後期）の160の施策ごとに進捗状況を5段階評価しました。

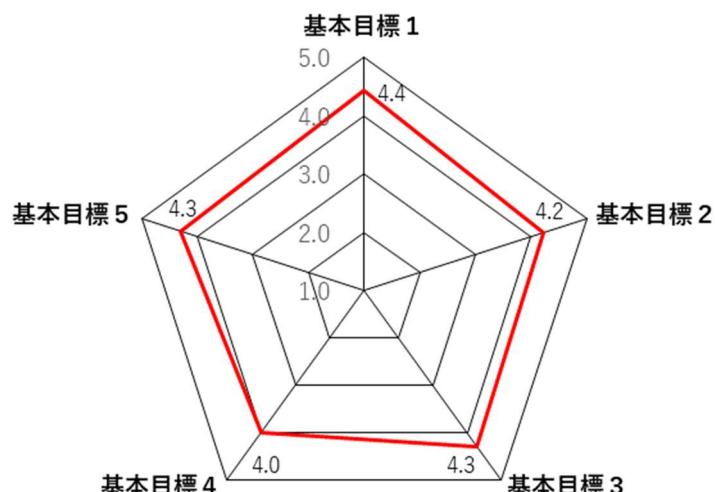
- ①順調に進んでいる。 5
- ②概ね順調に進んでいる。 4
- ③やや遅れている。 3
- ④かなり遅れている。 2
- ⑤進展していない。 1

##### （1）施策全体

○全体的な評価は、「4.3」という評価点となり、ほぼ計画どおりに進んでいるが、施策全体の約5%は遅れている状況にあり、今後も推進を図る必要があるという評価となっています。

○基本目標ごとにみても、すべて「4.0」以上となっています。

施策区分	施策数	①順調に進んでいる	②概ね順調に進んでいる	③やや遅れている	④かなり遅れている	⑤進展していない	評点数	平均値
<b>基本目標1</b> 人を創り、地域力を高めるまちづくり	43	20	21	2			190	4.4
<b>基本目標2</b> 自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり	44	12	30	2			186	4.2
<b>基本目標3</b> まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり	28	15	10	1		2	120	4.3
<b>基本目標4</b> 住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり	28	3	24			1	112	4.0
<b>基本目標5</b> 夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり	17	5	12				73	4.3
計	160	55	97	5		3	681	4.3



## (2) 基本目標別評価

○基本目標ごとの施策評価では、「2～3点台」の施策もみられることから、その要因を分析し今後に向けた検討が必要となります。

施策区分	施策数	①順調に進んでいる	②概ね順調に進んでいる	③やや遅れている	④かなり遅れている	⑤進展していない	評点数	平均値
1-1 町民との協働によるまちづくり	12	8	4				56	4.7
1-2 持続可能な行財政システムの確立	9	3	6				39	4.3
1-3 国際・国内交流の推進	3		2	1			11	3.7
1-4 地域の安全対策の充実	4	2	2				18	4.5
1-5 公共交通の充実	5	2	3				22	4.4
1-6 地域の情報化の推進	2	1	1				9	4.5
1-7 防災体制の強化	2	1	1				9	4.5
1-8 消防・救急体制の強化	6	3	2	1			26	4.3
計	43	20	21	2			190	4.4
2-1 地域福祉機能の充実	3		3				12	4.0
2-2 高齢者福祉の充実	7		7				28	4.0
2-3 障がい者福祉の充実	5		4	1			19	3.8
2-4 子育て支援の充実	7		7				28	4.0
2-5 保健予防対策の推進	5	1	3	1			20	4.0
2-6 地域医療体制の充実	5	1	4				21	4.2
2-7 生活環境保全・緑化活動の推進	8	7	1				39	4.9
2-8 ごみ処理、リサイクルの推進	2	2					10	5.0
2-9 社会保障による支援	2	1	1				9	4.5
計	44	12	30	2			186	4.2

施策区分	施策数	①順調に進んでいる	②概ね順調に進んでいる	③やや遅れている	④かなり遅れている	⑤進展していない	評点数	平均値
3－1 雇用の拡大、安定	4	1	3				17	4.3
3－2 農業の振興	8	6	2				38	4.8
3－3 林業の振興	5	1	2	1		1	17	<u>3.4</u>
3－4 新エネルギーの推進	1		1				4	4.0
3－5 商工業の振興	3	1	2				13	4.3
3－6 観光の振興	4	1				1	16	4.0
3－7 地域特産品の振興	2	3					10	5.0
3－8 消費者保護の充実	1	1					5	5.0
計	28	15	10	1		2	120	4.0
4－1 道路網の整備	3		3				12	4.0
4－2 除排雪体制の充実	5		5				20	4.0
4－3 治山・治水対策の推進	3		3				12	4.0
4－4 住みやすく美しい市街地機能の向上	6	1	4			1	22	<u>3.7</u>
4－5 公園、緑地の整備	1		1				4	4.0
4－6 住宅環境の整備	3	1	2				13	4.3
4－7 上下水道の整備	7	1	6				29	4.1
計	28	3	24			1	112	4.0
5－1 幼稚園、学校教育の充実	5	1	4				21	4.2
5－2 生涯学習の充実	5	1	4				21	4.2
5－3 青少年の健全育成	2	2					10	5.0
5－4 芸術、文化の振興	2	1	1				9	4.5
5－5 スポーツの振興	3		3				12	4.0
計	17	5	12				73	4.3

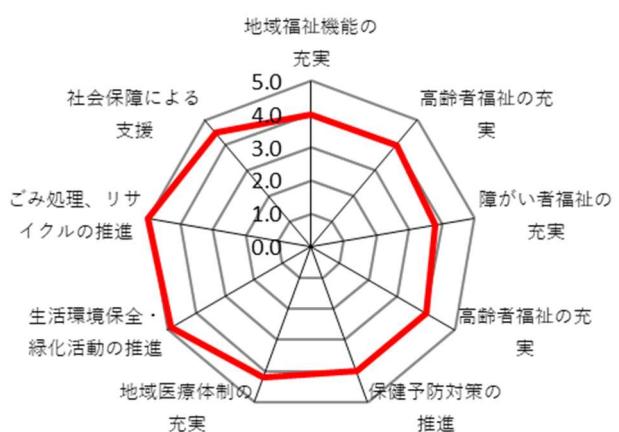
## 基本目標 1

人を創り、地域力を高めるまちづくり



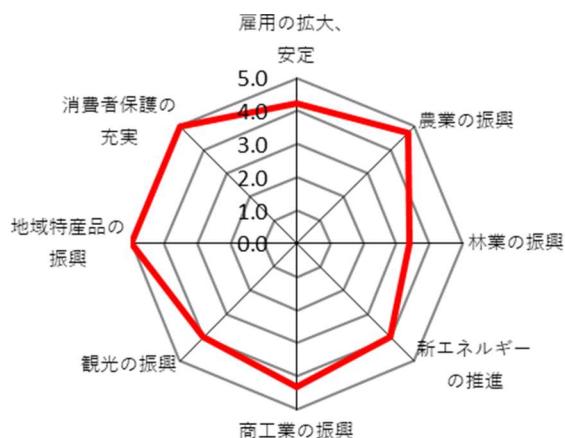
## 基本目標 2

自然の美しさやくらしの安全を、みんなで護りあうまちづくり



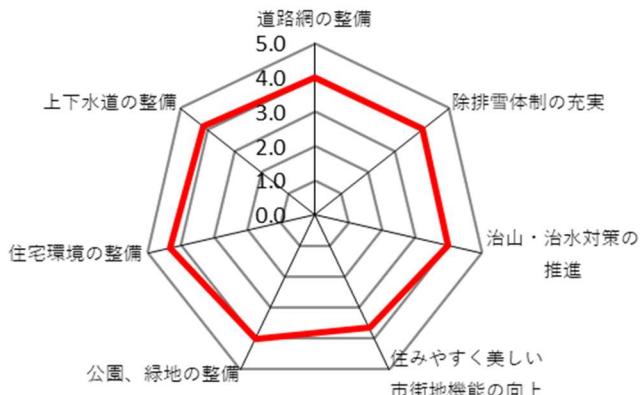
## 基本目標 3

まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり



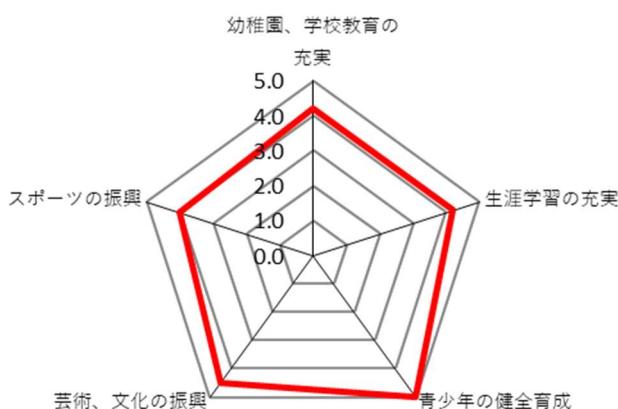
## 基本目標 4

住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり



## 基本目標 5

夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり



## 4 持続可能な開発目標(SDGs)達成に向けた施策の推進

2015年9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。同アジェンダには、2016年から2030年までの間に達成すべき17の目標(ゴール)と関連する169のターゲットが掲げられ、この目標が持続可能な開発目標(SDGs)と呼ばれています。SDGsは2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs: Millennium Development Goals)の後継として策定されたもので、MDGsが主に開発途上国における取組であったことに対し、SDGsは先進国を含む全世界共通の目標として、貧困の撲滅など、誰一人として取り残さない、包摂的な世界の実現を目指すことを理念に掲げています。

第6期美幌町総合計画基本計画(後期)の策定・推進にあたっては、国際社会全体で取り組むこととされている「持続可能な開発目標(SDGs)」で掲げられる理念を取り入れながら、政策・施策に取り組んで行きます。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

<b>1 貧困をなくす</b> 	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	<b>10 人や国の不平等をなくす</b> 	多国内及び各国間の不平等を是正する
<b>2 飢餓をゼロに</b> 	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	<b>11 住み続けられるまちづくり</b> 	包摂的で安全かつ強靭(レジリエンス)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
<b>3 すべての人に健康と福祉を</b> 	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	<b>12 つくる責任つかう責任</b> 	持続可能な生産消費形態を確保する
<b>4 質の高い教育をみんなに</b> 	すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	<b>13 気候変動に具体的な対策を</b> 	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
<b>5 ジェンダー平等を実現しよう</b> 	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を図る	<b>14 海の豊かさを守ろう</b> 	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保存し、持続可能な形で利用する
<b>6 安全な水とトイレを世界中に</b> 	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	<b>15 土の豊かさを守ろう</b> 	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
<b>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</b> 	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	<b>16 平和と公正をすべての人に</b> 	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
<b>8 働きがいも経済成長も</b> 	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する	<b>17 パートナーシップで目標を達成しよう</b> 	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
<b>9 産業と技術革新の基盤をつくる</b> 	強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		





基本計画

# 基本計画の施策の体系

基本目標 1 人を創り、地域力を高めるまちづくり

## 創

### 1-1 町民との協働によるまちづくり

- |                      |                                  |
|----------------------|----------------------------------|
| (1) 町民主権による自治の推進     | (7) 情報公開の推進                      |
| (2) まちづくり活動の促進       | (8) 人権を尊重したまちづくり                 |
| (3) コミュニティ活動の促進      | (9) 男女共同参画社会の推進                  |
| (4) 地域活力の基盤となる集会室の整備 | (10) 自衛隊美幌駐屯部隊の充実整備              |
| (5) 広報の充実            | (11) 自衛隊美幌駐屯部隊における防災対応と連動した体制の確立 |
| (6) 広聴の充実            | (12) 自衛隊美幌駐屯部隊と地域住民との更なる一体感の醸成   |

### 1-2 持続可能な行財政システムの確立

- |                     |                 |
|---------------------|-----------------|
| (1) 行政組織の活性化        | (6) 行政改革の推進     |
| (2) 行政運営、行政サービスの効率化 | (7) 危機管理体制の充実   |
| (3) 総合計画の管理、行政評価の推進 | (8) 情報セキュリティの強化 |
| (4) 総合戦略の着実な推進      | (9) 広域行政の推進     |
| (5) 健全な財政運営の推進      |                 |

### 1-3 国際・国内交流の推進

- |             |              |
|-------------|--------------|
| (1) 国際交流の推進 | (3) 移住・定住の推進 |
| (2) 国内交流の推進 |              |

### 1-4 地域の安全対策の充実

- |               |               |
|---------------|---------------|
| (1) 交通安全施設の整備 | (3) 防犯対策の推進   |
| (2) 交通安全活動の推進 | (4) 犯罪を防ぐ環境整備 |

### 1-5 公共交通の充実

- |                   |                 |
|-------------------|-----------------|
| (1) 総合的な公共交通体系の構築 | (4) 乗合タクシーの利用促進 |
| (2) 鉄道の充実・確保      | (5) 女満別空港の利便性向上 |
| (3) バス路線の充実       |                 |

### 1-6 地域の情報化の推進

- (1) 情報通信の活用推進

### 1-7 防災体制の強化

- |                |              |
|----------------|--------------|
| (1) 防災体制の充実、強化 | (2) 自助的活動の促進 |
|----------------|--------------|

### 1-8 消防・救急体制の強化

- |                 |                    |
|-----------------|--------------------|
| (1) 常備消防体制の充実   | (4) 救急体制の強化        |
| (2) 火災予防広報活動の推進 | (5) 救命に関する技術や知識の普及 |
| (3) 消防団の充実      |                    |

# 護

## 2-1 地域福祉機能の充実

- (1) 地域福祉活動の推進 (2) 利用者の視点に立った福祉サービスの提供 (3) 低所得者への自立の支援

## 2-2 高齢者福祉の充実

- (1) 高齢社会への対応 (5) 高齢者福祉施設の整備  
(2) 自立生活の支援 (6) 高齢者の社会参加、生きがい活動の促進  
(3) 権利擁護事業の促進 (7) 介護保険事業の安定化  
(4) 地域包括支援センターの機能充実

## 2-3 障がい者福祉の充実

- (1) 障がい者福祉の推進体制の充実 (4) 障がい者の社会参加、生きがい活動の促進  
(2) 障がい者の自立生活の支援 (5) 権利擁護事業の促進  
(3) 障がい者福祉施設の整備

## 2-4 子育て支援の充実

- (1) 次世代育成支援 (5) ひとり親福祉の充実  
(2) 子育てに関する相談・指導の充実 (6) 母子保健の推進  
(3) 保育園（所）の充実 (7) 家庭における食育  
(4) 学童保育の充実

## 2-5 保健予防対策の推進

- (1) 総合的な保健体制の充実 (4) 介護予防マネジメント体制の確立  
(2) 保健予防、保健指導の推進 (5) 健康づくりの推進  
(3) 介護予防の推進

## 2-6 地域医療体制の充実

- (1) 国民健康保険病院の充実 (4) 救急医療体制の充実  
(2) 保健・医療・介護・福祉との連携強化 (5) 医療従事者等の確保対策の推進  
(3) 広域医療体制の充実 (6) 新興感染症への対応

## 2-7 生活環境保全・緑化活動の推進

- (1) 環境共生に向けた総合的な取り組み (5) 不法投棄対策の推進  
(2) 自然環境の保護 (6) 花や緑による景観の向上及び緑化の推進  
(3) 公害の防止 (7) 靈園の維持管理  
(4) 環境美化活動の推進 (8) 火葬場施設整備事業

## 2-8 ごみ処理、リサイクルの推進

- (1) ごみ処理体制の充実 (2) ごみの減量化とリサイクルの推進

## 2-9 社会保障による支援

- (1) 国民健康保険事業の推進 (2) 高齢者医療制度の推進

# 活

## 3-1 雇用の拡大、安定

- (1) 企業誘致の推進
- (2) 地元企業の育成
- (3) 雇用、労働対策の推進
- (4) 起業や新たな事業化の推進

## 3-2 農業の振興

- (1) 農業生産環境の保全・整備
- (2) 担い手の育成確保と生産性の向上
- (3) 新たな農業の展開
- (4) 食の安全・安心対策の推進
- (5) 畜産の振興
- (6) 農業地域の土地利用
- (7) 生産基盤の保全・整備
- (8) 環境共生に向けた総合的な取り組み

## 3-3 林業の振興

- (1) 森林の整備
- (2) 付加価値の向上
- (3) 経営の近代化・効率化の推進
- (4) 森林の有効活用
- (5) 木質バイオマスの普及促進

## 3-4 新エネルギーの推進

- (1) 環境共生に向けた総合的な取り組み

## 3-5 商工業の振興

- (1) 経営基盤の強化、経営の近代化
- (2) 商店街の魅力向上
- (3) 工業の振興

## 3-6 観光の振興

- (1) 総合的な推進体制、ビジョンの確立
- (2) 既存施設や観光資源の保全、有効活用
- (3) 観光情報の提供、サービスの向上
- (4) 観光イベントの魅力向上

## 3-7 地域特産品の振興

- (1) 地域特産品の開発・育成
- (2) 地域特産品のPR・販売

## 3-8 消費者保護の充実

- (1) 消費者の保護

# 集

## 4-1 道路網の整備

- (1) 国道・道道の整備
- (2) 町道の整備

## 4-2 除排雪体制の充実

- (1) 除雪体制の充実
- (2) 降雪による事故防止
- (3) 雪による交通安全対策
- (4) 除雪活動
- (5) 排雪活動

## 4-3 治山・治水対策の推進

- (1) 治水対策の推進
- (2) 河川整備
- (3) 治山対策の推進

## 4-4 住みやすく美しい市街地機能の向上

- (1) 計画的な土地利用の推進
- (2) 適正な土地利用の確保
- (3) 市街地における土地利用の推進
- (4) 市街地の再整備
- (5) 市街地の保全
- (6) 誰もが利用しやすい施設・設備づくり

## 4-5 公園、緑地の整備

- (1) 公園や緑地の整備、維持管理

## 4-6 住宅環境の整備

- (1) 公営住宅の整備
- (2) 民間住宅・宅地整備の推進
- (3) 空き家対策

## 4-7 上下水道の整備

- (1) 水道源の確保
- (2) 水道の整備
- (3) 水道事業の推進
- (4) 下水道事業の継続性の確保
- (5) 下水道事業の推進
- (6) 合併処理浄化槽の設置促進と維持管理
- (7) 汚泥処理の推進

# 育

## 5-1 幼稚園、学校教育の充実

- (1) 幼稚園の充実
- (2) 小中学校の教育環境の充実
- (3) 小中学校の教育内容の充実
- (4) 小中学校における食育の推進
- (5) 高等学校教育の充実

## 5-2 生涯学習の充実

- (1) 生涯学習の推進体制の確立
- (2) 生涯学習関連施設の整備
- (3) 生涯学習活動の促進
- (4) 図書館、読書活動の充実
- (5) 博物館の充実

## 5-3 青少年の健全育成

- (1) 青少年の健全育成推進体制の充実
- (2) 青少年育成活動の充実

## 5-4 芸術、文化の振興

- (1) 芸術文化活動の促進
- (2) 文化財や郷土資料等の保全、継承

## 5-5 スポーツの振興

- (1) 生涯スポーツの振興
- (2) スポーツ施設の整備、活用
- (3) スポーツ活動の促進

# 倉

人を創り、地域力を高めるまちづくり

# 1 人を創り、地域力を高めるまちづくり

## 1-1 町民との協働によるまちづくり

### 現状と課題

#### 住民自治、コミュニティ

町内には市街地区農村地区併せて67の自治会があり活発に活動していますが、近年、自治会活動に取り組む役員等の高齢化による新たな担い手確保や自治会加入率の低下が課題となっています。また、地域コミュニティ活動の拠点である集会室の老朽化も進んでおり、集会施設を計画的に修繕し維持管理に取り組む事が必要となっています。

また、自治会を含む町民との意見交換の場として、「まちづくりミーティング制度※」を創設し、課題解決に向けた取り組みを進めます。

#### 住民参加、協働

平成23年4月、美幌町自治基本条例※の施行により、町民が主役のまちづくりや協働の推進・コミュニティ活動を明文化しました。美幌町は過去より住民参加や協働が盛んでありますが、各ボランティア団体等はメンバーの固定化や高齢化が進み、若者の参画や後継者不足が課題となっています。

#### 広報

主に広報誌とホームページを通じて情報を発信しています。広報誌は更なる見やすさの追求と内容の充実を図ることが必要です。ホームページは、平成23年度から各担当で記事を作成できるシステム(CMS※)を導入しましたが、担当によって情報発信量に格差があるほか、デザインの統一や検索性などに課題があり、これらを解決するために、平成27年度にホームページのリニューアルを行いました。今後は最新の情報を迅速に提供できるような管理・運用体制の見直しを進めています。

#### 広聴

広く町民の声を聴くため、毎年、自治会連合会と懇談会を共催し、広く地域の声を拾い上げています。また町民の悩み事には「悩み心配ごと相談※」を毎月開設し、町民が利用しやすい相談窓口を開設しています。

町の行政情報を町民に知ってもらう「まち育出前講座※」による利用が毎年増えており、好評を得ていますが、さらに多くの町民に利用され、親しみを持って行政情報を知ってもらえるよう、講座メニューの拡充や、希望される講座設置が今後の課題です。

#### 人権

法務大臣より委嘱された人権擁護委員※が中心となり、町内小中学校で開催される人権教室など、それぞれの多様性を認め合い思いやりのある心が育めるよう活動しています。また、毎月「調停・人権擁護委員※」による相談日を開設し、多様な人権侵害などに対して、様々な相談を受けております。

#### 男女共同参画

「びほろ男女共同参画プラン※」に基づき、男女の対等な立場を確立し、あらゆる分野で共に参画できるまちづくりを推進しています。国の施策である「第5次男女共同参画基本計画※」に基づき、審議会等の女性登用率30%を目標とし、年度で相違があるものの、ほぼ目標値を達成しています。また、女性団体が主体となった講演会開催や研修参加を行い、研鑽を重ねて自主的活動を担っています。

#### 陸上自衛隊美幌駐屯地

近年、大規模な災害等が全国各地で発生しており、東日本大震災にも美幌駐屯地から隊員が派遣されるなど、過去の大規模災害時における陸上自衛隊美幌駐屯地の存在は大きく、隊区内2市8町においても重要な役割を担っています。また、国際平和協力活動等における支援活動は、多くの国民から高く評価され

ており、地域住民に大きな信頼を与えています。

美幌駐屯地の体制について、防衛省は、第5旅団隸下※の第6普通科連隊※を第6即応機動連隊※（仮称）へ改編する一方で、第101特科大隊※を廃止する予定であり、令和5年3月を目途に、美幌に駐屯する部隊の改編準備が進んでいます。国家安全保障政策の中心となる防衛3文書※の改定に向けた具体的な検討が進んでいる一方、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻により、北海道の脅威は、これまで以上に懸念されるところであります。特にロシアとの国境に接するオホーツク圏にとっては、常に動向の把握や監視体制の強化が求められます。このような状況から、改編される第6即応機動連隊（仮称）の人的基盤の充実等、即応力・対処力を高めるためにも、充足率の向上と配備される装備品の完全充足について、引き続き要望していく必要があります。

※まちづくりミーティング制度：町民団体と行政がテーマを決めて意見交換を行う制度

※美幌町自治基本条例：町民が主役として、まちづくりの理念やルールを定めたもの

※CMS：専門知識がなくてもホームページを簡単に更新できるシステム

※悩み心配ごと相談：毎月第2水曜日実施している調停委員と人権擁護委員による定例相談

※まち育出前講座：町民要望に応じた場所に出向き、町政情報を提供して町民参加と情報共有を行う。

※人権擁護委員：基本的人権の尊重と啓発のため、法務大臣から委嘱された委員

※調停（・人権擁護）委員：調停委員は、豊富な知識経験や専門的な知識を持つ一般市民の中から選ばれ、民事調停や家事調停などをを行う。

※びほろ男女共同参画プラン：女性の地位・福祉の向上と社会参画を推進して、地域づくりに寄与するためのプラン

※第5次男女共同参画基本計画：男女共同参画社会基本法に定められた法定基本計画で、政府が策定し、ほぼ5年毎に見直されている。

※第5旅団隸下：北部方面隊（北海道）に所属する部隊であり、司令部を帶広駐屯地に置く。北海道道東の防衛警備、災害派遣を主任務とする。

※第6普通科連隊：第5旅団に所属する部隊であり、美幌駐屯地に駐屯する部隊

※第6即応機動連隊：陸上自衛隊に新編される連隊の一種であり、機動旅団の隸下部隊として編制を開始している。

※第101特科大隊：北千歳駐屯地に所在する第1特科群に所属する部隊であり、美幌駐屯地に駐屯する部隊

※防衛3文書：国の安全保障戦略の中心となる「国家安全保障戦略」「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画」を指す。

## 基本的な考え方と指標

○美幌町自治基本条例に基づく町民が主役のまちづくりを推進し、安心安全で心豊かな生活が送れるよう町民主体の自主的な活動に対し引き続き支援します。

○町や自治会が所有する地域集会室を長く活用できるように、計画的な維持管理や修繕等に努めていきます。また、自治会活動の問題である新たな担い手確保や育成への協力に努め、自治会と協働しながら地域の自主的活動を支援していきます。自治会が抱える課題解決のため、まちづくりミーティングの活用や町との協働により支援を行います。

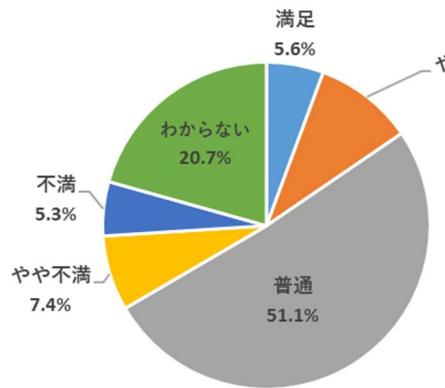
○情報提供及び情報共有は、まちづくりの基本であり、重要な要素のひとつです。広く情報を提供できる広報誌については、見る側の視点に立ち、さらに充実した発行に努めます。また、情報発信のツールとして定着しているホームページ・SNSを拡充するとともに、新たな情報提供手段として、令和2年度より地デジ広報の提供を行っています。

○人権擁護委員と町が連携しながら、広く啓発を行い、町民一人ひとりの人権意識を高めています。

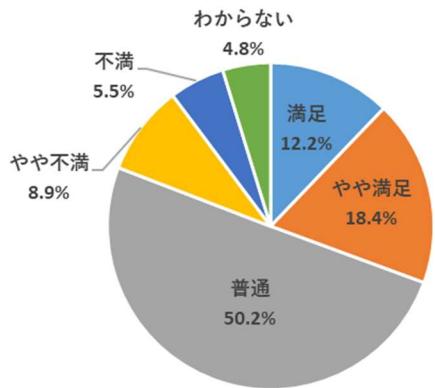
○各種委員会等への女性登用率を、引き続き目標値30%に設定し周知を行うとともに、びほろ男女共同参画プランを基に男女共同参画への意識啓発や諸活動の定着を行います。また、セクシュアルハラスメント※やドメスティクバイオレンス（DV）※等の防止に向けた啓発や、相談窓口の開設を継続し、特に女性が相談しやすい環境整備に努めます。

○陸上自衛隊美幌駐屯部隊の充実・整備を図るため、駐屯地との関係が日本一良好な関係にあるとの高い評価を得ている地域住民との更なる一体感を醸成し、自衛隊協力会※をはじめ協力諸団体一丸となって駐屯地に対する支援を継続するとともに、人的基盤の充実等、即応力・対処力を高めるためにも、充足率の向上と配備される装備品の完全充足に向けた陳情要望活動を実施します。また、美幌駐屯部隊と日常的な連携強化を図り、あらゆる災害等に対応する体制を整えます。

R3まちづくりアンケート／自治会などコミュニティ組織に対する支援



R3まちづくりアンケート／役場からの情報発信（広報やホームページなど）



指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
審議会等※の女性登用率	H26	27%	29.5%	27.3%
自治会加入率	H27	76%	73.6%	69.3%
町ホームページへの アクセス件数	H26	273,725 件	786,349 件	833,682 件
				900,000 件

※セクシャルハラスメント：性的ないやがらせを意味し、一般的には略してセクハラと言われる。

※ドメスティクバイオレンス（DV）：同居関係にある配偶者や元夫婦・恋人等の間で起こる暴力

※自衛隊協力会：OBで組織する隊友会や家族会、女性（夫人等）協力会など自衛隊を支援する団体

※審議会等：国や地方自治体などに付随する行政機関、または、任意に設けられる諮問機関

## 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)町民主権による自治の推進	①自治基本条例の適正な運用 【政策課・政策統計G】
	②自治基本条例に基づく青少年等の町民参加のまちづくりの推進 【政策課・政策統計G】
	③自治基本条例に基づく協働のまちづくりの推進 【政策課・政策統計G】
(2)まちづくり活動の促進	①くらし安全まちづくり条例※に基づいた実践活動の支援充実 【町民活動課・町民活動G】
	②まちづくり団体による活動促進 【町民活動課・町民活動G】

施策の区分		施策の内容
(2)まちづくり活動の促進	③まちづくり活動への反映を意識した研修の実施 【町民活動課・町民活動G】	児童生徒国内外研修交流事業により、次世代を担う児童生徒の広い視野を養い、まちづくりに資する町民団体等が企画・実施する研修交流事業を支援します。
(3)コミュニティ活動の促進	①コミュニティ組織や人材の育成と組織の活動支援 【町民活動課・町民活動G】	コミュニティ組織が活動しやすい環境作りのために、自治会連合会等への補助金による支援をはじめ、人的な協力にも積極的に努めて、活動推進を図ります。 また、住民への自治会加入の啓発を図り、自治会組織の強化や役員等の担い手には、行政と自治会連合会が協力しながら人材確保に努め、安定した自治会組織の継続性を確保していきます。
	②コミュニティ施設への支援 【町民活動課・町民活動G】	自治会所有の集会室の維持にかかる水道や電気料金等の基本料金に対する助成や、修繕工事への補助を行いながら各地域のコミュニティ活動や地域の交流場所として、地域単位での活動や交流を促進していきます。
(4)地域活力の基盤となる集会室の整備	【町民活動課・町民活動G】	
(5)広報の充実	①広報誌の充実 【町民活動課・広報相談G】	特集記事の充実や分かりやすく読みやすい文章と見やすいレイアウトを工夫し、広報誌の更なる充実を図ります。
	②美幌町ホームページの充実 【町民活動課・広報相談G】	迅速な行政情報の発信をはじめ、見やすさを重視し、ホームページの充実を図ります。
	③情報提供の多様化に向けた取り組み 【町民活動課・広報相談G】	情報提供の手段が多様化しており、情報の受け手のニーズに合った手段で情報を提供するため、どの情報をどの手段で提供するかを見極め、的確な情報を適当な方法で情報提供していきます。
	④まち育出前講座の充実 【町民活動課・町民活動G】	町民ニーズを的確に捉えた講座メニューを増やしていきます。
(6)広聴の充実	①町民からの相談体制の充実 【町民活動課・広報相談G】	町民の悩み事には「悩み心配ごと相談」の窓口を設置しており、利用しやすい窓口整備に努めます。
	②町民との意見交換の機会充実 【町民活動課・広報相談G】	「自治会連合会と行政との懇談会」等や「まちづくりミーティング制度」の活用により、直接町民と対話する場面を設け、町民に広く周知し声を聴く機会充実に努めています。
(7)情報公開の推進	①積極的な情報公開の推進 【町民活動課・広報相談G】	ファイリングシステム※を導入し、情報公開請求に迅速な対応をするとともに、必要な情報を積極的に公開していきます。

施策の区分		施策の内容
<b>(8)人権を尊重したまちづくり</b>	①人権擁護の啓発 【町民活動課・広報相談G】	人権擁護委員を中心とした人権啓発活動に対し支援するとともに、「まち育出前講座」のメニュー追加や広報等により広く町民に周知します。
<b>(9)男女共同参画社会の推進</b>	①男女共同参画についての理解促進 【町民活動課・広報相談G】	男女共同参画についての理解を高めるため、講演会開催や研修等で意識づくりを推進していきます。
	②各種委員会等への女性登用 【町民活動課・広報相談G】	政府の政策である第5次男女共同参画基本計画に基づき、各種委員会等への女性登用率30%を目標とし、今後も推進を図ります。
	③セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンス(DV)の防止に向けた広報及び相談の充実 【町民活動課・広報相談G】	広報等によるセクハラ、DV防止の啓発を続けると共に、女性のための相談窓口の開設を継続します。 また、関係機関との連携をさらに充実するように努めます。
<b>(10)自衛隊美幌駐屯部隊の充実整備</b>	①美幌駐屯地の充実整備に向けた陳情・要望活動の推進 【危機対策課・危機対策G】	改編される第6即応機動連隊(仮称)の人的基盤の充実等、即応力・対処力を高めるためには、充足率の向上と配備される装備品の完全充足について、引き続き要望していく必要があります。
<b>(11)自衛隊美幌駐屯部隊における防災対応と連動した体制の確立</b>	①美幌駐屯地との連絡体制の充実強化 【危機対策課・危機対策G】	美幌町地域防災計画の更新時に美幌町防災会議の構成員として参画を要請します。 災害発生時の隊員(リエゾン※)派遣による情報収集、災害対応等の連携を図ります。
<b>(12)自衛隊美幌駐屯部隊と地域住民との更なる一体感の醸成</b>	①自衛隊協力諸団体との連携 【危機対策課・危機対策G】	美幌駐屯部隊充実整備期成会※、美幌地方自衛隊協力会※等を通じて協力諸団体との連携を強化し、美幌駐屯地の諸行事等の活動を支援します。

※自治推進委員会：自治基本条例を守り育て、実効性を高めるために設置された委員会

※くらし安全まちづくり条例：災害、犯罪及び事故から町民の安心と安全を確保する基本理念を定め、責務を明記

※びほろの活力共創事業補助金：町民団体等が、地域の課題や活性化に向けて自ら企画し自主的に取り組む活動への補助金

※ふるさとづくり事業：基金を活用して、まちづくり活動に資する事業を行うことで、活力あるまちづくりを推進する。

※公共施設等総合管理計画：公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを定めた計画

※ファイリングシステム：公文書を従来の簿冊に綴じるのではなく、個別フォルダで収納・管理し、専用のキャビネットで保管するもの。文書の私物化を防ぎ、目的の文書を速やかに探し出すことが可能となる。

※リエゾン：災害対策現地情報連絡員。災害対策本部が設置された際に、情報収集、連絡要員として町に派遣される隊員

※美幌駐屯部隊充実整備期成会：陸上自衛隊美幌駐屯部隊の存置及び充実を図る団体。諸団体等の代表者をもって構成

※美幌地方自衛隊協力会：自衛隊の激励並びに後援等に努めるとともに、自衛隊の健全な育成・発展に寄与する団体。隊区内2市8町の首長・議長等で構成

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町公共施設等総合管理計画	平成29年度～令和28年度
第4次びほろ男女共同参画プラン	平成31年度～令和8年度
美幌町地域防災計画（一般防災編）	平成29年度～
美幌町地域防災計画（地震防災編）	平成29年度～
美幌町水防計画	平成29年度～

## 関連する SDGs（Goals）



# 1 – 2 持続可能な行財政システムの確立

## 現状と課題

### 行政運営

行政評価※は、総合計画・予算・行政評価の各事業項目を統一させ実効性の高い運用を図っていますが、評価結果の効果的な活用や、評価事務の効率化を進めていく必要があります。

行政改革※は、平成28年度策定の第4次美幌町行政改革大綱に基づく実施計画を策定し取組んでいますが、今後の財政状況を踏まえて事務事業の改善及び行財政運営基盤の強化を図っていく必要があります。

### 財政運営

財政運営計画※に基づき、財政の健全化に努めていますが、生産年齢人口の減少による町税収入の伸び悩み、縮減傾向にある地方交付税※、公共施設の老朽化に伴う維持補修費の増加、社会保障関連経費の増大、加えて老朽化や耐震不足により多くの公共施設の整備が必要となるなど、町を取り巻く財政環境は厳しさを増しています。このような状況から、歳入では、ふるさと納税※をはじめとする安定した自主財源の確保に努めるとともに、過疎対策事業債、辺地対策事業債、緊急防災・減災事業債など交付税措置のある地方債の有効活用と基金の計画的な取り崩しを行い、歳出では、事業の選択と集中化を図りながら将来を見据えた効率的かつ計画的な財政運営が求められています。

### 電算システム

自治体が行う業務を円滑かつ正確に行うためには、電算システム※の活用は必要不可欠なものとなっており、そのためには膨大な量の様々な情報を保有し、かつ、隨時正しい内容にしておかなければなりません。

町で保管している情報のそのほとんどが「個人情報」であるため、その管理は厳格に行うべきものであり、また、運用にあたっては職員一人ひとりが重要性、秘匿性、機密性を認識する必要があります。

また、電算システム形態に関しては、平成29年度に電算機器を更新する際に本町の業務処理形態やコスト面を考慮し、検討の結果自府設置としたところですが、次期更新に向けては国で推進しているデジタルトランスフォーメーション(DX)の考え方を基にし、令和7年度までに基幹システムの標準化や自府式からクラウド化への検討などをする必要があります。

### 広域行政

広域連携事業においては、一部事務組合である美幌・津別広域事務組合※や北見地域定住自立圏※により、共通する政策課題の共同化や事務事業の効率化を図っていますが、今後も関係自治体との情報共有と連携強化により、他分野での広域的な連携を模索し効率的な事業を引き続き進めることが必要です。

※行政評価：行政の事業目的を明確にし、実施成果を客観的に評価して、現状認識と課題改善につなげるもの。

※行政改革：行政組織の効率化と経費削減を目的とした取組

※財政運営計画：中長期的な財政見通しのもと、財政健全化への取り組み強化を図るための計画。令和4年度に第3次美幌町財政運営計画（令和5年度～令和14年度）を策定。

※地方交付税：どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう国から市町村に対して交付される交付税

※ふるさと納税：任意の自治体に寄附し寄付額のほぼ全額が税額控除される制度で「ふるさと寄附金」とも言う。多くの自治体で謝礼品を出す。

※電算システム：コンピュータによって継続的に成果（結果）が導かれる仕組

※美幌・津別広域事務組合：美幌町と津別町で消防及び火葬場業務を共同で運営している地方公共団体

※北見地域定住自立圏：北見市（中心市）と北見圏域を構成する4町（美幌町、津別町、訓子府町及び置戸町）が、中心市と協定を締結し、相互に役割分担して連携・協力することにより、地域資源を活かした魅力ある地域づくりと安心して暮らせる地域社会を形成することを目的とした自治体連携の取組。

## 基本的な考え方と指標

○効率的で適正な行財政運営に努めるとともに、事務事業の透明性を図り、最小の経費で最大の効果をあげる取り組みを引き続き進めています。

○将来に向けて質の高い行政サービスを提供するためには、財政情報の透明性を高めながら、事業の優先度や緊急性を常に検証しつつ、真に必要な事業に限定して取り組むなど、引き続き健全な財政運営を推進します。

○電算システムにおける機器上でのセキュリティ強化、脆弱性\*発見時の速やかな対応を行うとともに、情報を取り扱う職員がその情報の重要性を認識し慎重な姿勢で業務を遂行する体制を構築します。また、電算システム形態について次期更新に向けセキュリティ強化、本町の電算業務処理形態、経費面において本町に適した電算システムの検討を継続して行います。

○人口減少社会にある中で少子高齢化が更に進行しているため、保健・医療・観光など様々な分野において複数自治体による広域的な事務事業の連携に努め、効率的で効果的な広域行政を進めます。

○共通課題を整理した中で最小の経費で最大の効果をあげるため、関連自治体との連携により効率的で効果的な広域行政を進めます。

指標名	計画策定期	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
実質公債費比率*	H26	10.0%	8.8%	7.5%
将来負担比率*	H26	1.5%	—	—

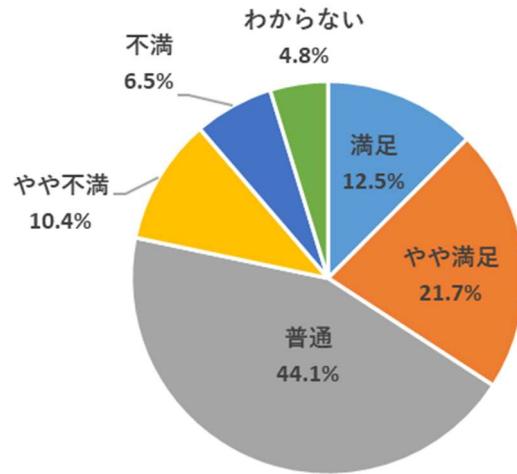
\*脆弱性：コンピュータのOSやソフトウェアにおいて、プログラムの不具合や設計上のミスが原因となって生じる情報セキュリティ上の欠陥

\*定住自立構想：「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の魅力を活用し連携・協力して、地域住民の暮らしを圏域全体で確保し、地方の人口定住を促進する政策

\*実質公債費比率：一般会計等における借入金の元利償還金及び準じた経費が占める、一般財源の標準的な規模に対する割合。この比率が高まると財政の弾力性が低下したことを表す。

\*将来負担比率：一般会計等の借入金のほか将来負担すべき実質的な負債が、一般財源の標準的な規模に対する割合を表した比率。

R3まちづくりアンケート／役場窓口の対応とサービス



## 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)行政組織の活性化	①権限移譲*を考慮した機構改革及び定員配置 【総務課・職員G】
	②職員の能力向上と能力、実績を重視した人事管理の推進 【総務課・職員G】
(2)行政運営、行政サービスの効率化	①未利用施設除却計画の推進*及び固定資産台帳*更新と活用 【財務課・契約財産G】
	②文書管理体制の整備 【総務課・総務G】
	③電子申請、イベント等の予約システムの整備 【総務課・総務G】

施策の区分	施策の内容
(2)行政運営、行政サービスの効率化	<p>④電算システムの管理運営、次期システム更新の対応 【総務課・総務G】</p> <p>行政サービスを停滞させることの無いよう電算システムの管理運営体制を維持するとともに、国で推進しているデジタルトランスフォーメーション(DX)の考え方を基にシステム構築を進めます。また、次期システム更新にあたっては、災害、情報セキュリティなどのリスクやコスト面を多角的視点から検討し本町にとって最善のシステムの導入に努めます。</p>
(3)総合計画の管理、行政評価の推進	<p>①行政評価を含めた総合計画の進行管理の実施 【政策課・政策統計G】</p> <p>事務事業におけるP D C Aサイクル※の確立と、総合計画・予算・行政評価が三位一体で取り組むことで、業務方針や目的を持ち効率的な業務遂行に取り組みます。</p>
(4)総合戦略の着実な推進	<p>①第2期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略※の隨時見直しによる効果的な実施 【政策課・政策統計G】</p> <p>人口減少や少子高齢化が急速に進む社会情勢において高い持続性を確保するため、第2期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を着実に実行するとともに、(仮称)第3期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定します。また、戦略にあたっては町民参加による推進委員会においてP D C Aサイクルによる隨時見直しを行い、効果的な推進を図ります。</p>
(5)健全な財政運営の推進	<p>①第3次財政運営計画の着実な実行 【財務課・財務G】</p> <p>財政状況を広く情報発信し、財政情報の共有化を図ります。</p> <p>歳入の確保と歳出の抑制を図ることで収支バランスのとれた財政運営を行います。</p> <p>事業の優先度や緊急性を踏まえ、持続可能な財政運営を実現します。</p>
	<p>②財政基盤の強化と効率的な財政運営 【政策課・政策統計G】 【財務課・契約財産G】</p> <p>ふるさと納税、遊休資産の売却など、自主財源の確保に努めます。</p> <p>公共施設等の最適化を進め、計画的で効率的な保全管理に努めます。</p>
	<p>③過疎地域持続的発展市町村計画※に基づく過疎対策事業の推進 【財務課・財務G】</p> <p>過疎地域の持続的発展のため、過疎対策事業債等の有効活用を図ります。</p> <p>事業の選択と集中化を図り、財政規律の確保に努めます。</p>
(6)行政改革の推進	<p>①行政改革実施計画の推進 【政策課・政策統計G】</p> <p>第4次行政改革大綱※に基づき事務事業の改善や、行財政運営基盤の強化に努めます。</p>
(7)危機管理体制の充実	<p>①危機管理意識の向上 【危機対策課・危機対策G】</p> <p>職員研修及び実動訓練を実施することにより、危機管理意識の向上と的確な災害対応の充実を図ります。</p>
	<p>②危機管理対応マニュアルの作成及び見直し 【危機対策課・危機対策G】</p> <p>実災害、訓練等により得た教訓をもとに、作成すべきマニュアルについて作成し、また既存のマニュアルの改善項目について隨時見直しを図ります。</p>

施策の区分		施策の内容
(8)情報セキュリティの強化	①サイバー攻撃に対する対応 【総務課・総務G】	従来にも増してサイバー攻撃※が巧妙かつ複雑化している中で、それに対応しうるセキュリティ体制の構築を進めます。 町電算担当職員と保守業者が連携を密にし、不正通信等のチェックを行います。
	②職員の情報に対する意識向上 【総務課・総務G】	個々の職員が業務上取り扱っている情報の重要性、秘匿性、機密性に対する認識向上のため、定期的に注意喚起文書の配布又は説明を行います。 情報流出事故の主な原因は、人的ミスによるものであることから、最低限遵守しなければならない事項を周知徹底します。
(9)広域行政の推進	①広域連携事務事業の更なる推進 【政策課・政策統計G】	これまでの広域連携事務・事業及び北見地域定住自立圏での連携事業の業務拡大並びに検討を行います。

※権限移譲：国や都道府県の権限を市町村に移し、移譲先の市町村で事務処理ができるようになります。地域住民の意向を反映した意思決定や地域の特色を活かした行政の展開が可能となる。

※未利用施設除却計画：用途が廃止され老朽化等のため使用されていない公共施設について、優先して除却する施設の考え方を定めた計画

※固定資産台帳：公共施設等総合管理計画の策定に関連して、市町村が所有する土地、建物、機械などの固定資産を管理するための帳簿

※地方公会計：現金収支を表す従来の会計に対して、現金収支のほか、資産や負債の状況を示す新たな公会計

※P D C A サイクル：Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返し、業務を継続的に改善する手法

※第 2 期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略：人口減少に歯止めをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある日本社会を維持することを目的として制定された「まち・ひと・しごと創生法」において、策定に努めることとされた美幌版の総合戦略

※過疎地域持続的発展市町村計画：人口減少等に伴い過疎地域に指定された市町村が、地域資源を活用して地域の持続的発展を図るために必要な事業を定めた計画

※行政改革大綱：行政改革の基本方針や推進項目を定めて、ほぼ 10 年毎に見直し策定

※サイバー攻撃：コンピュータやネットワークに不正に侵入してデータの詐取や破壊、改ざんなどを行うなど標的のシステムを機能不全に陥らせること。

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町公共施設等総合管理計画	平成 29 年度～令和 28 年度
第 2 期美幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和 2 年度～令和 6 年度
第 3 次美幌町財政運営計画	令和 5 年度～令和 14 年度
美幌町過疎地域持続的発展市町村計画	令和 3 年度～令和 7 年度
第 3 次美幌町行政改革実施計画	令和 5 年度～令和 8 年度

## 関連する SDGs (Goals)



# 1－3 國際・國内交流の推進

## 現状と課題

### 地域間交流

友好姉妹都市ケンブリッジ\*との交流が主であり、美幌高校とケンブリッジ高校とで交換留学を行い、学校や生徒による相互交流を行っていますが、留学生をホームステイで受け入れるボランティアが少ない状況です。このためホームステイや通訳等のボランティア協力が得られるよう、町民に広く周知や理解を求めることが必要です。

### 移住、定住の推進

近年、地方移住のニーズが高まっていることや、令和3年度から運用を開始した移住定住情報サイトの効果もあり、移住相談件数は増加傾向にあります。

移住を希望する方が町の生活を一定の期間にわたり体験できるよう、「ちょっと暮らし\*」を展開しており、体験施設として平成27年度より供用開始となった町営の移住体験住宅、令和3年度より民間移住体験住宅による受け入れも開始し、短期・長期の幅広い「移住体験」のニーズに対応できる体制になりました。

今後は、移住相談、移住体験や地域との交流を通じた「完全移住」あるいは「二地域居住\*」につなげるため、移住までのサポート体制の構築が課題となっています。

\*友好姉妹都市ケンブリッジ：ニュージーランドのワイパ地区にある町で、1997年（平成9年）10月12日に友好姉妹都市の提携調印。

\*ちょっと暮らし：「移住」を促すことを目的に、地域での日常生活を体験してもらうこと。

\*二地域居住：都市住民が農山漁村などの地域にも同時に生活拠点を持つこと。

## 基本的な考え方と指標

○国際化や地域活性化への対応可能な人材を育成するため、友好姉妹都市ケンブリッジへの留学事業を中心、将来を担う生徒による交流事業の充実や支援を継続展開していきます。

○本町の交通アクセスの優位性や災害の少なさ、生活利便施設が集約されていることを活かした積極的なPRを行い、移住・定住及び二地域居住の促進を図るとともに、観光・物産の交流により交流人口の増加を図ります。また、相談体制を構築するとともに、関係人口\*の創出に取り組み、移住定住につなげていきます。

\*関係人口：移住した「定住人口」でもなく、観光等で訪れた「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人のこと。

指標名	計画策定期		前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
友好姉妹都市との交流機会回数	H26	2回	1回	1回	4回



## 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)国際交流の推進	①国際交流に関わるボランティア登録の充実 【町民活動課・町民活動G】
	②友好姉妹都市を中心とした、地域間交流活動の充実 【町民活動課・町民活動G】
(2)国内交流の推進	①観光・物産交流の推進 【商工観光課・商工観光G】
(3)移住・定住の推進	①移住・定住受け入れ体制の推進 【政策課・政策統計G】

## 関連する SDGs (Goals)



# 1－4 地域の安全対策の充実

## 現状と課題

### 交通安全

近年の交通死亡事故については、交通環境の整備や交通事故抑止活動等により、全国・全道的に減少傾向にありますが、未だ悪質な飲酒運転や無謀な運転などによる悲惨な交通事故が後を絶たず、一瞬にして尊い命が失われています。

本町における交通安全運動の取り組みに対する町民の意識は高く、運転者に対する街頭啓発や児童生徒及び高齢者等に対する交通安全教室の開催など総ぐるみで実施されており、交通事故抑止に効果を上げています。今後も幼児から高齢者まで交通安全に対する意識を持たせるよう学習機会をつくり、特に事故の被害者となりやすい高齢者向けの指導・啓発を拡充させていく必要があります。また、高齢者の交通事故を未然に防ぐことを目的とした高齢者等運転免許自主返納等支援事業について、運転免許証返納をさらに促すため、令和4年度より拡充し取り組んでいます。

交通安全環境の整備については、自治会や地域住民の要望も把握しながら、関係機関との連携を図り、施設の点検を充実して安全な環境整備に努め、交通事故の発生を未然に防ぐ取組が必要です。

歩道等交通安全施設の老朽化に伴う修繕や改良のうち、通学路については教育委員会、警察関係機関、住民参加による委員会で策定した「通学路の安全プログラム※」に基づき優先順位を設定し、計画的な整備が必要です。また、他の路線についても、計画的な整備促進が課題となっています。

### 防犯

近年の犯罪発生傾向としては窃盗が多く、特に車上ねらいや自転車の盗難が増えています。このような犯罪被害は誰にでも起こる可能性があり、日頃から町民の防犯意識を高め、地域ぐるみによる防犯活動への取り組みが必要です。

防犯に対する活動は主に各防犯団体が自主的に行っています。今後も連携を深め、巡視や広報活動の充実・工夫を行いながら、啓発と防犯意識を高めていくことが必要です。

防犯灯は平成30年度にLED化され、町で維持管理をしています。

※通学路の安全プログラム：「美幌町通学路交通安全プログラム」美幌町通学路安全推進協議会（教育委員会・学校・PTA・警察・道路管理者）が合同点検を実施して策定した交通安全上必要な対策を定めた基本方針

## 基本的な考え方と指標

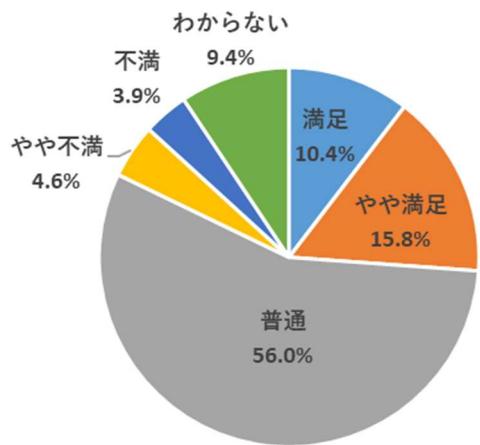
○交通安全に対する意識を高めるとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故の発生を未然に防ぐため、交通安全施設のあり方、方向性について「通学路の安全プログラム」委員会等を設置し、歩道等交通安全施設の設置及び老朽化した施設の修繕や改良などを検討し計画的な整備を進めます。

○交通事故がもたらす社会的・経済的損失は非常に大きく、悲惨な交通事故を防止するために、町、警察署等関係行政機関、関係民間団体との緊密な連携のもとに施策を推進し、町民の主体的な交通安全活動を積極的に、かつ継続的に取り組み、「交通安全意識の啓発は家庭から地域から」を基本に、町民参加・協働型の交通安全活動を推進します。

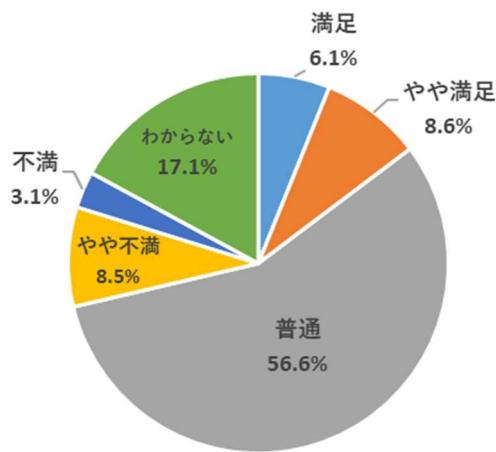
○防犯意識を高めると共に、自治会や防犯団体と連携した活動・啓発を行います。



R3まちづくりアンケート／交通安全への取り組み



R3まちづくりアンケート／防犯や消費者保護に対する取り組み



指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
交通事故発生件数	H26	36 件	19 件	25 件

## 施 策

施策の区分		施策の内容
(1)交通安全施設の整備	①点検体制及び交通安全対策の充実 【環境管理課・維持管理G】	安全プログラムを始めとした点検体制の充実及びカーブミラー等の交通安全施設の維持・整備、横断歩道等への滑り止め砂の散布などにより、交通安全対策の充実を図ります。
(2)交通安全活動の推進	①交通安全啓発活動の充実 【市民活動課・市民活動G】	交通安全街頭啓発等住民参加による町民総ぐるみでの運動を継続し、啓発活動の充実を図ります。
	②交通安全学習機会の充実 【市民活動課・市民活動G】	各自治会、老人クラブや幼稚園・保育園・学校などに交通安全教室等の学習の機会を提供し、特に事故の多発する自転車運転のルールやマナーについて若年層並びに高齢者への指導、啓発を強化します。
	③高齢者の交通安全対策の推進 【市民活動課・市民活動G】	高齢者の免許自主返納について公共交通の利用等の支援を図り、周知と返納の促進に取り組みます。
	④交通安全指導体制の強化 【市民活動課・市民活動G】	交通安全推進のための活動に関わる関係団体・組織の連携強化と指導員の後継者育成・確保を図ります。
(3)防犯対策の推進	①防犯・暴追など各活動推進 【市民活動課・市民活動G】	防犯活動団体※の活動に対して支援協力をさらに進めます。また暴追運動※の取り組みでは町民手作りのふるさと祭りを継続実施します。

施策の区分		施策の内容
(3)防犯対策の推進	②防犯に関する注意喚起 【町民活動課・町民活動G】	警察や関係機関から特殊詐欺など速報性が必要な犯罪情報の提供を受け、町広報や自治会配布チラシ等で注意喚起し、未然に被害を防ぎます。 また、各防犯団体と協力した啓発活動等を継続実施します。
(4)犯罪を防ぐ環境整備	①夜間における防犯対策 【町民活動課・町民活動G】	自治会と協力して防犯対策上、必要な場所に防犯灯の設置・更新を図り、地域の安全安心に向けて取り組みます。

※防犯活動団体：ここでは美幌町自治会連合会防犯部会、美幌町防犯協会及び美幌町暴力追放推進協議会を指す。

※暴追運動：「暴力追放運動」を略したもの。

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
第11次美幌町交通安全計画※	令和3年度～令和7年度
第3期美幌町地域福祉計画※	令和2年度～令和9年度

※第11次美幌町交通安全計画：交通事故のない社会を目指して、人や交通環境に係る安全対策を推進する計画。

※第3期美幌町地域福祉計画：「すべての人々がたがいに助け合い温かに暮らせるまちへ」を基本理念に、だれもが安心して自立生活を送ることができる地域社会づくりを目指して策定されたもの。

## 関連する SDGs (Goals)



# 1－5 公共交通の充実

## 現状と課題

### バス路線

本町における公共交通は、JR石北本線の鉄道をはじめ、北見・津別を繋ぐ路線バスや町内を移動するための市街地路線バス、申込バス※、町内農村地区から中心市街地への乗合タクシー※や混乗スクールバス※など地域住民の足として利用されていますが、利用者が年々減少しています。

このような状況を踏まえ、令和4年1月に美幌町地域公共交通計画を策定し、計画に沿った公共交通の利便性の向上、利用者の増により、公共交通を維持・確保していくことが必要です。

### 女満別空港関係

女満別空港整備・利用促進協議会※の活動として、関西地域誘客や東京（羽田）線利用促進事業（プロモーション※）を他の市町村と協力しながら実施しています。さらに、LCC（格安航空会社）路線については「成田国際空港線、関西国際空港線」の就航が実現したことから、路線の定着に取り組んでいます。また、北海道内7空港の運営を「北海道エアポート（株）」が行っており、「女満別空港の運営に関する協議会※」が設立され、道東エリアの周遊観光受入環境整備が図られています。

令和2年度以降美幌峠、JR美幌駅、空港を経由する観光バスが期間限定で運行されているものの利用者が少ないので、他の手法も含めて検討が必要です。

また、LCC（格安航空会社）の女満別空港への就航や女満別空港からの2次交通など広域で取り組まなければならぬ課題が多いことから、近隣自治体と連携を強化して進めていきます。

※乗合タクシー：農村方面に住む65歳以上及び身体に障がいのある方を、タクシーで無料代替運行する。一人1カ月に6枚の無料代替券を町で交付するが、有償で回数券も購入できる。

※混乗スクールバス：児童生徒の安全な送迎を最優先に、バスの定員の範囲内で運行路線地区に居住する方が利用できる運行バス

※申込バス：市街地のバス停で乗降できるデマンドバス。令和4年より運行実証実験を開始

※女満別空港整備・利用促進協議会：女満別空港の整備拡充及び利用促進を図り、地域経済及び観光産業の活性化を図ることを目的とした女満別空港周辺市町及び関係機関で組織されている協議会

※女満別空港の運営に関する協議会：航空路線拡大や空港機能の充実強化、利用促進等を目的とした北海道エアポート、周辺市町村及び関係機関で組織されている協議会

※プロモーション：消費者の購買意欲を喚起すること。

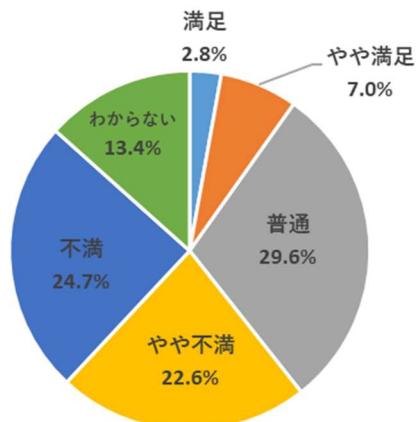
※国際チャーター便：旅行会社、航空会社などが運行する外国への臨時便、貸し切り便のこと。

## 基本的な考え方と指標

○町民、地域からの要望を把握・検討し、関係機関と連携を図りながら効率的な公共交通の運行や利便性の向上を図ることで、利用促進に向けた取組を進め、地域住民の足の確保のため公共交通の確保維持に努めます。

○観光・ビジネスの観点からも重要な位置づけである航空機（「空の公共交通」）の利便性向上を図るために、女満別空港へのアクセスの充実や航空路線の拡大及び定着に努めます。

R3まちづくりアンケート／バス、鉄道の利便性



指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
バス利用者数 (市内循環線、美幌高校線、 乗合タクシー、申込バス)	H26	33,968人	35,374人	37,000人

## 施 策

施策の区分		施策の内容
(1)総合的な公共交通体系の構築	①交通網形成における協議・検討 【町民活動課・町民活動G】	地域公共交通計画※の見直しを行い、コンパクトシティの実現のため、公共交通の体系を検討・構築していきます。
(2)鉄道の充実・確保	①鉄道利用の促進 【町民活動課・町民活動G】	鉄道沿線自治体との協議、検討を進め郊外及び循環バスとの接続による鉄道利用の利便性を確保し、観光、産業、イベントを含めた利用促進に努めます。
	②JR石北本線の路線及び安全確保と利便性向上への要望 【町民活動課・町民活動G】	鉄道沿線自治体との情報交流や協議、石北本線の路線維持と利用促進のための利便性向上や美幌駅のサービス維持確保を要望していきます。
(3)バス路線の充実	①バス路線の利便性の向上と利用促進 【町民活動課・町民活動G】	路線バス、申込バス、混乗スクールバス等による交通弱者の足を確保するため、運行の利便性を高める取り組みを進め、公共性と公平性に努めます。
	②混乗スクールバスの効率的運用 【町民活動課・町民活動G】	混乗スクールバスの利便性を高めた効率的な運行を検証し、周知を図りながら町民が利用しやすい運行に努めます。 また、老朽バス車両の更新を計画的・年次的に進めます。
(4)乗合タクシーの利用促進	①乗合タクシーの利便性の向上と利用促進 【町民活動課・町民活動G】	利用料金や無料回数券の公平性を確保するとともに、地域住民のニーズに応じた運行経路や乗降場所の変更等利便性の向上に努めます。
(5)女満別空港の利便性向上	①航空路線の拡充と運賃是正の要望 【商工観光課・商工観光G】	「女満別空港整備・利用促進協議会」構成自治体と協力し、路線の拡充及び運賃の是正要望に努めるとともに、LCC路線定着のための各種取り組みを行います。
	②空港アクセスの充実 【商工観光課・商工観光G】	美幌峠、JR美幌駅、女満別空港を経由する観光バス運行の継続とともに、2次交通の在り方について検討します。

※地域公共交通計画：法に基づいて、市町村が持続可能な地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するために作成する計画

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町地域公共交通計画	令和4年度～令和8年度

## 関連する SDGs (Goals)



# 1 – 6 地域の情報化の推進

## 現状と課題

電子申請等の活用状況は、イベント等の申し込みに活用するケースが増え、利用件数も増加しています。スマートフォンの普及等により、更なる活用が見込まれるため、町ホームページのスマートフォン対応及びSNS等を導入し、更なる活用方法についても検討を進める必要があります。



## 基本的な考え方と指標

○電子申請システム等による利便性の向上については、新たな活用方法も含め検討します。また、SNS等の導入、活用方法について検討します。

指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
オンライン申請・届出件数	H25	12,602 件	13,000 件	25,500 件

## 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)情報通信の活用推進	①高度情報処理の推進 【総務課・総務G】
	②情報化による住民利便性の向上（SNSを利用した情報発信） 【総務課・総務G】
	③公衆無線LANの整備充実 【総務課・総務G】

※Wi-Fi整備：インターネットを無線で利用できる環境を整備すること。

## 関連する SDGs (Goals)



# 1－7 防災体制の強化

## 現状と課題

近年、大規模地震、線状降水帯、暴風雪、竜巻などによる被害が各地で発生し、災害に対する対策や防災意識の高まりが見られる中、本町では、これまで災害発生が比較的少ない状況であります。震災や水害など町民の日常生活に大きな影響を与える災害は、いつ、どこで発生するか予測することが難しく、日頃から災害発生に備えておくことが必要です。

大規模な災害が発生した際、被害を最小限におさえるには各家庭、自治会、事業所などの迅速な行動が必要です。また、自力で安全な場所に避難することが困難な災害時避難行動要支援者※など災害弱者への配慮は、防災上最も重要な課題です。

防災体制の充実には、町民の参加はもちろんですが、警察や消防署、自衛隊などの関係機関との連携及び情報共有が不可欠であり、災害時に備えた町の総合防災訓練を3年毎に実施しています。

また、発災時においては避難所運営や要配慮者対応等によりマンパワーが不足するとともに、災害対応と通常業務の配分、通常業務の再開手順が不明確であると業務の遂行に様々な混乱をきたすおそれがあります。

町として発災直後から災害対応の実施及び通常業務の継続の対応は困難であるため、町民の生命、身体及び財産の保護及び町民生活への影響を最小限とするよう迅速な災害対応業務を行うとともに、最低限の行政サービスを維持しながら早期に通常業務を復旧させるため業務継続計画(BCP)※を策定したところです。

自治防災組織の取り組みについては、自治会連合会が主催する「自主防災総合訓練※」を実施しているほか、自主防災組織を設立している自治会においても会員自ら防災訓練を計画実施しており、災害時の行動意識が高まっています。また、自治会等の自主的な取り組みに対して、防災資機材等の購入補助や防災リーダー※の養成をするなどの支援を行っています。

一方、こうした自主防災組織の設立は、その多くが市街地区で、農村地区では設立が少ない状況にあることから、新規設立が課題となっています。

※災害時避難行動要支援者：災害時において避難情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難な方

※業務継続計画(BCP)：大規模災害発生時、人材や資材等に制約がある状況下において、優先すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順等をあらかじめ定めておくもの

※自主防災総合訓練：自分の地域は自分で守るため、市街地自治会を東西南北に4地域で分け、毎年10月に実施している自治会連合会の総合訓練

※防災リーダー：自主防災組織の推進のため、自治会で家庭の防災や救護訓練を消防署で受講し、知識や技能を体得した方

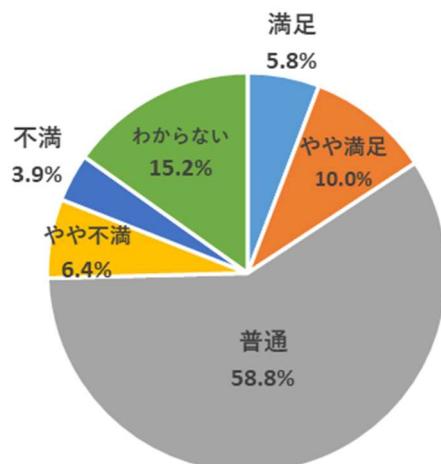
## 基本的な考え方と指標

○「美幌町地域防災計画※」に基づき、防災体制の整備を進めますが、計画については隨時見直しや充実を図ります。また、防災関係機関との防災協定の締結を推進するとともに、自ら避難することが困難な災害時避難行動要支援者への対応として「要支援者台帳と個別避難計画」の整備を図ります。

○ヒト、モノ、情報及びライフライン等の利用できる資源に制約がある状況のなかで、応急業務、非常時優先業務を特定しながら、業務継続に必要な資源の確保や配分、手続きの簡素化などについて必要な措置を講じ災害時においても適切な業務を執行するため策定した「業務継続計画」の運用を図ります。

○災害に対する町民意識の高揚を促し、また、発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには自助的活動が必要であり、自治会連合会や各自治会を主体とした防災訓練、防災体制や防災資機材の整備、強化など住民が自ら災害に備える総合的な対策を進めます。

R3まちづくりアンケート／防災への取り組み



指標名	計画策定時		前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
自主防災組織の結成率	H27	61%	85%	85%	100%
防災資機材備蓄率	H27	92%	71%	73%	100%

※美幌町地域防災計画：美幌町において防災のために処理すべき業務などを、災害対策基本法に基づき美幌町防災会議が定めた計画

## 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)防災体制の充実、強化	①地域防災計画及び国民保護計画※に基づく対策強化 【危機対策課・危機対策G】  実際に起きた災害での課題や教訓を踏まえ、地域特性や実情を考慮した計画の更新及び充実を図ります。
	②備品の整備や訓練による防災意識の向上、体制の強化 【危機対策課・危機対策G】  備蓄計画に基づき整備した備蓄品について劣化品の更新、不足品の補充及び新規品目の充足を実施します。  また、総合防災訓練等を実施します。
	③関係団体との連携や防災協定の推進 【危機対策課・危機対策G】  防災協定の締結による災害時における体制強化を図ります。  また、警察や消防署、自衛隊などの関係機関との連携を強化します。
	④災害時における避難者支援体制の強化 【危機対策課・危機対策G】  避難行動要支援者登録者数の適切な把握を図ると共に、個別避難計画の作成を推進します。  また、避難行動要支援者名簿など避難支援関係者へ提供することで、災害時における避難者支援体制の強化を図ります。
(2)自助的活動の促進	①防災リーダーの養成 【危機対策課・危機対策G】  自主防災の中心となる防災リーダーを全町的に養成し、防災意識の高揚に努めます。
	②自主防災組織の活動推進 【危機対策課・危機対策G】  全自治会が自主防災組織を設立するよう に、必要性の周知と設立に向けた準備等を支援します。  また、自治会等の自主的な活動を支援するため「自主防災資機材等購入補助金※」の周知を図り活用を促します。

※国民保護計画：武力攻撃事態等において、住民の避難や救援といった国民保護措置に関する要領を、国民保護法に基づき美幌町が定めた計画

※自主防災資機材等購入補助金：自治会で備える防災資機材に対する購入補助金

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町地域防災計画（一般防災編）	平成29年度～
美幌町地域防災計画（地震防災編）	平成29年度～
美幌町水防計画	平成29年度～
美幌町国民保護計画	平成25年度～
美幌町強靭化計画	令和2年度～
美幌町業務継続計画	令和3年度～
第3期美幌町地域福祉計画	令和2年度～令和9年度
美幌町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度
第6期美幌町障がい福祉計画及び第2期美幌町障がい児福祉計画	令和3年度～令和5年度

## 関連する SDGs (Goals)



# 1 – 8 消防・救急体制の強化

## 現状と課題

多様化・高度化する災害対応、高齢化に伴う救急件数の増大、通信インフラの急速進歩など、消防行政を取り巻く環境は急激に変化しています。この状況に迅速かつ的確に対応していくことが必要です。

高機能消防指令センター※は、平成 21 年に導入後 24 時間連続で稼働しており、長期使用による機器の消耗、経年による機能劣化の進行が想定されることから、通信指令システムの更新整備が必要となります。

消防活動については、消防車両や資機材整備の充実に努め、総合的な消防力の向上を図る必要があります。また、消防団員※数は現在条例定数を下回っている状況にあり、地域防災の中核を担う消防団として、更なる体制の充実が求められています。

救急活動については、毎年増加の傾向にあります。高規格救急車※の更新整備など必要な資機材の充実を図るとともに、町民に対し応急手当の知識と技術の普及が求められています。

※高機能消防指令センター：火災・救急などの災害情報の受信から災害地点の特定、出動隊の編成及び指令、支援情報の提供、関係機関への連絡等を一元的に処理するシステム

※消防団員：消防職員と異なり、災害発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけ活動を行う、非常勤特別職の地方公務員

※高規格救急車：救急救命士による高度な処置が行える資機材を積載している救急車



## 基本的な考え方と指標

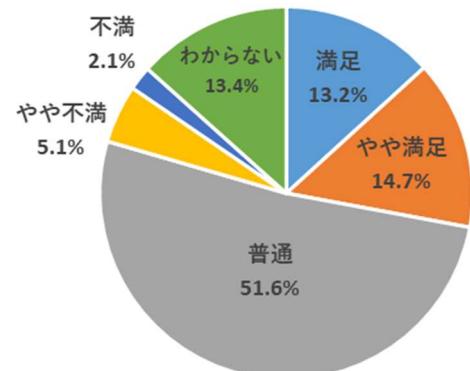
○町民一人ひとりの防火意識を高めるため、各年齢層に合わせた研修会の開催や防火の指導に努め、町内からの焼死事故の絶無を目指します。

○大規模自然災害や複雑・多様化する災害に対するための消防施設・設備及び装備の充実とともに、即応体制の強化を図ります。

○消防団への加入促進を図るとともに、常備消防※との連携強化による実践的な防災体制を構築します。

○高規格救急車の整備や救命処置に伴う装備の充実を図り救急体制の強化に努めるほか、各種団体へ救命講習等の普及に取り組み、応急処置の正しい知識と技術の習得による救命率の向上を目指します。

R3まちづくりアンケート／消防・救急の体制の強化



指標名	計画策定期		前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
住宅用火災警報器※設置率	H26	81.57%	82.15%	88.10%	95%
救命に関する講習会の修了者数 (年間受講者数。更新含む)	H26	365 人	469 人	300 人	300 人

※常備消防：町に設置された消防本部及び消防署のことであり、専任の消防職員が勤務している。

※住宅用火災警報器：一般住宅に設置され、火災の際に熱や煙を感じて音声やブザーで警報を発する装置

# 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)常備消防体制の充実	①消防車両・救助資機材の更新整備 【広域組合】 整備計画により消防車両・救助資機材を更新します。
	②災害活動用職員貸与品※の更新 【広域組合】 各種災害用貸与品の整備を計画的に進めます。
	③通信指令施設等の維持管理 【広域組合】 通信指令施設及びデジタル無線設備の維持管理に努めます。
	④高機能消防指令センターの更新 【広域組合】 高機能消防指令センターの更新整備により、指令システムの高度化と安定した指令業務の遂行を図ります。
(2)火災予防広報活動の推進	①住宅用火災警報器の設置促進と維持管理の指導 【広域組合】 全戸設置を目標にPR活動を継続します。また、制度開始から17年が経過しているため、電池切れへの対応等について各種防火指導や広報を通じて適切な維持管理を指導します。
	②消防関係団体との連携による啓発活動の充実 【広域組合】 消防外郭団体※と連携し、消防弱者宅の防火訪問や火災予防運動等の諸行事を通じて、防火意識の高揚を図ります。
(3)消防団の充実	①消防団員の確保 【広域組合】 消防団協力事業所のPRにより、団員の勤務する職場を重点的に募集します。また、自治会連合会女性部との連携や広報を通じて女性団員の確保に努めます。
	②消防団安全装備品の計画的整備 【広域組合】 災害現場における消防団員の安全確保のため、装備品の整備を計画的に進めます。
(4)救急体制の強化	①救急車両・資機材の更新整備 【広域組合】 現有の高規格救急車を更新整備するなど、計画的に救急車両・資機材の更新整備を行い、救急の充実強化に努めます。
(5)救命に関する技術や知識の普及	①普通救命講習及びAED※講習会の推進 【広域組合】 救命入門コースや分割講習、WEB講習により受講の選択肢と受講しやすい環境を整え、継続普及に努めます。

※災害活動用職員貸与品：災害時に活動するための消防職員に個人貸与する装備品及び被服など

※消防外郭団体：主に、防災などの消防協力団体で、美幌防火協会、美幌町婦人防火クラブ、美幌地区危険物安全協会、美幌防火管理連絡協議会の4団体

※AED：「自動体外式除細動器」のことで、電気ショックを与えて心臓の動きを正常に回復させる装置

## 関連する SDGs (Goals)



# 護 護

自然の美しさやくらしの安心を、みんなで護りあうまちづくり

## 2

## 自然の美しさやくらしの安全を、みんなで護りあうまちづくり

### 2-1 地域福祉機能の充実

#### 現状と課題

全国的には、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯の増加、価値観の多様化、生活不安の増大などを背景に、止まることのない人口減少の進行により、近所付き合いをはじめとしたコミュニティ活動が少しづつ停滞している地域も見受けられはじめている状況にあります。

町では、見守りや支え合い機能充実のため「SOSネットワーク事業※」、「宅配移動便利サービス※」、「地域見守り活動連携協定※」など体制整備に取り組んできました。

今後ますます加速する少子高齢化に対しては、地域住民・関係団体・各事業者等と一体となり、それぞれの役割を果たしながら連携・協力して住み慣れた地域で、安心して生活できるよう支援を継続する必要があります。そのためには、公的福祉サービスの充実と共に福祉コミュニティの創出と助け合いの基盤づくりが重要です。

地域福祉は、地域に住む一人ひとりが自立するための努力（自助）、地域に住む人が協力して行う日常的な生活援助活動（互助）、行政が責任をもつ公的福祉サービスの提供（公助）がそれぞれの役割を分担し、互いに連動しながら全体としてまとまった機能を発揮させることにより、はじめて実現することができます。

生活保護制度※については、被保護世帯が平成25年度をピークに微減したのちに横ばいとなり、令和3年度末現在の人口1,000人当たりの生活保護者数は12.5人となっております。適切な指導・援助と自立に向けた支援を進める必要があります。

※SOSネットワーク事業：認知症により徘徊のおそれのある認知症高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見・保護できるよう、関係機関や町民と支援体制を構築し、認知症高齢者等の安全と家族等への支援を図ることを目的とする事業

※宅配移動便利サービス：買い物を代行して宅配するサービス、香典の持参代行などの便利サービス、パンなどの販売を行う移動販売サービスのこと

※地域見守り活動連携協定：地域の中で孤立死の恐れのある世帯等について、日頃から各家庭を訪問するライフライン事業者等による「見守り活動」を行っていただき、警察・消防・行政へ適切な支援につなげることにより、地域が安心して暮らすことができる体作りを図ることを目的とする協定

※生活保護制度：生活に困窮している国民に対して、最低限度の生活を保障するだけにとどまらず、さらに積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることを目的にした制度

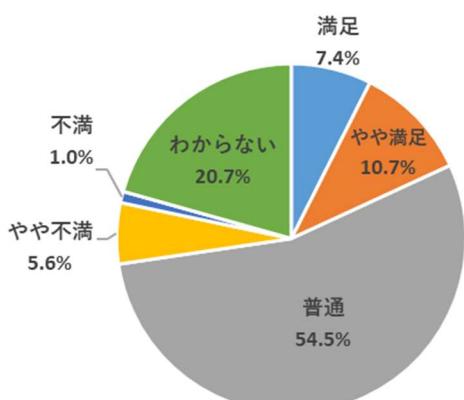
#### 基本的な考え方と指標

○住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援を継続するため、町民、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、NPO法人、ボランティア、社会福祉事業者、学校、企業などの様々な団体組織と適切な役割分担のもとに連携・協力して、公的福祉サービスの充実とともに、福祉コミュニティの創出と助け合いの基盤づくりを進めていきます。

指標名	計画策定期	前期実績 (H30)	中期実績 (R4)	後期 (R8)
市民後見人 ※養成者数	H24	20人	23人	35人

※市民後見人：決められた養成講座を受講した一般町民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わり必要な手続きや本人にとって不利益にならないようなお金の管理などを行う。

R3まちづくりアンケート／地域内の見守り活動



## 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)地域福祉活動の推進	①地域福祉を推進する体制づくり 【社会福祉課・民生障がい福祉G】
	②社会福祉協議会の活動充実と支援 【社会福祉課・民生障がい福祉G】
	③ボランティアセンター※の充実と支援 【社会福祉課・民生障がい福祉G】
(2)利用者の視点に立った福祉サービスの提供	①成年後見実施機関の運営と市民後見人の養成 【保健福祉課・高齢介護G】
	②日常生活自立支援事業※の推進 【保健福祉課・高齢介護G】
(3)低所得者への自立の支援	①相談支援体制の充実 【社会福祉課・民生障がい福祉G】
	②生活困窮者に対する生活保障と自立の助長 【社会福祉課・民生障がい福祉G】

※社会福祉協議会（社協）：地域の高齢者や障害者の在宅生活を支援するために、配食サービスや様々な福祉サービスを行っているほか、ボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしている組織

※ボランティアセンター：社会福祉協議会の中にある組織で、ボランティア情報の収集と発信、コーディネート業務、ボランティアに関する教育・研修を行う機関

※日常生活自立支援事業：北海道社協から美幌町社協へ委託されている事業で、地域の判断能力が低下した高齢者や障害者が自立して生活ができるよう福祉サービスや金銭管理を行う事業

※応急救援資金：美幌町社協が行う事業で、地域の住民に対し、生活費等緊急に資金が必要な場合に貸付を行う資金

※生活福祉資金：北海道社協が行う事業で、低所得者・障がい者・高齢者や離職者を対象に他の貸付制度が利用できない場合用途に応じて貸付し、生活の安定や立て直しを図る資金

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
第3期美幌町地域福祉計画	令和2年度～令和9年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 2－2 高齢者福祉の充実

### 現状と課題

全国的に総人口が減少を続ける一方で、高齢化は世界に例を見ないスピードで進み、いわゆる団塊の世代が65歳に到達する平成27年には高齢者人口が大幅に増加し、さらに団塊の世代\*が75歳以上となる令和7年には国民の約3割が高齢者になると予想されています。

本町においても高齢化は年々上昇を続け、65歳以上の高齢化人口について令和4年3月末で6,756人と13年前の平成21年度と比べても約799人増加しています。

今後も年々増加が見込まれ、そのピークは令和2年2月末には6,842人と、町民の約3人に1人が高齢者となり、超高齢社会\*における様々な問題に対して、的確に対応していく必要があります。

\*団塊の世代：1947年（昭和22年）～1949年（昭和24年）に生まれた第一次ベビーブーム世代

\*超高齢社会：65歳以上の高齢者の占める割合が全人口の概ね21%を超えた社会



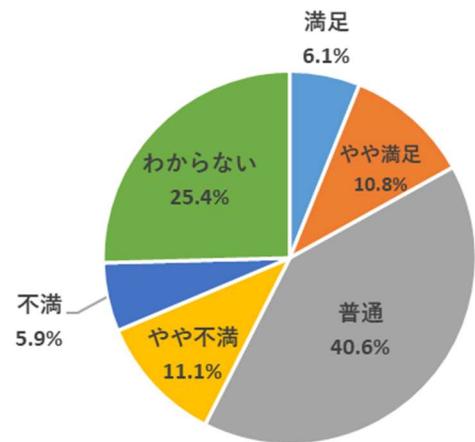
### 基本的な考え方と指標

○高齢者施策の推進にあたっては、公的サービスや地域における支え合い等の支援が将来にわたって切れ目なく適切に行きわたる仕組みづくりが必要であり、高齢者が住み慣れた地域で健やかに、安心して生活できる町の実現のため総合的な施策を推進します。また、高齢者の中でも多数を占める比較的元気な高齢者ができる限り健康を保持し、社会との関わりを持ち続けることができるよう介護予防事業\*の充実と推進を目指します。

○今後団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据え、要介護者\*が増加する中、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、「住まい・医療・介護・予防・生活支援」を一体的に提供する「地域包括ケアシステム\*」を地域の実情に応じて構築し、介護保険制度を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指します。

○高齢者がいきいきと老後を楽しみ、社会参加や生きがい活動を行うことができるよう、高齢者学級（明和大学）\*等の事業を推進します。

R3まちづくりアンケート／高齢者福祉・介護サービスの提供



指標名	計画策定期	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
認知症サポーター*養成講座の受講者数	H26	1,763人	2,000人	2,130人

\*介護予防事業：主に65歳以上の高齢者を対象とする訪問型サービス、通所型サービス等の介護予防・生活支援サービス事業と介護予防教室や健康教室等通いの場づくりを推進する一般介護予防事業で構成される。

\*要介護者：身体または精神の障害のために、入浴・排せつ・食事など日常生活での基本動作について、継続して専門的介護を要する者と介護保険法に基づき認定された者で要支援1・2の要支援者、要介護1～5の要介護者に区分される。

\*地域包括ケアシステム：高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制

\*高齢者学級（明和大学）：高齢者が自ら学び活動する生涯学習の場。対象は原則65歳以上の町民で修学期間3年（卒業後、3年間の研修制度がある）。学習は隔週水曜日に実施

\*認知症サポーター：認知症とはどういうものか、その症状や予防、認知症の方に接する時の心構えなどについてを内容とする認知症サポーター養成講座を受講・修了した者を称する名称

# 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)高齢社会への対応	①高齢者保健福祉計画※・介護保険事業計画※の推進 【保健福祉課・高齢介護G】  「地域包括ケアシステム」の構築・深化・推進を行い、介護保険制度を含めた高齢者保健福祉施策の総合的な推進と円滑な実施を目指します。
	②高齢者虐待防止及び早期発見のための体制の整備 【保健福祉課・高齢介護G】  高齢者虐待防止ネットワーク会議※を開催し、虐待の早期発見や発見時の対応協議を行うとともに、地域の連携協力体制づくりを推進します。
	③緊急通報装置※の整備による高齢者等の安心の確保 【保健福祉課・高齢介護G】  身体的又は精神的に緊急事態に機敏に行動することが困難と認められる高齢者等の居宅に緊急通報装置を設置します。
	④地域における見守り体制の充実 【保健福祉課・高齢介護G】  地域自治会や民生委員、ボランティアなどによる地域で高齢者を見守る体制づくりについて推進します。
	⑤認知症高齢者対策の推進 【保健福祉課・高齢介護G】  認知症の相談支援体制づくり、認知症に関するネットワークの強化を図るとともに、認知症の理解を促進します。
(2)自立生活の支援	①健康づくり・疾病予防の推進 【保健福祉課・高齢介護G】  要介護状態の要因となる生活習慣病等の疾患予防や早期発見のため、壮年期※からの健康づくりの推進を図ります。
	②認知症に対する支援体制の整備 【保健福祉課・高齢介護G】  認知症に関するネットワークの強化、認知症の理解の促進、認知症高齢者等及び家族に対する支援を行います。
	③生活支援サービスの基盤整備の推進 【保健福祉課・高齢介護G】  多種多様な生活支援の取組をコーディネートする機能の充実や、高齢者自らも含めた資源開発※などの基盤整備を推進します。
	④生活環境の整備 【保健福祉課・高齢介護G】  間口除雪※などの冬期間の生活環境の整備、災害時における避難支援、住環境の整備を行います。
	⑤災害時における避難支援 【保健福祉課・高齢介護G】  避難行動要支援者名簿※作成により、災害発生時に自力では避難できない要支援者のための地域の自主的な取組を促進します。
(3)権利擁護事業※の促進	①成年後見制度の普及啓発、市民後見の推進 【保健福祉課・高齢介護G】  相談窓口の運営、成年後見制度の周知及び市民後見人の育成・支援を行うことにより高齢者の権利擁護を図ります。
(4)地域包括支援センター※の機能充実	①機能の充実と適正運営 【保健福祉課・高齢介護G】  業務量に応じた人員配置、行政との連携強化、運営協議会の設置によりセンターの円滑な運営や評価を行います。

施策の区分		施策の内容
(5)高齢者福祉施設の整備	①高齢者のニーズに合った多様な住まいや施設の確保 【保健福祉課・高齢介護G】	民間活力を活かしたケアハウス、サービス付き高齢者向け住宅等の整備について、事業者との協議を行います。
(6)高齢者の社会参加、生きがい活動の促進	①高齢者の就労に対する支援 【保健福祉課・高齢介護G】	美幌町シルバー人材センター※の活動支援及び活動等について広くPRし意欲ある高齢者の就業の参加を促します。
	②生涯学習、文化・スポーツ活動機会の充実 【社会教育課・社会教育G】	元気な高齢社会を築くために、元気な高齢者の積極的な社会参画活動を支援する生涯学習や学習会などの推進を図ります。
	③社会活動参加の促進 【保健福祉課・高齢介護G】	町内の各老人クラブ※の活動に対して支援を行います。 高齢者団体等のボランティア活動や健康づくり活動のために多目的バスの貸出し等を行います。
	④高齢者の学習と活動機会の充実 【社会教育課・社会教育G】	高齢者学級として実施している「明和大学」は、高齢者が自ら学び活動し、生きがいを創出する場として、その果たす役割が大きいことから、今後とも学生などの要望を的確に捉え、魅力ある授業内容を検討し、楽しく学び続けられるよう取り組みます。 明和友の会のサークル活動等、自主的な活動を支援するとともに、学習希望者への学習提供方法を検討します。 マナビティーセンター※において活動している団体・サークル等の情報を広く提供し、高齢者の社会参加へのきっかけづくりを推進します。
(7)介護保険事業の安定化	①介護保険事業の安定と健全化 【保健福祉課・高齢介護G】	制度改正の内容や仕組みについて、各種広報媒体を活用して啓発活動に努めます。 安定した制度運営を行うため介護給付費等の適正化に対する取組に努めます。
	②介護人材の確保対策の推進 【保健福祉課・高齢介護G】	介護人材の確保及び資質の向上と定着の促進を図ります。

※高齢者保健福祉計画：高齢者福祉サービスの内容など、高齢者福祉事業全般にわたり必要な事項について老人福祉法に基づいて策定される計画

※介護保険事業計画：介護保険サービス費用などの見込量を定めたもので、3年に1度、介護保険法に基づいて策定される計画

※高齢者虐待防止ネットワーク会議：虐待の早期発見や、発見時の円滑な対応について、また虐待防止のネットワークを構築すべく、行政や警察、福祉団体などの関係機関により構成する会議

※緊急通報装置：自宅の電話器と一緒に設置される装置で、緊急事態がおこったときは、ボタンを押すだけで消防署へ通報でき、また煙などを感知した場合は自動で消防署に通報される装置

※壮年期：成人としてもっとも体力、気力が充実しているとされる年齢

※高齢者自らも含めた資源開発：高齢者を支える地域のボランティアなどの資源だけでなく、比較的元気な高齢者についてもボランティアや趣味を活かした活動など支援する側としての活躍の場を開発

※間口除雪：高齢者の方や障がいのある方が、通院や買物などの外出時に支障となる、道路に面した出入口部分（間口）の雪を除雪する事業

※避難行動要支援者名簿：災害発生時に自力では避難できなく、安否確認や避難時の手助けが必要となる方について、事前にその支援内容等を登録しておく名簿のことで、災害発生時には自治会など地域の方々が協力・連携して支援する。

※権利擁護事業：認知症高齢者など判断能力が不充分な為、日常生活に困っている方に対して、安心して自立した生活が送れるよう、金銭管理や重要な契約などの福祉サービス等の利用援助を行う事業

※地域包括支援センター：町民のみなさんが住み慣れた町で安心して暮らすことが出来るよう、様々な相談を受け、必要な支援につなげるお手伝いを行うために市町村内に置かれている「総合相談機関」

※小規模多機能型居宅介護施設：利用者の状況や希望に応じて、通所を中心としながら、訪問や宿泊を組み合わせたサービスを提供する施設

※民間活力：民間事業者による整備とサービス提供

※美幌町シルバー人材センター：高年齢者が働くことを通じて生きがいを得ると共に、地域社会の活性化に貢献する団体で、定年退職者などの高年齢者が、臨時かつ短期的又は特別な知識・技能を活かした軽易な就業を提供

※老人クラブ：各自治会単位などで高齢者を会員とし、高齢者自身による企画・運営で無理せず、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくりなどの活動を行う場

※マナビティーセンター：町民の地域活動や趣味・教養・文化の学習実践活動及びレクリエーションの場。サークルや各種団体の日常活動・研修等のほか各種講座・教室も開催

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 2-3 障がい者福祉の充実

### 現状と課題

平成18年4月から障害者自立支援法\*が施行となり、身体、知的、精神障がいの種別にかかわらずサービスを利用するための仕組みが一元化され、更に平成25年度から障害者総合支援法\*が施行されるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような状況の中、障がいのある人が地域で自立した生活をおくるためには、地域が障がいのある人に対する正しい理解を深めることや就労の場の確保、生活環境の整備、障がいのある人や家族及び介護者等への支援体制の確立が求められています。

本町では、現状や課題等の検討を行い「第6期美幌町障がい福祉計画及び第2期美幌町障がい児福祉計画\*」を策定し、障がいのある人の積極的な社会参加や住み慣れた地域の中での自立を促進するとともに、町民、ボランティア、関係機関・団体、民間企業等と連携を図りながら、誰もが安心して暮らせる人にやさしいまちづくりを進めてきました。

町内には子ども発達支援センター\*があり、心身に障害を有する子どもやことばの発達の遅れた未就学児童の日常生活における基本動作の訓練と家族への必要な指導・助言を行っています。近年では通所児童が増えており、指導員を増員して対応しています。

障がい者は、年齢や障がいの程度、生活状況などが様々ですが、住み慣れた地域で安心して、活き活きと自立した生活をおくるために地域社会全体で障がい者を理解し、支えていくことが必要です。

\*障害者自立支援法：障がい者が必要とするサービスを利用し、地域で安心して暮らせるの実現を目指して平成18年10月1日施行

\*障害者総合支援法：平成25年4月1日施行。「障害者自立支援法」から移行するとともに、障がい者の定義に難病が追加された。

\*第6期美幌町障がい福祉計画及び第2期美幌町障害児福祉計画：障害者総合支援法に基づき、障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう障害福祉サービスなどが計画的に提供されるための方針

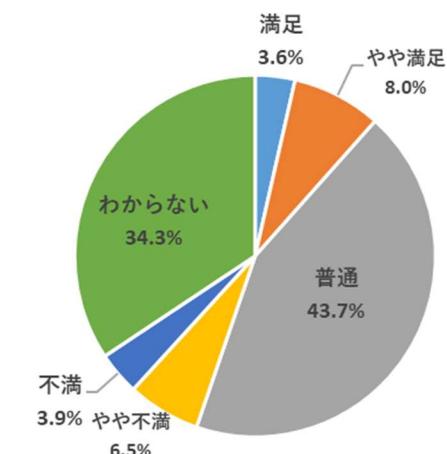
\*子ども発達支援センター：発達支援の必要が認められる児童に対し、必要な指導を行うことにより当該児童の健全な育成を図ることを目的として設置された児童福祉法に基づく施設

### 基本的な考え方と指標

○障害者総合支援法の理念を踏まえつつ、「障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援」、「障害種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等」、「入所等から地域生活への移行、地域生活継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備」を基本方針として「誰もが安心して、暮らせる人にやさしいまち」の実現に向け、着実に事業を推進していきます。

指標名	計画策定期		前期実績 (H30)	中期実績 (R4)	後期 (R8)
障害福祉サービス等*利用者数	H26	366人	448人	400人	350人
地域生活支援事業*の利用者数	H26	128人	161人	100人	120人

R3まちづくりアンケート／障がい福祉サービスの提供



\*障害福祉サービス等：居宅介護や施設での介護、就労に必要な訓練など、障がい者が利用できる制度全般

\*地域生活支援事業：地域生活支援センター、日中一時支援、移動支援、日常生活用具費給付など、町が実施する事業

# 施 策

施策の区分		施策の内容
(1)障がい者福祉の推進体制の充実	①障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の推進 【社会福祉課・民生障がい福祉G】	美幌町障害者自立支援協議会※において障がい計画等の進行管理を行います。
	②障がい者に関する相談、指導の充実 【社会福祉課・民生障がい福祉G】	障害者相談員※や地域包括支援センターの相談窓口設置により相談を行うとともに、地域生活支援拠点の整備について検討を進めます。
(2)障がい者の自立生活の支援	①福祉サービスの提供体制の充実 【社会福祉課・民生障がい福祉G】	障がい者の自立を支援するため、移動支援、日中一時支援、地域活動支援センターなど障がい福祉サービスの提供体制の充実を図ります。
	②障がい者の家族・支援団体等のニーズ把握 【社会福祉課・民生障がい福祉G】	障がい者施策の推進にあたっては、障がい者やその家族、団体などから意見を聞き取り、施策の反映に努めます。
(3)障がい者福祉施設の整備	①障がい者の生活・訓練施設の整備促進 【社会福祉課・民生障がい福祉G】	民間活力による各種施設整備の支援を行います。また、既存施設の長寿命化を図ります。
	②子ども発達支援センターの充実 【社会福祉課・児童支援G】	心身に障がいを有する又はことばの発達の遅れた未就学児童の日常生活における基本動作の訓練、集団生活への適応訓練と家族への必要な指導、助言を実施します。
(4)障がい者の社会参加、生きがい活動の促進	①就労機会の確保 【社会福祉課・民生障がい福祉G】	障がい者の一般就労移行や就労確保の場の拡大など関係機関との連携を図り、地域全体で雇用の場の確保に努めます。
	②農福連携の推進 【農林政策課・農政G】 【社会福祉課・民生障がい福祉G】	農作業に係る担い手不足解消と障がい者等の雇用の場の創設に向け、農福連携の推進に努めます。
(5)権利擁護事業の促進	①障がい者差別の解消と虐待防止 【社会福祉課・民生障がい福祉G】	組織体制づくり、関係機関職員の資質向上、啓発活動等を実施し、関係機関との連携を図り障がい者差別の解消と虐待の防止や早期発見等の取り組みを強化していきます。
	②成年後見制度の普及啓発、市民後見の推進 【社会福祉課・民生障がい福祉G】	相談窓口の運営、成年後見制度の周知及び市民後見人の育成・支援を行うことにより障がい者の権利擁護を図ります。

※美幌町障害者自立支援協議会：障害者総合支援法に基づき、障がい者の生活を支えるためのシステムづくりに關し、関係機関と連絡調整を行うために設置

※障害者相談員：心身に障がいのある方やその家族から相談を受けるため、町から委嘱された地域の相談員

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
第2期美幌町障がい者計画	平成29年度～令和8年度
第6期美幌町障がい福祉計画及び第2期美幌町障がい児福祉計画	令和3年度～令和5年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 2-4 子育て支援の充実

### 現状と課題

#### 子育て支援及び保育園

「美幌町子ども・子育て支援事業計画※」に基づき、子育てに関する総合的な取組を進めています。子育て支援に関する情報提供を行うこと、また、児童虐待などを乳幼児検診などの機会を通じ未然に防ぐことが必要です。

保育園（所）は、通年開設の保育園2ヵ所※のほか、へき地保育所3ヵ所※、民間保育所1ヵ所※があり、保護者のニーズに応じて保育サービスの充実に努めています。少子化によって子どもの数が減少している中、今後の施設のあり方を検討する必要があります。

学童保育所は町内に3ヵ所※のほか、コミュニティセンターに児童センターを設置し放課後児童対策を実施しています。学童保育所の対象学年が法改正により拡大されたため、その対応が必要です。

#### 母子保健

妊娠婦及び乳幼児の健康診査、健康相談、健康教育を実施し、異常の早期発見、早期治療を図るとともに育児に関する指導、相談を行い、子どもたちの健やかな育ちを支援することが必要です。

※美幌町子ども・子育て支援事業計画：質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために策定する、子ども・子育て支援法に基づく事業計画

※通年開設の保育園2ヵ所：美幌保育園と東陽保育園

※へき地保育所3ヵ所：へき地保育所は上美幌、福住及び田中の各保育所

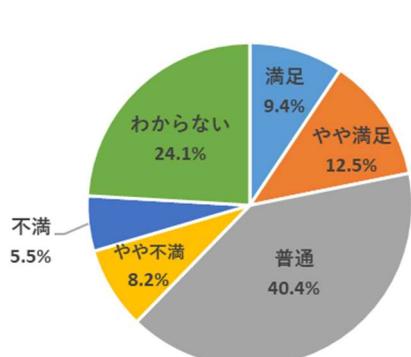
※民間保育所1ヵ所：特定非営利活動法人ひまわり保育園

※学童保育所は町内に3ヵ所：町内の各小学校内に設置（美幌、東陽、旭の各学童保育所）

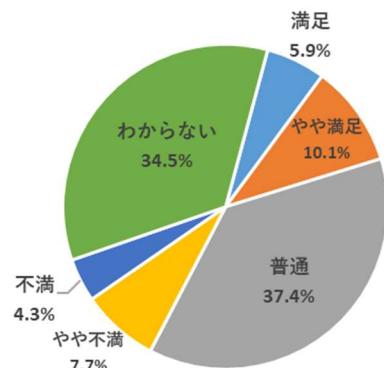
### 基本的な考え方と指標

- 仕事と子育ての両立ができ、安心して子どもを預けられるよう保育園（所）における保育サービスの充実や保護者の負担軽減を図ります。
- 子育て支援センターにおける相談体制の充実を図り、子育て情報の提供や子育てに関する相談・指導、託児ボランティアの養成に努めます。
- 児童虐待防止のため、虐待の背景にある家族を取り巻く様々な問題を通じて、関係機関と連携を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- 放課後児童対策として、子どもが安全に過ごすことの出来る場の充実に取り組みます。
- 妊娠、出産、育児期における母子保健対策の充実を図り、全ての子どもの健やかな成長を育む切れ目のない支援を推進します。

R3まちづくりアンケート／子どもの医療費助成



R3まちづくりアンケート／保育料軽減など子育て世代への支援



指標名	計画策定期		前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
子育て支援センター利用者数	H26	10,834 人	8,424 人	4,392 人	7,358 人

## 施 策

施策の区分		施策の内容
(1)次世代育成支援	①子ども・子育て支援事業の推進  【社会福祉課・児童支援G】	子ども・子育て支援新制度は、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために制定された子ども・子育て関連3法に基づく新たな制度で、その支援内容については子ども・子育て支援事業計画により着実な推進を図ります。
	②子育て世代への支援  【社会福祉課・民生障がい福祉G】	子育て世代の負担軽減のため、医療費軽減について、国や道に要望するとともに、町においても現状把握し、更なる支援の拡大について十分検討を図ります。
(2)子育てに関する相談・指導の充実	①育児に関する相談体制の充実  【社会福祉課・児童支援G】	子育て支援センターへの直接電話や来所による相談を受け付け、親の育児不安などの解消を図ります。
	②子育てサポートボランティア※の人材養成  【社会福祉課・児童支援G】	子育て支援センターで託児が必要な行事が多い反面、託児ボランティアが不足しているため、養成を図ります。
	③児童虐待の早期発見と速やかな保護をはかる相談体制の充実  【社会福祉課・児童支援G】	各児童福祉施設や幼稚園又は児童の健診時などを通じ児童虐待などの早期発見、未然防止に努めます。
	④虐待防止支援体制の充実  【社会福祉課・児童支援G】	児童虐待と思われるケースについては、要保護児童対策地域協議会※等と協議の上、対策を講じます。
(3)保育園(所)の充実	①特別保育※を含めた保育園(所)の充実  【社会福祉課・児童支援G】	保育園での一時預かりや障がい児保育を実施します。  保護者の労働実態により保育の必要量に合った保育区分を設けます。  少子化で児童数が減少する中で保育園・季節保育所・へき地保育所、民間保育所を含めた今後のあり方を検討します。
	②保育料軽減など子育て世代への支援  【社会福祉課・児童支援G】	子育て世代の負担軽減のため、保育料の軽減を継続するとともに、子育て支援センターの充実等により子育て世代の支援を図って参ります。
	③0歳児保育・休日保育の推進  【社会福祉課・児童支援G】	町内の民間保育所で0歳児保育、休日保育を実施します。  町立保育園では施設の老朽化による改築等の際に検討します。

施策の区分		施策の内容
(4)学童保育の充実	①学童保育所の充実 【社会福祉課・児童支援G】	留守家庭等となる児童の健全育成と福祉増進を図ります。 法改正による対象学年拡大に伴い現有施設での学年拡大を図ります。
	②児童センターの充実 【社会福祉課・児童支援G】	地域の子ども達に健全な遊び場を提供します。
(5)ひとり親福祉の充実	①ひとり親家庭への相談体制の充実 【社会福祉課・民生障がい福祉G】	児童扶養手当※の申請受付、ひとり親家庭医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金※の受付等を行います。
	②ひとり親家庭への就労支援 【社会福祉課・民生障がい福祉G】	母子父子家庭の生活の安定と向上のため就労情報の提供と支援を実施します。
(6)母子保健の推進	①妊婦健診や乳幼児健診等による母子保健事業の推進及び子育て期における相談体制の充実 【保健福祉課・健康推進G】	母子健康教育や乳児全戸訪問、乳幼児健診、乳幼児相談により、異常の早期発見、早期治療につなげるとともに、相談支援体制を強化し子育て支援を充実します。
	②経済的支援の充実 【保健福祉課・健康推進G】	妊娠婦や子育て家庭及び不妊治療を受ける夫婦への経済的負担を軽減し、子育てを支援します。
(7)家庭における食育※	①健全な食生活の推進 【保健福祉課・健康推進G】	食育※に関する情報提供や料理教室等を開催し、子どもたちが生涯にわたり健康で質の高い生活を送ることができるよう食育を推進します。

※子育てサポートボランティア：子育て支援センターで、センター活動や年間行事等において託児のお手伝いや子ども達と一緒に活動していただく方

※要保護児童対策地域協議会：要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、行政、児童福祉、保健医療、教育、警察等関係機関が連携・協力し被虐待など要保護児童やその保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行うための協議会

※特別保育：保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育又は保護者の疾病や家族の疾病による付き添い等緊急時の一時的な保育を必要とする児童に対して実施する一時預かりや心身に障がいのある児童を健常児との集団保育により共に育ち合い、障がい児の福祉の増進を図るために障がい児保育

※児童扶養手当：父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自律の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当

※母子父子寡婦福祉資金：母子家庭、父子家庭、寡婦の経済的自立を助け、扶養している児童（子）の福祉を増進することを目的として貸し出される貸付金

※食育：栄養の偏り、不規則な食事、安全性の問題や食文化の継承など、生産から消費まで一貫した「食」に関する考え方を家庭、学校、保育所、地域等を中心に育むことを国民が総合的に推進すること。

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
第2期美幌町子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度
美幌町第III期健康増進計画	平成30年度～令和5年度
第6期美幌町障がい福祉計画及び第2期美幌町障がい児福祉計画	令和3年度～令和5年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 2－5 保健予防対策の推進

### 現状と課題

町民の平均寿命は、生活習慣の改善や医学の進歩などを背景に、年々伸びている一方で、急速に進む高齢化、生活習慣病※の増加や、要介護高齢者の増加などが大きな課題となっています。

美幌町では、町民が健康で心豊かに生活することができ、活力ある社会であるために「美幌町健康増進計画※」を策定し、乳幼児期から高齢期まで、それぞれのライフステージにおける健康課題をとらえ、課題毎の目標を定めて個人や家族、地域、職場、行政など様々な機関等が連携協力を図りながら環境整備や健康づくりに取り組んでいます。

また、健康づくりを効果的、継続的に推進するために、生活習慣病、栄養・食生活、身体活動・運動、たばこを重点課題とし、取り組むべき具体的な目標を設定し、健康づくりの推進を図っています。

誰もが健康で生き生きとした生活を送るためにには、心身ともに健康であることが重要であり、こころの健康※づくりや生活習慣病等の疾病予防・早期発見など、健康づくりの推進により、町民一人ひとりの生活の質を高め、健康寿命を延ばすことが重要です。

コロナ禍における健康づくりとして、新しい生活様式に合わせた取り組みを提供していきます。

※生活習慣病：食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群

※美幌町健康増進計画：健康を維持しながら長生きを楽しむ健康づくりの推進をめざし、ライフステージ別に栄養・運動・歯科保健・喫煙・メンタルヘルスなど項目毎の目標を定め、個人や家族、地域、職場、行政が取り組む計画

※こころの健康：自分の感情に気づいて表現できること（情緒的健康）、状況に応じて適切に考え、現実的な問題解決ができること（知的健康）、他人や社会と建設的でよい関係を築けること（社会的健康）を意味している。人生の目的や意義を見出し、主体的に人生を選択すること（人間的健康）も大切な要素であり、こころの健康は「生活の質」に大きく影響する。

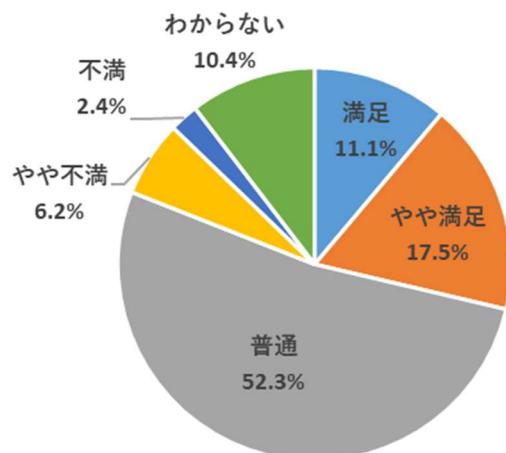
### 基本的な考え方と指標

○毎日を楽しく健康に暮らすことは、町民全ての願いです。町民が共に支え合いながら、子どもから高齢者まで、心身共に健やかで希望や生きがいを持ち、それが望む「健康」を得ることができるよう健康づくりを推進します。

○地域保健活動の推進と健康づくりの実践機能を統合した保健福祉総合センター※を拠点とし、乳幼児から高齢者まで町民全ての健康管理と健康増進、福祉の向上を推進します。

○全ての町民が心豊かに生活できる健康づくりのための食育を推進します。

R3まちづくりアンケート／病気を予防するための対策



指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
健康教育※実施回数	H26	32回	115回	10回

※保健福祉総合センター：町民の健康と生きがいづくりの活動拠点及び福祉サービスの総合的かつ効果的な提供拠点として機能する施設

※健康教育：健康の保持増進を目的に、個人や集団を対象に健康知識の普及や実践を推進する活動

# 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)総合的な保健体制の充実	①健康づくりの推進や保健医療体制の整備充実 【保健福祉課・健康推進G】  保健医療関係団体※の活動を支援し、保健医療体制を整備するとともに各組織の連携充実及び活動の推進を図ります。
(2)保健予防、保健指導の推進	①生活習慣病予防のための各種健(検)診等の実施と生活改善に向けた保健指導の実施 【保健福祉課・健康推進G】  各種がん検診や健康診査及び健康相談、保健指導などを実施するとともに、受診しやすい体制を整備することにより生活習慣病の予防、疾病等の早期発見、早期治療を促し、町民の健康増進を図ります。
	②総合的で連携を強化した地域保健、学校保健、職域保健※の推進 【保健福祉課・健康推進G】  地域、学校、家庭、企業が連携し、健康課題や対策に取り組むことにより、健康づくりの推進を図ります。
	③予防接種による感染症予防 【保健福祉課・健康推進G】  感染のおそれがある疾病の知識を普及するとともに発生、蔓延及び重症化を予防するため各種予防接種を行うことにより健康増進を図ります。新型コロナウイルス感染症に対する予防接種体制整備及び感染予防、蔓延防止に関する知識の普及及び体制整備を図ります。
(3)介護予防の推進	①生活習慣病や認知症を予防する生活の理解と自ら健康づくりに取り組める環境の整備等 【保健福祉課・健康推進G】  老人クラブ等での健康相談、出前講座や地域と協力した介護予防教室の実施、保健福祉総合センターを活用した各種教室の開催、認知症についての知識の普及啓発や認知症予防ボランティア※による事業の充実により介護予防を推進します。
(4)介護予防マネジメント体制※の確立	①介護予防ケアプラン※の作成 【保健福祉課・高齢介護G】  地域包括支援センター職員のスキルアップを図り、適正な支援を行います。  認定者の増加に伴い、センター職員の充実を図ります。
(5)健康づくりの推進	①ヘルスリーダー※の養成、育成及び活動の推進 【保健福祉課・健康推進G】  ヘルスリーダーの人材確保に努めるとともに、資質の向上を図り、町民が健全な食生活を送ることができるよう健康教育を主体的に企画実践し、健康増進を図ります。
	②地域における健康づくりの推進 【保健福祉課・健康推進G】  「美幌町健康増進計画」に基づくライフステージ※に応じた健康づくりの推進のため、健康相談、出前講座や各種教室を実施し、総合的な健康づくりを推進します。
	③質の高い健康運動指導体制の充実 【保健福祉課・健康推進G】  健康運動指導士※の確保に努めるとともに、運動指導員への研修等により健康運動指導体制の向上を図ります。
	④保健福祉総合センターの施設整備及び充実 【保健福祉課・健康推進G】  適切な施設運営により、保健福祉、健康づくりの中核施設としての機能を維持するため施設の整備、充実を図ります。

※保健医療関係団体：救急搬送に対応する救急医療や休日の急病患者への医療を担う病院・診療所、周辺地域への訪問看護を行う事業所等地域保健医療関係機関及び団体

※職域保健：労働者を対象とした健康づくり

※認知症予防ボランティア：認知症予防を推進するボランティア団体など町民の自主的な活動で、美幌町では、認知症予防運動などを行うやまびこの会や、家族支援も含めた活動を行うサフランの会などがある。

※介護予防マネジメント体制：要支援者に対して、本人・家族との話し合い等をもとに、現状の生活行為に関する評価・分析を行い、「本人がどんな生活を送りたいか」についてあらやる角度からその支援方法等を考える体制

※介護予防ケアプラン：要支援者に対して、目標とする生活のイメージについて記載し、実現するための目標を設定、その実現のため必要とされる支援方法、支援メニューを作成するもの。

※ヘルスリーダー：町が実施するヘルスリーダー養成講座を受講し、自らの健康に关心を持ち、健康的な生活習慣を実践するとともに地域における健康づくりのリーダーとして主体的に取り組む町民

※ライフステージ：乳幼児期から学齢期・成人期・高齢期といった、年齢にともなって変化する生活段階

※健康運動指導士：保健福祉総合センターにおいて、町民の健康を維持・改善するために、安全かつ適切な運動プログラムを提案・指導する専門家

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度
美幌町第III期健康増進計画	平成30年度～令和5年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 2－6 地域医療体制の充実

### 現状と課題

現在の町立国保病院は、平成12年に改築し医師8名、6診療科（内科・外科・小児科・産婦人科・整形外科・眼科）体制によりスタートし、経営改善により患者数が増加したものの、医師の退職や非常勤化、科の休診などにより患者数が減少しました。その後、医師招へいの取組により新たな診療科の開設等を行い、平成27年6月からは、10科の外来診療体制（外科、整形外科、循環器内科、内科、総合診療科、腎臓内科、小児科、泌尿器科、眼科、脳神経外科）で常勤医師10名及び非常勤医師2名体制がスタートしました。その後、常勤医師が最大12名、12科体制となりましたが、令和4年8月現在では、医師の退職等に伴う診療科の見直しにより、7科（内科、循環器内科、外科、整形外科、泌尿器科、眼科、小児科）体制で診療を継続しております。

また、病院改築時の施設・設備や高度医療機器※が更新時期を迎えており、平成22年度から年次的な更新事業に着手していますが、今後は施設・設備の延命化や比較的耐用年数の短い医療機器の更新等必要に迫られた投資が多数重なることから、借入金や減価償却費、町からの繰入金の増加が懸念されています。

一方、地域の高齢化により、保健・医療・介護・福祉のネットワークの重要性が高まっており、町内で唯一の一般病床を有する中核病院が果たすべき役割として、病診・病病連携※、予防医療※、在宅医療※など地域包括ケアの取り組みが求められていることから、平成25年4月に地域医療連携室※を開設し、より良い医療環境の構築に向け、取り組みを進めています。

新型コロナウイルス感染症への対応において、公立病院として発熱外来の設置や、ワクチン接種等で中核的な役割を果たしており、今後も新興感染症の発生時の感染拡大に備えた取り組みが必要となっています。

※高度医療機器：放射線、磁気、超音波などの先端技術を導入した検査や治療のための医療機器

※病診・病病連携：病診連携とは、病院と診療所が連携して医療を提供する仕組み。病病連携とは、病院と病院が連携をとる仕組み。

※予防医療：生活習慣の改善や予防接種などによって病気になるのを防ぐだけでなく、たとえ病気になっても早期に発見・治療して重症化を防ぎ、さらにはリハビリテーションなどにより病気からの回復を早め、再発を防ぐこと。

※在宅医療：通院困難な患者の自宅や介護施設などに医療者が訪問して医療を行うこと。

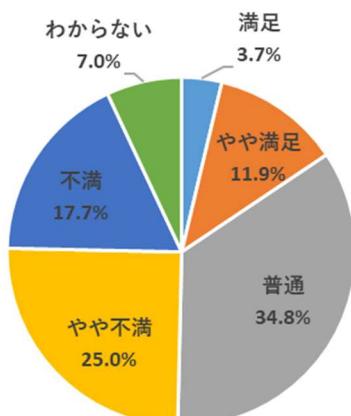
※地域医療連携室：地域の医療機関や介護施設等との連絡調整窓口となり、より良い医療環境を構築することを目的にした部署

### 基本的な考え方と指標

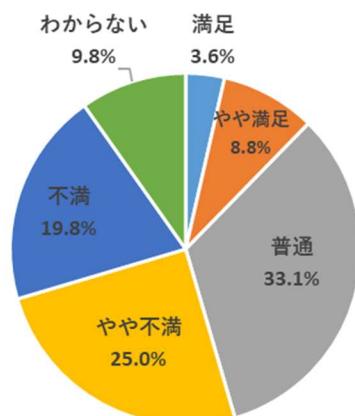
○町民の医療ニーズを踏まえ、診療体制の充実と経営収支の改善、病床機能の見直し検討などに取り組み  
国民健康保険病院の充実と持続可能な地域医療提供体制の確保に努めます。

○救急医療、広域医療に関する体制の維持・向上に努めるとともに、保健・医療・介護・福祉との連携を深めながら在宅医療や予防医療など地域包括ケアを推進し、より良い医療環境の構築に努めます。

R3まちづくりアンケート／国保病院の診療科について



R3まちづくりアンケート／国保病院の常勤医師の確保について



指標名	計画策定時		前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
医師数	H27	10人	10人	7人	9人
診療科数	H27	10科	12科	7科	7科

## 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)国民健康保険病院の充実	①固定医師の確保 【国保病院】  ホームページによる医師募集やインターネットを活用した募集広告の掲載など招へい活動に取り組み、眼科医師の常勤化や持続可能な医師体制の構築に努めます。
	②診療科の充実と、新たな診療科の検討 【国保病院】  医療ニーズを踏まえ診療科の充実に努めるとともに、非常勤医師による専門外来・特殊外来の開設を検討します。
	③施設・設備や医療機器の充実 【国保病院】  必要な医療機器等の更新計画を作成し年次的に整備を行います。また、診療科の充実に必要な高度医療機器の導入やマイナンバーカードの健康保険証利用によるオンライン資格確認などデジタル化の対応を進め、事務の効率化と患者利便性の向上を図ります。
	④医療従事者等の育成確保 【国保病院】  患者本位で安全かつ質の高い医療を提供するため、患者接遇の向上に取り組むとともに、高い技術や知識を有する看護師や医療技師など医療従事者の育成・確保や経営管理を担う事務局体制の強化を図ります。また、働き方改革への対応など医師を含めた医療従事者の負担軽減対策に取り組み勤務環境の改善を図ります。
	⑤新たな収支改善対策の推進 【国保病院】  これまでの経費節減・抑制対策の検証や、施設基準の見直しによる診療報酬※の増加対策を進めるとともに、公立病院経営強化プラン※の作成、実施に取り組みます。
	⑥病床機能の見直し検討 【国保病院】  病床稼働率※の向上や町民の医療ニーズを踏まえ、地域包括ケア病床※の運用を継続します。
(2)保健・医療・介護・福祉との連携強化	①地域包括ケアの推進 【国保病院】  高齢化が進展する中、高齢者を在宅で支援するシステムとして在宅医療（訪問診療）を推進するとともに、在宅療養支援病院の施設基準の取得や居宅介護支援事業所の設置について検討を図ります。  また、健診など予防医療（保健事業）の充実や医療ソーシャルワーカー※による相談体制の充実に努めます。
(3)広域医療体制の充実	①病診・病病連携強化 【国保病院】  地域医療連携室の機能として地域の病院や診療所との医療連携を強化し、それぞれの医療機関の機能に応じ役割を分担し、症状に応じた適切な医療の提供に努めます。

施策の区分		施策の内容
(4)救急医療体制の充実	①国保病院における救急医療体制の充実 【国保病院】	地域により密着した救急医療を提供するため、休日の常勤及び非常勤医師による救急診療体制の維持・確保を図ります。
(5)医療従事者等の確保対策の推進	【保健福祉課・健康推進G】	医療・福祉・介護の現状、医療従事者の定着率、今後のニーズ等、現行の制度設計の見直しを含め検討いたします。
(6)新興感染症への対応	①新興感染症感染防止対策の推進 【国保病院】	新興感染症の拡大防止に対応できるよう、感染防止に必要な資機材の確保や検査機器の整備を行い、医療提供体制の確保と検査体制の整備を図ります。

※診療報酬：医療サービスの対価として支払われる報酬のこと。金額の元となるのが診療報酬点数表で、医療機関の施設基準（医療機関の機能や設備、診療体制等の評価）などで増減がある。

※公立病院経営強化プラン：公立病院が地域において果たすべき役割を明確にするとともに、適切な財政負担のもと経営を健全化し、その役割を継続的に果たしていくために策定する計画

※病床稼働率：病院のベッドがどの程度効率的に稼動しているかを示す数字。その数字が高いほど空きベッドが少なく、効率的に利用されていることになる。

※一般病床：主に病気やケガなど、急性疾患の患者を対象とする病床（ベッド）

※地域包括ケア病床：急性期病床を退院する病状が安定した人に対し、在宅や介護施設への復帰支援に向けた医療や支援を行う病床

※医療ソーシャルワーカー：保健医療機関において、社会福祉の立場から患者やその家族の方々の抱える経済的・心理的・社会的問題の解決、調整を援助し、社会復帰の促進を図る業務を行う職種

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町立国民健康保険病院新公立病院経営強化プラン	令和5年度～令和9年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 2-7 生活環境保全・緑化活動の推進

### 現状と課題

#### 環境共生※、環境保全

令和4年3月に2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「北海道美幌町ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。

これまで公共施設への再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの実践、豊かな森林の適切な管理による二酸化炭素吸收源の最大限の活用などに取り組んできましたが、脱炭素型のライフスタイル、ビジネススタイルへの転換に向けた普及啓発など、更なる地球温暖化※対策への取り組みが必要です。

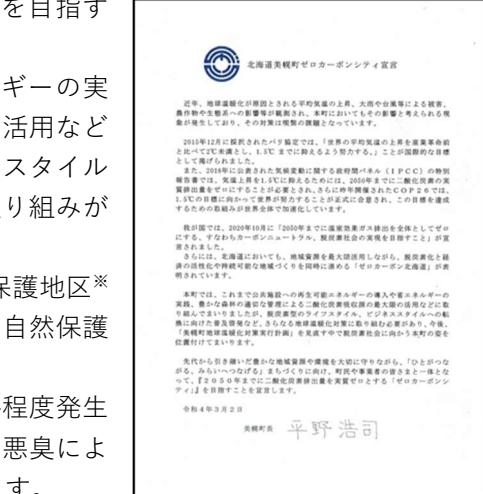
北海道は、町内2箇所を、貴重な自然が残るとして環境緑地保護地区※に指定しており、委嘱された自然保護監視員が定期的に巡回して自然保護に努めています。

公害防止では、灯油タンク倒壊等による油流出事故が年に数件程度発生していますが、大きな被害にはなっておりません。また、騒音、悪臭による苦情もあり、その都度現地を確認し原因者に対し指導しています。

#### 環境美化

各自治会、企業、団体等により町内一斉清掃などの清掃活動が行われています。また、自治会連合会衛生部会と共同で不法投棄防止看板を設置し、委託業者により不法投棄防止パトロールを実施していますが、不法投棄は未だに発生している状況です。

緑化・花いっぱい運動※については、自治会及び公共施設を対象に花苗配布を行っているほか、フラワーマスター※などを通じて、自治会・公共施設などに住民の協力を得ながら継続して植栽・植樹を行っています。



#### 火葬場、墓地

柏ヶ丘霊園、びほろ霊園、市街共同墓地※は残区画数が少なくなっているものの、平成29年10月より共用開始している合同納骨塚や町外転出等の改葬が増えていることから、平成26年度以降返還件数が許可件数より多くなっており、残区画数は増えてきています。

火葬場施設（望岳苑斎場）は、美幌・津別広域事務組合の施設で、平成6年11月に建築されてから29年が経過し、近年火葬件数も増加傾向にあることから、故障を未然に防止するためにも、劣化が進行する火葬炉内の耐火物及び耐火ベッド・付帯設備の修繕を計画的に進めが必要です。

※環境共生：河川、湖沼、海岸、里山など多様な自然環境と都市化の進展等によって失われつつある自然環境を次世代に継承するため、自然と人間の調和を図ること

※地球温暖化：人間活動の拡大で、二酸化炭素・メタン・亜鉛化窒素などの温室効果ガスの濃度が増加することで、地球の表面温度が上昇すること。

※環境緑地保護地区：北海道が条例に基づき、市町村の市街地及びその周辺地のうち、環境緑地として維持又は造成することが必要として指定した地区

※緑化・花いっぱい運動：木・花を植えることによって景観を良くしようとする取組

※フラワーマスター：花の育成管理や街並み景観に配慮した植花に関する知識・技術を持ち、花のまちづくりのボランティアーダーとして積極的に指導・助言できる人

※市街共同墓地：美幌町字元町、柏ヶ丘霊園の西隣に隣接する墓地の名称

## 基本的な考え方と指標

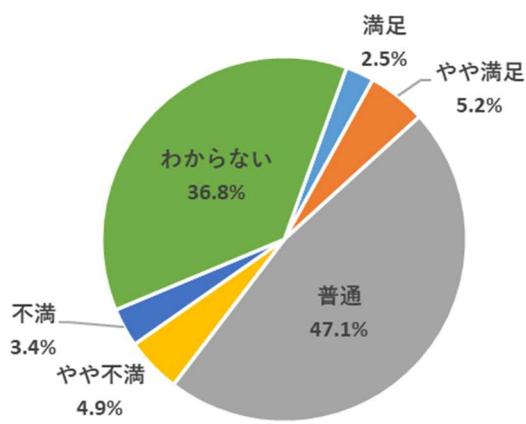
○2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、各分野と連携を図りながら地道に取り組んでいきます。また、自然環境への負荷の軽減及び保護に努め、地域が一体となって環境共生のまちづくりを進めます。

○地域、各種団体と協力し、不法投棄の未然防止や環境美化の推進に努めるとともに、植樹・花壇の植栽や維持など町民の参画を得ながら地域の緑化推進を進め、美幌町の名にふさわしい「美しい」まちを目指します。

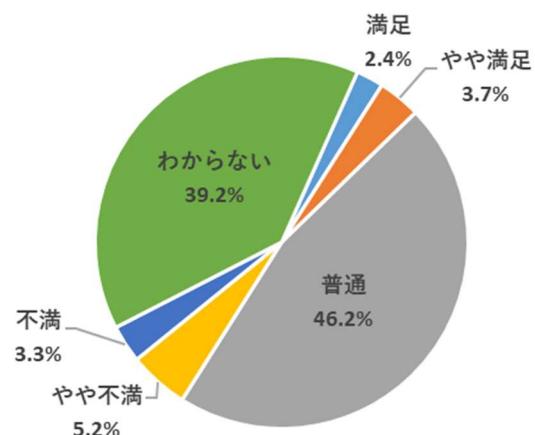
○宗派、祭祀、儀礼にこだわりのない共同墓地及び靈園は、利用動向を確認しながら、利用者等の期待に応えられるよう、整備及び維持管理に努めます。

○円滑な業務運営のため、火葬炉を中心とした設備の維持管理の徹底及び施設使用者の利便性を図り住民サービスの向上に努めます。

R3まちづくりアンケート／自然環境保護のための地域と  
一体となった取り組み



R3まちづくりアンケート／地球温暖化防止等の  
環境問題への取り組み



指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
町の事務事業に伴う 温室効果ガス排出量	H25	8,002,938 kg-CO <sub>2</sub>	7,150,279 kg-CO <sub>2</sub>	5,909,842 kg-CO <sub>2</sub>

## 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)環境共生に向けた総合的な取り組み	①地球温暖化防止に向けた取り組みの推進 【環境管理課・環境衛生G】  2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指し、今後「美幌町地球温暖化対策実行計画」を見直す中で脱炭素社会に向かう本町の姿を位置付けていきます。
(2)自然環境の保護	①自然環境保護に対する地域による取組への支援 【環境管理課・環境衛生G】  環境緑化保護地区の保全を進め、貴重な自然が失われないよう努めています。
(3)公害の防止	①関係機関との連携による巡回活動の強化と公害に関する企業の危機管理意識の醸成促進 【環境管理課・環境衛生G】  油流出事故における万全な対応及び関係機関との連携に努めます。  公害発生を未然に防ぐための監視活動を実施していきます。  騒音、振動等の発生源である原因者に対する指導を行います。

施策の区分		施策の内容
(4)環境美化活動の推進	①地域における清掃活動 【環境管理課・環境衛生G】	関係団体との連携を図り、町内一斉清掃の実施を支援します。 ボランティア清掃活動への支援を行います。
(5)不法投棄対策の推進	①不法投棄の未然防止と早期発見対策 【環境管理課・環境衛生G】	自治会連合会環境衛生部会と共同で不法投棄防止看板等の設置を進めて行きます。 不法投棄巡回パトロールを実施して、早期発見と未然防止に努めます。 警察などの関係機関と連携して、不法投棄対策の強化を図ります。
(6)花や緑による景観の向上及び緑化の推進	①花による景観づくりの推進 【環境管理課・環境衛生G】	フラワーマスター連絡協議会と連携し、花いっぱい運動の推進を図ります。 自治会、公共施設を対象として花苗の無償配布を行い、花いっぱい活動を支援します。
	②緑の保全、回復及び緑化推進の取り組み 【環境管理課・環境衛生G】	関係部署との連携による市街地の空き地空間を利用した緑化の推進及び整備を図ります。
	③緑化推進活動の取り組み 【環境管理課・環境衛生G】	公共施設や各事業所の協力による緑の創出活動を実施します。 緑の募金運動と町有林への植樹活動を行います。
(7)霊園の維持管理	①利用状況に応じた霊園の整備 【環境管理課・環境衛生G】	びほろ霊園の利用動向を確認しながら、びほろ霊園の適正な維持管理を行います。
(8)火葬場施設整備事業	①火葬炉及び付帯設備の整備 【広域組合】	29年を経過した火葬施設等の不具合が懸念されるため火葬炉を中心とした設備の改修計画を策定し計画的に整備します。

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
第3期美幌町地球温暖化防止実行計画	平成30年度～令和12年度
美幌町緑の基本計画	平成29年度～令和8年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 2-8 ごみ処理、リサイクルの推進

### 現状と課題

ごみの収集は、一般ごみ、その他プラごみ、資源ごみ、粗大ごみと区分され、粗大ごみは申込みがあった人に、それ以外は指定の収集日に自宅前に置いておくことで収集が行われる「戸別収集方式」となっています。若干、分別マナーが守られない状況が見受けられるものの、概ね、分別ルールに基づいた収集が実施されています。

平成27年度からは、有害ごみ※、古衣料、小型家電※の戸別収集がスタートしました。

また、平成29年度からは、ペットボトルのラベルを剥がし、ペットボトルとその他プラに分別を細分化し、令和3年度からは、これまで一般ごみとして収集していた小型金属※を資源ごみとして収集しています。

廃棄物処理場は令和8年度に第Ⅳ期への移行を予定しています。第Ⅳ期廃棄物処理場の整備にあたり、今後生ごみは中間処理を行う必要があります。現在1市4町の斜網ブロック（美幌、網走、小清水、大空、斜里）による広域焼却処理施設を、令和10年度の開設を目指し協議を進めています。

廃棄物処理施設の各種機械等は経過と共に、機器の修繕及び更新が必要となってきています。

※有害ごみ：人体に有害な水銀、亜鉛などを含む電池、蛍光灯（蛍光管）などの廃棄物

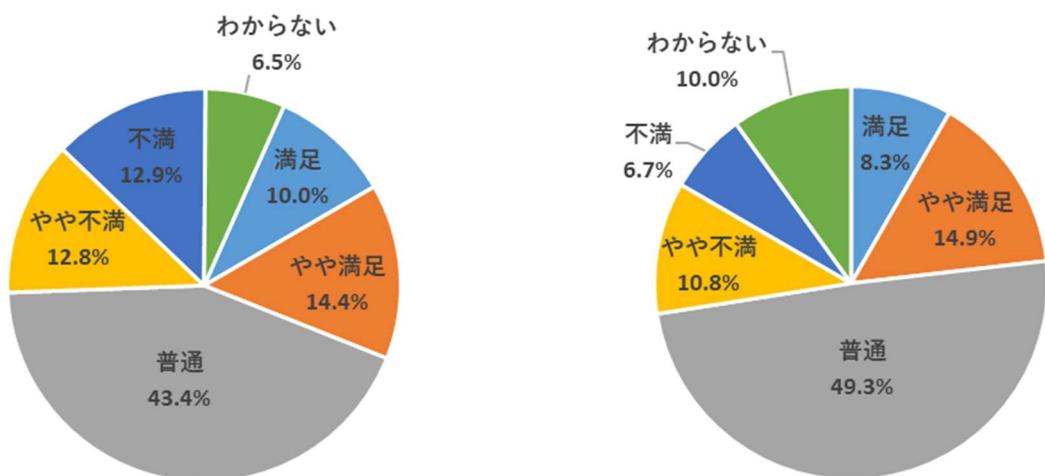
※小型家電：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）により、リサイクル処理される小型電気電池機器

※小型金属：長さが30cm以下で、全体の80%以上が金属でできたもの

### 基本的な考え方と指標

○町民、行政、企業などが一体となって、相互の役割と協力のもと、今まで以上にごみ分別の徹底とマナーの向上を図り、ごみ分別、ごみ減量化及びリサイクルの推進を目指します。

R3まちづくりアンケート／ごみ処理体制の充実 R3まちづくりアンケート／ごみの軽量化とリサイクルの取り組み



指標名	計画策定期	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
廃棄物処理場埋立ごみ量	H26	7,011 トン	7,700 トン	6,877 トン

## 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)ごみ処理体制の充実	①分別の徹底に向けた取組と効率的な収集の実施 【環境管理課・環境衛生G】  まち育出前講座などの実施や町広報紙、パンフレット等を通じて、ごみに関する知識と理解を深め、排出マナーの向上と効率的な収集の実施に努めます。
	②ごみ処理施設※の適正な維持管理 【環境管理課・環境衛生G】  各処理機械の計画的な更新及び修繕への対応に取り組み、施設の適正な維持管理を進めます。
	③ごみ埋立処分場の整備 【環境管理課・環境衛生G】  美幌町一般廃棄物処理基本計画※に基づき、第IV期埋立処分場の整備について検討します。
	④広域焼却処理施設の整備 【環境管理課・環境衛生G】  1市4町（網走市、美幌町、小清水町、大空町、斜里町）による埋立ごみの減容化を目的とした広域焼却処理施設の整備について検討します。
(2)ごみの減量化とリサイクルの推進	①ごみの減量化とリサイクルの推進 【環境管理課・環境衛生G】  ごみの減量化に向けた更なる研究と町民の協力による分別手法の検討を進めます。 リサイクルの推進を町民の理解と協力のもと、取り進めていきます。

※ごみ処理施設：廃棄物処理法の規定に基づく、脱水、油水分離、乾燥、破碎などの処理を行う施設

※美幌町一般廃棄物処理基本計画：美幌町の一般廃棄物の処理における基本計画

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町一般廃棄物処理基本計画	令和4年度～令和18年度
第9期美幌町分別収集計画	令和4年度～令和8年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 2-9 社会保障による支援

### 現状と課題

国民健康保険及び後期高齢者医療制度※については、高齢化の進展や医療の高度化に伴い、一人あたり医療費が増加傾向にあります。

のことから、制度の安定的な運営のため、特定健康診査※の受診率向上や特定保健指導※等の保健事業の拡充による健康寿命の延伸及びジェネリック医薬品※の更なる普及促進を図るなど、医療費の適正化に向けて取り組むとともに、保険税（料）の収納対策をより一層推進する必要があります。

※後期高齢者医療：75歳以上の高齢者に対する医療のこと。65歳以上の障がい者も後期高齢者医療の対象者となることがあります。

※特定健康診査（特定健診）：糖尿病や高脂血症、高尿酸血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、メタボリックシンドローム（内蔵脂肪症候群）に着目した健康診査

※特定保健指導：特定健康診査の結果、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対する指導、リスクの程度に応じて、動機付け支援と積極的支援がある。

※ジェネリック医薬品：先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に、開発費用が安く抑えられる後発医薬品のこと。

### 基本的な考え方と指標

○国の制度改正を踏まえ、医療費の適正化を図り、国民健康保険や後期高齢者医療制度の安定的な運営を図ります。国民健康保険制度の改正を踏まえ、これまでどおり身近な窓口として、国民健康保険事業で美幌町が担う役割を果たします。

○健診の周知や重要性を町民に伝えるとともに、特定健診などの各種検診等の充実を図り、医療費の抑制に努めます。

指標名	計画策定期	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
国民健康保険1人当たり給付費	H25	297,662円	328,915円	366,498円

### 施 策

施策の区分	施策の内容	
(1)国民健康保険事業の推進	①国民健康保険事業の健全な運営と適正な課税及び収納 【戸籍保険課・医療給付G】 【税務課・課税G】 【税務課・納税G】	北海道と共に国民健康保険制度の周知及び啓蒙啓発を図ります。 医療費の抑制や適正化に向けた保健指導や資格チェック体制の充実、ジェネリック医薬品の普及促進を図ります。 保険税の負担の公平性の実現に向けて、適正な課税及び収納に努めます。
(2)高齢者医療制度の推進	①後期高齢者医療保険制度の推進 【戸籍保険課・医療給付G】	後期高齢者医療制度の周知及び啓蒙啓発を行います。 保険料の収納確保に努め、安定的な運用を図ります。

### 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）	平成30年度～令和5年度

### 関連する SDGs（Goals）



活

まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり

### 3

### まちの資源や持ち味を、活力に換えていくまちづくり

## 3-1 雇用の拡大、安定

### 現状と課題

#### 企業誘致及び地元企業の育成

企業誘致に関しては、経済的情勢などにより企業進出数が伸び悩んでいますが、一方で新規の起業件数は増加傾向にあります。今後も災害の少なさや交通アクセスの利便性など本町の特性を全面的にPRした誘致活動と起業家支援制度の更なる周知を図っていく必要があります。

また、研修活動への参加支援や商工会議所による経営相談及び経営指導など、地元企業の育成を図っていますが、今後も、地元企業を支えていくことが必要です。

#### 雇用促進、勤労者福祉

季節労働者数は減少傾向にあり、通年雇用化が進む一方で高齢化による離職も増えています。企業内部の高齢化や人口減少による人材不足も加速しており、企業存続のために人材の確保が急務となっています。今後も、企業に対し人材確保につながる通年雇用化の促進を図るとともに、季節労働者の方々には通年雇用の優位性などを啓発していく必要があります。

また、雇用に関する施策などの情報収集に努め、町内の雇用促進を図ることが求められています。

### 基本的な考え方と指標

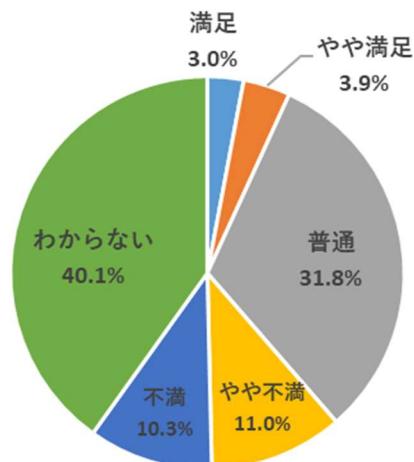
○産業の創出と企業の誘致、新規起業者の支援などにより雇用の創出を促進し、地域経済の活性化を図ります。

○経営相談及び経営指導の強化などにより、地元企業の育成を図ります。

○勤労者における労務管理対策などの活動を支援するとともに、勤労者福祉の向上を推進します。

○季節労働者通年雇用促進支援事業\*を推進し、資格の取得支援等により通年雇用の促進を図るとともに、技能の向上及び労働環境の向上の推進を図ります。また、離職時期である冬季から春季における就労機会の提供の推進を図ります。

R3まちづくりアンケート／企業誘致や新規企業者に対する支援



指標名	計画策定期		前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
町内に進出した企業数 (指定管理者等含む)	H26	0 社	0 社	2 社	4 社
起業家件数	H26	0 件	14 件	20 件	22 件
季節労働者の動向 (通年雇用者数の増加)	H25	579 人	410 人	350 人	290 人

注) 企業数の目標値は累計

\*季節労働者通年雇用促進支援事業：地域の創意工夫により季節労働者を支援し、季節労働者の通年雇用化を促進することを目的とした厚生労働省の委託事業のこと。

# 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)企業誘致の推進	①企業誘致につながる情報収集の強化 【商工観光課・商工観光G】  ②町の資源や特性を活かせる企業の誘致 【商工観光課・商工観光G】
	「北海道東京事務所※」などの関係機関や「東京美幌会※」「さっぽろ美幌会※」などの団体から情報収集を行うとともに、本町の特性をPRし企業誘致に努めます。  農林畜産物などの地域資源※関連産業や地域の特性（災害の少なさなど）を活かし、データセンターやバックアップセンター※などの情報関連産業の誘致を推進します。
(2)地元企業の育成	①経営相談及び指導の強化 【商工観光課・商工観光G】
	②助成制度等における地元企業への優先発注 【商工観光課・商工観光G】
(3)雇用、労働対策の推進	美幌商工会議所をはじめ、オホーツク地域中小企業支援ネットワーク※に参画する関係団体との連携強化を図り、人材育成や経営改善の推進を図ります。
	店舗リフォーム促進支援事業※、起業家支援事業※等において地元企業への発注を優先するなど、技術向上機会の増幅や地域経済の活性化により地元企業の育成を図ります。
	季節労働者通年雇用促進支援事業により、雇用に有利な資格の取得を支援し、通年雇用化を促進します。
(4)起業や新たな事業化の推進	季節的雇用を余儀なくされる労働者に、就労機会の提供を推進し、生活の安定を図ります。
	労働団体等※の活動を支援し、福利厚生など勤労者福祉の向上を推進します。
(4)起業や新たな事業化の推進	新規起業者に対する中小企業融資※（貸付）及び利子等補給補助※を継続し、安定した経営の支援を行います。  起業家支援事業の制度などにより、町内において起業（開業）する方を支援します。
	既存企業の育成に係る協議会などを通じて、基幹産業である農業と関連した他産業との連携の促進を支援し、経営の安定や地域経済の活性化を図ります。

※北海道東京事務所：首都圏における北海道の総合窓口。道政の推進に欠かすことのできない情報についていち早く収集・発信するという「首都圏における最前線の情報発信基地」としての役割を担っている。

※東京美幌会：東京近辺在住の「美幌町ゆかりの方」で組織されている会

※さっぽろ美幌会：札幌市近辺在住の「美幌町ゆかりの方」で組織されている会

※地域資源：特定の地域に存在する特徴的なもので、活用可能な物の総称。農林水産物や観光資源といった自然資源だけでなく、人的なものや文化的なものも含まれる。

※データセンターやバックアップセンター：大量のデータを安全に保管するための専用施設やそれを運営する事業

※オホーツク地域中小企業支援ネットワーク：地域の中小企業に対し、地域の特性に応じて、きめ細やかに経営改善や事業再生の支援を実施するため、地元金融機関や商工団体等の関係機関との一層緊密な連携を図るために構築されている組織

※店舗リフォーム促進支援事業：店舗のイメージアップと商店街の活性化を図るとともに、商工業の振興を促進し地元経済の活性化を図ることを目的に、本町において平成27年度に創設された補助制度。店舗リフォームに要する経費の一部を助成

※起業家支援事業：中心市街地をはじめとした地域の活性化及び雇用の創出の推進を図ることを目的に、本町において平成27年度に創設された補助制度。起業・創業する方に開業に要する経費の一部を助成

※労働団体等：労働環境の向上などに取り組んでいる、労働者が組織している団体

※中小企業融資：中小企業の事業活動に必要な「運転資金」や「設備資金」など、資金の円滑化と正常化を図るための低利子融資制度

※利子等補給補助：中小企業融資を受けた方に対し、信用保証料及び利子の一部を補給する補助制度

## 関連する SDGs (Goals)



## 3－2 農業の振興

### 現状と課題

#### 農業

本町の基幹産業は農業であり、その中でも畑作3品の小麦、甜菜、馬鈴薯が中心作物としてその多くを占めています。

農家数の減少や後継者不足などの問題により、農業の中核となる若手農業従事者や農業生産法人※の育成・確保、新規農業従事者や経営継承方式※による新規就農者などの担い手の確保やパートナー対策※が重要であり、パートナー対策として農業体験実習生の受入を始め、農業担い手対策協議会※や関係機関・団体と連携を図り、農業青年と女性との出会いの場を積極的に設けることが必要です。女性農業者も重要な担い手として農業経営に参画できるよう、家族経営協定※の推進を図るとともに、経営管理や技術習得などの女性農業者を対象とした研修会を開催して、積極的な経営参加を促すことが必要です。

また、有害鳥獣※による農作物被害が増加しており、特にエゾシカの食害による農作物被害が深刻になっています。

農業が持続的に発展していくためには、環境に配慮した対策が求められており、堆肥など有機物を活用した土づくりの推進や土壤診断に基づく適量施肥※、化学肥料や農薬の使用抑制などクリーン農業※への積極的な取組が必要です。

新たな高収益型新規作物を導入した複合経営や新技術の導入など、これまでにない高収益作物への取組が必要です。また、農業経営の改善と所得向上を図るため、地域の特色ある農産物を活かした、生産・加工・販売を一体的に行う農業の6次産業化などの取組が必要です。

#### 畜産

畜産経営を行う農業者は減少傾向にあり、輸入畜産物の増加、輸入飼料や燃料、生産資材等の価格の高騰などにより、経営環境はこれまでにもまして厳しい状況にあります。こうした状況に対応していくためには、防疫体制※の充実・強化による消費者から信頼される安全・安心な畜産物の生産を推進し、作業の効率化などのコスト低減により経営体质の強化が必要です。今後も、拘束性の高い酪農従事者の労働力の軽減と、休暇・余暇に向けた酪農ヘルパー事業※の取組が必要です。

美幌峠牧場については、民間事業者による牧場運営を行っており、引き続き、公共牧場としての有効活用と維持管理に努め、生産者の労働力の軽減や自給飼料活用による生産コストの低減への取り組みが必要です。

#### 基盤整備

生産性の高い農業基盤を確立するには、効率的かつ安定的な優良農地の確保が最大の基本であり、そのためには、環境との調和に配慮しながら、基盤整備や地力増強に向けた取り組みを進めていくことが必要です。

※農業生産法人：農地や採草放牧地を利用して農業経営を行うことのできる株式会社などの法人

※経営継承方式：後継者不在の農家が家族以外の第三者に対して、農地・農機具等の資産を受け渡して経営継承を行う方式

※パートナー対策：農業後継者の配偶者対策として、交流会等を企画し出会いの場を提供する事業

※農業担い手対策協議会：農業の担い手の育成・確保や農業後継者の配偶者対策を行うために、町内の各関係機関によって構成された協議会

※家族経営協定：家族での農業経営に携わる各世帯員が、経営方針や役割分担などについて、家族間の話し合いにより取り決めること。

※有害鳥獣：エゾシカ、ヒグマ、カラス等、人や農作物、家畜などに被害を与える鳥獣

※適量施肥：土壤成分や栽培作物に応じ、肥料成分を過不足無く適切な量の肥料を施すこと

※クリーン農業：たい肥などの有機物を使った土づくりや、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らした環境にやさしい農業

※防疫体制：家畜の伝染病を「持ち込まない」「持ち出さない」よう、農場を出入りする車両の消毒や、人の立入を制限する体制

※酪農ヘルパー事業：酪農家が休みをとる際に、酪農家に代わって搾乳などの仕事に従事する人を派遣する事業

## 基本的な考え方と指標

○将来にわたり持続可能な地域農業を発展させ、安定した農業を展開するために、農業農村を支える意欲と能力のある優れた担い手の育成と確保に努めます。

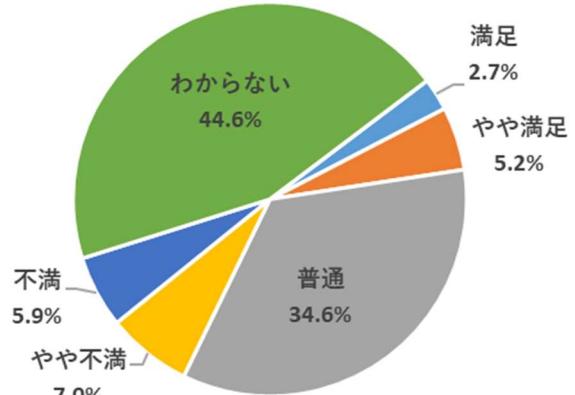
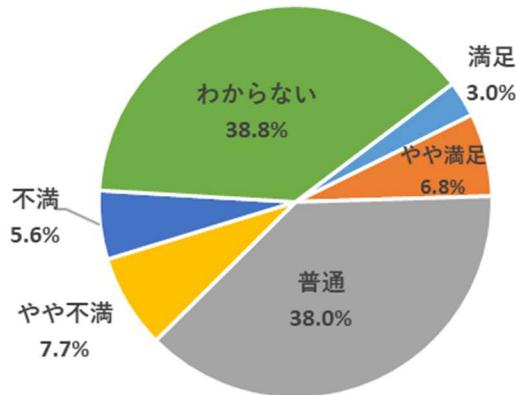
○効率的かつ安定的な農業を展開するには優良農地の確保が最大の基本です。近年多く発生する局地的な豪雨や長雨、降雹などの異常気象による農業災害被害の未然防止のための農業生産基盤整備※や農業生産物の生産性や収益性を高めるための、適量施肥や輪作体系※の維持、緑肥作物※の導入、堆肥の投入による地力増進に向けた取り組みを引き続き進めます。

○有害鳥獣による被害の増大は農業者の営農意欲の衰退や農業所得の減少を招くことから、エゾシカ侵入防止柵の維持管理や、鳥獣被害対策実施隊員※による駆除を実施し、農作物被害の軽減に努めます。



R3まちづくりアンケート／農業への支援体制の充実

R3まちづくりアンケート／農業の担い手確保の取り組み



指標名	計画策定期	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
農畜産物販売実績額	H20～H26 (7中5年※)	9,747百万円	11,185百万円	12,755百万円
新規就農者数 (新規農業従事者含)	H26	3人	4人	3人

※農業生産基盤整備：農業の生産性を高め農業経営の安定を図るため、農地や用排水施設設備など農業の持続的発展を支える基盤の整備

※輪作体系：地力の維持と病虫害を避けるため、同じ畑に性質の異なる作物を周期的に栽培する農業体系

※緑肥作物：栽培している植物を収穫せずそのまま田畑に混ぜ込み、土壤を肥沃化するための作物

※鳥獣被害対策実施隊員：鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村の被害防止計画に基づく鳥獣の捕獲や防護柵の設置など実践的活動を担う隊員に任命された者

※7中5年：7年の内の5か年の平均

# 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)農業生産環境の保全・整備	①一般農作物原・採種圃※設置の推進 【農林政策課・農政G】  主要作物の安定生産と輪作体系の維持を図るため、町内で優良な種子を生産していますが、JAと協力を図り、原採種圃を設置する農家の確保に努めます。
	②農村地区環境保全対策事業の推進 【農林政策課・農政G】  地球温暖化や生物多様性保全等に取り組む農業者に対して追加的なコストを支援します。また、化学肥料や農薬の低減が難しく取り組む農家が増えないことから、農業改良普及センター※やJAと協力を図り取り組む農家の確保に努めます。
	③農業生産活動に伴う廃棄物※の適正処理の推進 【農林政策課・農政G】  農業用廃プラ※の再資源化と不適切な処理の防止を図ります。関係機関・団体と協力を図り農村地区の環境保全に努めます。
	④農作物への食害防止対策 【農林政策課・農政G】  エゾシカ侵入防止柵の維持管理及び、鳥獣被害対策実施隊員による駆除を実施し、農作物被害の減少に努めます。
(2)担い手の育成確保と生産性の向上	①担い手対策及び花嫁対策の推進 【みらい農業課・農業センターG】  担い手不足により離農農家が増えている現状であることから、経営継承方式による新規就農者の育成や農業従事者の確保に努めます。また、農業担い手対策協議会や関係機関・団体と連携を図り、農業青年と女性との出会いの場や、体験実習生の受け入れをし、独身後継者農家と農作業を通じての積極的な交流に努めます。
	②農地流動化対策※の推進 【農林政策課・農政G】  農地保有合理化事業※や農地中間管理事業※を実施し、人・農地プランに定める地域の中心的経営体や農業生産法人などへ、離農跡地等の農地の集積を図り、農家の規模拡大や経営安定に努めます。
	③コントラクター事業※の推進 【農林政策課・農政G】  農産物の収穫や耕起等の農作業を請け負う組織（コントラクター）への支援等を検討し、農業者の労力負担軽減に努めます。
	④気象情報提供の推進 【農林政策課・農政G】  営農活動において気象情報は欠くことのできない情報となっており、携帯電話からもアクセス出来る気象情報を提供することで、営農活動の利便性の向上に努めます。
	⑤農業経営に関する支援体制の充実 【農林政策課・農政G】  農業改良普及センター美幌支所管轄の美幌町、津別町、大空町の農業関係機関・団体で組織する三町農業推進協議会※を通じて、技術や知識の指導を行う農業改良普及センター美幌支所の側面支援を行うことで、三町内農業の発展に向けた指導体制の充実に努めます。

施策の区分		施策の内容
(2)担い手の育成確保と生産性の向上	⑥農作業の共同化・農業機械の共同利用の推進 【農林政策課・農政G】	各種補助事業を活用し、共同で農作業機械を導入することで、農作業の効率化と経費節減を図り、農業経営の安定化に努めます。
	⑦法人化の推進 【農林政策課・農政G】	担い手育成協議会主催による法人化研修会や先進地視察研修会を通じ、地域の中核となる法人経営体の設立を推進します。
	⑧新規就農者支援の推進 【農林政策課・農政G】	新規就農者等支援事業補助金交付要綱に基づき、対象となる新規農業従事者や新規就農者に対して、農作業機械の購入や資格取得に係る助成を行い、担い手の確保育成に努めます。
	⑨家族経営協定の推進 【農林政策課・農政G】	家族経営に携わる世帯員が意欲とやりがいを持って、対等に経営に参画できる魅力的な農業経営を目指すために、家族経営協定の締結を推進します。
(3)新たな農業の展開	①みらい農業センター※による新規農作物の実証試験 【みらい農業課・農業センターG】	高収益型新規作物※を導入した複合経営や新技術の導入により農業所得の向上・安定化を図るために高収益型新規農作物の実証試験に努めます。 また、主要畑作3品では、新品種栽培試験や環境に優しい施肥低減栽培法についても効果を実証し、地域への提案を行います。
	②ＩＴロボット※の推進 【農林政策課・農政G】	G P S※などＩＴ関連の機械の導入を図り、労働力不足の解消、農作業の省力化や効率化を図ります。
	③6次産業化の推進 【農林政策課・農政G】	農業経営の改善と所得向上を図るため、関係機関と連携し情報提供等に努めます。
	④親子や子ども等への農業体験の推進 【農林政策課・農政G】 【農林政策課・耕地林務G】	市民農園※の開設や、関係機関・団体と連携を図りながら親子ふれあい農園※、子ども農業学校※及び田んぼの学校※を開催し、農業にふれ合う場の提供に努めます。
	⑤農村ツーリズムの推進 【みらい農業課・農業センターG】	修学旅行生等を対象に農業体験や農村生活の場を提供し、都市農村交流を図る美幌版農村ツーリズム事業を農業者や関係機関と連携しながら展開することで、地域農業の魅力発信を強化するとともに新たな農業収益策としての確立を目指します。
(4)食の安全・安心対策の推進	①地場産農産物の消費推進 【農林政策課・農政G】	学校給食での地元農産物の使用や、収穫祭の開催を支援します。
	②クリーン農業の推進 【農林政策課・農政G】	関係機関・団体の協力を得ながら、エコファーマー※の認定者や生産集団による、化学肥料や農薬の低減の取組や、農業生産工程管理（G A P）※の取り組みを推進します。また、家畜排せつ物を有機資源として有効活用する農畜連携の取組など、安全・安心な農畜産物の生産と地下水汚染防止に向けた、土づくりに努めます。

施策の区分		施策の内容
(5)畜産の振興	①乳用牛の検定の推進と生産振興 【農林政策課・農政G】	酪農家への技術指導などの実施や乳質向上及び乳量の増加に向け、優良雌牛の確保に向けた取組を支援し、酪農経営の安定化に努めます。
	②酪農ヘルパーの利用促進 【農林政策課・農政G】	ヘルパー利用により、拘束性の高い酪農従事者の労働負担の軽減に努めます。
	③公共牧場利用の促進 【農林政策課・農政G】	民間事業者による管理運営を行い、公共牧場としての有効活用と機能維持に努めます。
	④家畜防疫衛生対策※の推進 【農林政策課・農政G】	家畜伝染病自衛防疫組合※による予防接種の実施など、家畜飼養者及び関係機関・団体が連携し、家畜伝染病発生の未然防止に取り組みます。
	⑤肉用牛の生産振興 【農林政策課・農政G】	優良肉用繁殖牛の導入に対する一部助成を引き続き行い、優良な繁殖雌牛群整備により、美幌産和牛の資質向上と市場における優位性を確立し、肉用牛経営の安定と生産者の経営意欲の向上に努めます。
(6)農業地域の土地利用	①生産基盤の整備 【農林政策課・農政G】	農業振興地域整備計画※に基づき、合理的な生産基盤の整備や農業近代化施設の整備、農地の集積・流動化、農村生活環境整備に努めます。
(7)生産基盤の保全・整備	①畠総事業等による土地基盤整備事業の推進 【農林政策課・耕地林務G】	土地基盤整備を推進し、生産性の高い農地を目指します。
	②多面的機能支払事業※の推進 【農林政策課・耕地林務G】	多面的機能支払事業で、農地・水路・農道の草刈り・土砂上げ及び軽微な補修を共同で行い、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図ります。
	③国営土地改良事業による造成施設の維持管理 【農林政策課・耕地林務G】	国営土地改良事業※による造成施設（ダム・頭首工・用水路・排水路・排水機場）の維持管理や老朽化に伴う補修及び更新を図ります。
	④国営かんがい排水事業※の推進 【農林政策課・耕地林務G】	既存水利権※を利用して、畠地かんがい用水を推進し、作物の生産性や品質の向上を図ります。
(8)環境共生に向けた総合的な取り組み	①営農用水確保のための調査、研究 【農林政策課・耕地林務G】	安定した営農用水確保のため、老朽化が進行した既存の営農用水施設の改修や更新の事業化を検討します。

※一般農作物原・採種圃：一般栽培用の種子を採るための畠

※農業改良普及センター：地域の農業者への技術指導や経営相談、各種講習会の開催や新規就農者への支援活動を行う都道府県の機関

※農業生産活動に伴う廃棄物：ビニールハウス、ポリ容器などの産業廃棄物と段ボールなどの事業系一般廃棄物

※農業用廃プラ：ビニールハウスなどの資材として使用されたものや肥料の空容器など、農業分野から排出されるプラスチック廃棄物

※農地流動化対策：農地を集めて経営規模を拡大し生産性を高めるよう、農地の売買や貸し借りを促す対策

※農地保有合理化事業：離農農家等から農地を買入れ又は借入れ、規模拡大を図る農業者に対して農地の売渡し又は貸付けを行う事業

※農地中間管理事業：都道府県から指定された組織が農地の所有者と借り手を仲介し、農地の集積と集約化を加速し、農業生産性の向上を図る事業

※コントラクター事業：農作業機械と労働力などを有して、農家等から農作業を請け負う組織（コントラクター）が行う事業

※三町農業推進協議会：美幌、津別、大空の三町の農業関係機関等が連携し、地域の農業の発展に寄与することを目的とする協議会

※みらい農業センター：農業の実践的な研修を通じ、農業経営者、担い手、新規就農者及び農業後継者の育成や農業後継者の配偶者対策、農作物の品種、品質、施肥改善策の実証及び展示、高収益性のある新規作物の栽培実証試験による調査・研究をする町の施設

※高収益型新規作物：市場価値が高い作物や、その作物があまり出回らない時期に出荷が可能な、地域において新たに導入される作物

※ITロボット：農作業の自動化や無人化等、農業生産の効率化が可能となるITやロボット機能を利用した先進的農作業機械等

※GPS：「Global Positioning System」の略。人工衛星により地球上の位置を数cmから数十mの誤差で割り出すことが可能なシステム

※市民農園：農業者以外の方が、野菜の栽培や収穫を通じ「農ある暮らし」を実践する中で、余暇活動の充実を図るとともに、農業に対する理解を深める目的で設置された農園

※親子ふれあい農園：親子での作物栽培と収穫物の加工実習による作業体験を通じ、自然の恵みにふれあう体験農園

※子ども農業：学校農業を通して、自ら考えながら地域の生活文化など多方面にわたって理解を深めることを目的とした小学生を対象とした体験学習

※田んぼの学校：田植えから収穫までを通じ、田んぼの果たす役割や用水路の仕組みを学ぶ小学生までを対象とした体験学習

※エコファーマー：「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出し、計画の認定を受けた農業者の愛称

※農業生産工程管理（GAP）：農業生産活動を行う上で、必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動

※家畜防疫衛生対策：家畜の伝染病予防のための衛生管理や、発生時に病気の拡大を防ぐための対策

※家畜伝染病自衛防疫組合：家畜の伝染病の発生を予防するため、町及び町内の家畜飼養者による組織

※農業振興地域整備計画：都道府県知事により農業振興地域に指定された市町村が、おおむね10年を見通して、地域の農業振興を図るために必要な事項を定めたもの。

※多面的機能支払事業：農業・農村の、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成などの様々な多面的働きを維持するため、農業用施設等の維持管理作業と、環境保全活動を地域共同で行う事業

※国営土地改良事業：土地改良法に基づき国が行うダムや水路、水田や畑などの農業生産基盤を整備する事業

※国営かんがい排水事業：国が行うダム、用排水路などの農業用排水施設を整備する事業

※既存水利権：水利権とは、特定の目的（水力発電、かんがい、水道等）のために、その目的を達成するのに必要な限度において、流水を排他的・継続的に河川の流水を占用する権利で、既存水利権とは現在取得している水利権

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想	令和4年度～
美幌町鳥獣被害防止計画	令和4年度～令和6年度
第6次美幌町農業振興計画	令和4年度～令和8年度
美幌町農業振興地域整備計画書	令和4年度～
美幌町酪農・肉用牛生産近代化計画書	令和3年度～令和12年度

## 関連する SDGs (Goals)



### 3 – 3 林業の振興

#### 現状と課題

林業の担い手不足と高齢化による林業労働者の減少や、木材価格の変動など林業を取り巻く環境は厳しい状況であります。林家による林業グループの育成や木材業界による協同組合化を行ない、今後とも組織強化や効率化を図る必要があります。

森林の公益的機能の発揮や資源としての価格を高め利活用するために、計画的な森林管理が必要です。また、国際認証である FSC®森林認証※を推進し、今後とも、環境に配慮した木材・木製品の付加価値の向上を図り、消費者に対し環境材としての理解と利用を促進していく必要があります。

加えて近年、木育が注目されており、木とふれあえる環境づくりも必要です。

環境意識の向上により森林づくりに参画する機会が増えてきていることから、木質バイオマスの利用促進を図るとともに、木質エネルギー利用（ボイラー・ストーブ・発電等）の普及など、ゼロカーボンシティの実現に向けた取り組みが必要です。

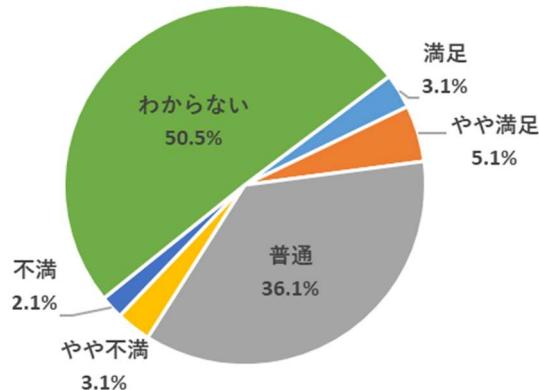
※ F S C®森林認証：FSC®(Forest Stewardship Council)森林管理協議会が適正な森林管理が行われていることを一定の基準によって審査・認証すること。

#### 基本的な考え方と指標

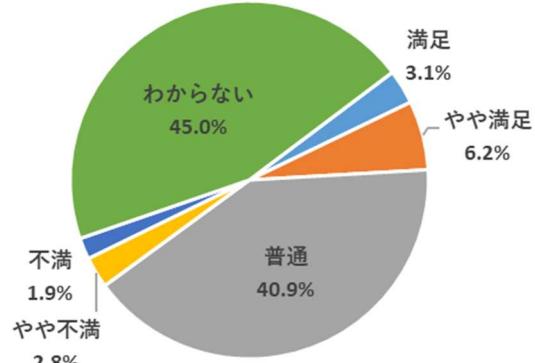
○国際認証である FSC®森林認証を活用し、環境に配慮した持続的な森林整備を推進するとともに、林産業や林家の経営安定や付加価値向上に努めます。

○森林の多面的機能を有効的に活用して、町民による「森づくりの場・木とふれあう場」の充実と木質バイオマス※の資源活用に努めます。

R3まちづくりアンケート／森林認証制度の取り組み



R3まちづくりアンケート／森林づくりの取り組み



指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
町内における認証材の出荷量	H26	3,756m <sup>3</sup>	5,855m <sup>3</sup>	6,650m <sup>3</sup>

※木質バイオマス：バイオマスとは再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）のこと。ここでは、木の伐採や造材の際に発生する伐根、枝葉、端材などのこと。

# 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)森林の整備	①森林環境保全整備 【農林政策課・耕地林務G】
	②計画的な町有林造成 【農林政策課・耕地林務G】
	③野鼠被害の防止 【農林政策課・耕地林務G】
(2)付加価値の向上	①森林認証林の拡大・保持 【農林政策課・耕地林務G】
	②FSC®森林認証取得等による地域材ブランド化 【農林政策課・耕地林務G】
	③CoC認証*取得の推進 【農林政策課・耕地林務G】
(3)経営の近代化・効率化の推進	①林業グループの育成・組織強化及び青年林業士を活用した林業後継者の育成強化 【農林政策課・耕地林務G】
	②林産物加工施設整備 【農林政策課・耕地林務G】
	③町内森林の安定的な森林整備の推進 【農林政策課・耕地林務G】
(4)森林の有効活用	①未来を拓く森林づくり事業の推進 【農林政策課・耕地林務G】
	②木とふれあう場所の整備 【農林政策課・耕地林務G】
	③公共建築物等における地域材利用の推進 【農林政策課・耕地林務G】
(5)木質バイオマスの普及促進	①木質資源の利活用推進 【農林政策課・耕地林務G】

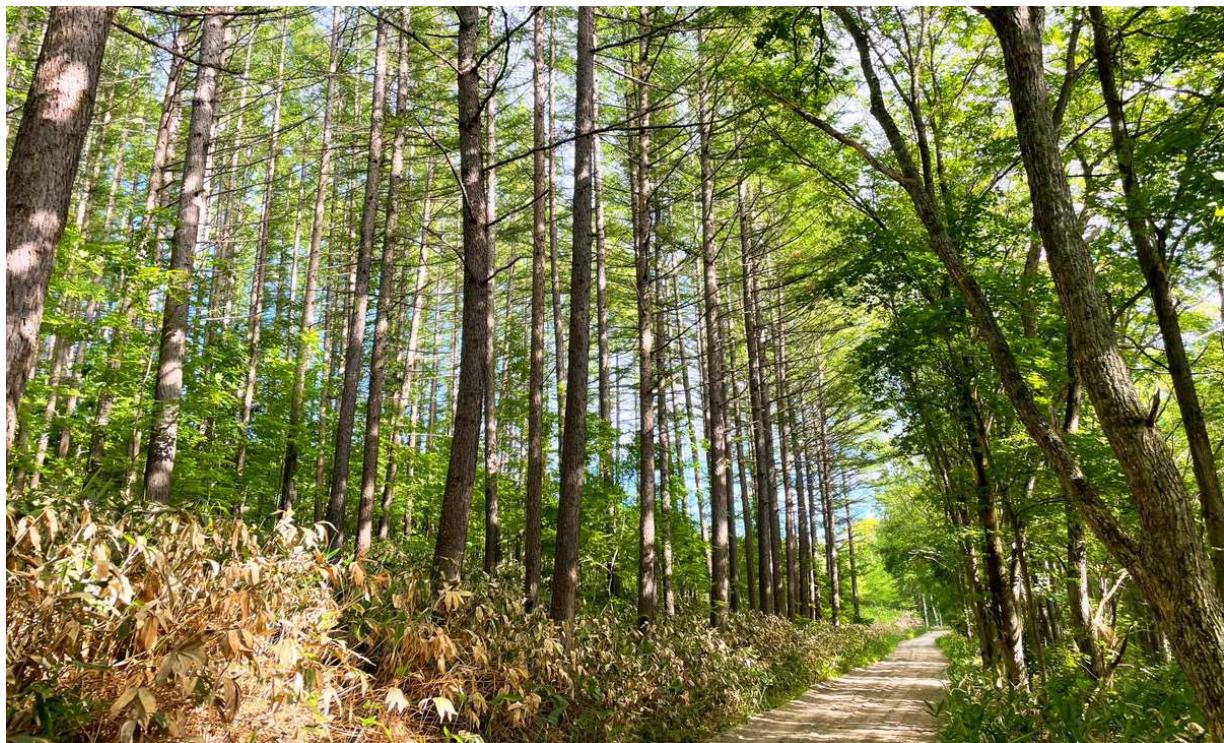
\*森林経営計画：森林所有者等が所有等する森林について自発的に作成する、5年間の具体的な施業（伐採や植林等）の計画

\*CoC認証：FSC®森林認証を受けた森林の木材・林産物を加工・流通させるため、他の製品と混ざらないよう適切に管理されたものを証明する制度

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町森林整備計画	令和3年度～令和12年度
美幌町特定間伐等促進計画	令和3年度～令和12年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 3-4 新エネルギーの推進

### 現状と課題

平成28年度に策定した「第2次美幌町地域新エネルギービジョン※」において、これまでの重点プロジェクト(木質バイオマス、太陽光発電、BDF、クリーンエネルギー自動車、普及啓発)に対する検証を行うとともに、今後進めるべき「低炭素地域づくり」の実現に向けた指針を提示しました。

検証結果としては、住宅用太陽光発電システムはモニター事業や普及活動の成果により一定程度の普及が図られたことからモニター事業については平成28年度をもって終了することとし、また、木質バイオマス(ペレットストーブなど)については、森林の多面的機能を有効活用する観点からも更なる推進を図る必要があるとの見解に至りました。

今後は、「ゼロカーボンシティ」の取り組みと連携し、低炭素な地域づくりを進めていく必要があります。

※第2次美幌町地域新エネルギービジョン：美幌町としての、今後の新エネルギー導入のガイドラインとして策定されたもの。

### 基本的な考え方と指標

○「木質バイオマス」などの地域特性を活かした「新(再生可能)エネルギー※」の導入促進を図り、低炭素地域づくり※を推進します。

指標名	計画策定期	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
住宅用太陽光発電設備の設置件数	H26	206件	264件	—
ペレットストーブの設置件数	H30	80台	—	90台

※新(再生可能)エネルギー：太陽光や風力、天然ガスといった地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出量が少なく、エネルギー源の多様化に貢献するエネルギー

※低炭素地域づくり：地域資源を活かした新エネルギーの地産地消を図るとともに、地域の方々が省エネルギーの実施や新エネルギーを積極的に導入することで、「資源等の域内循環」や「産業の育成」など、様々な側面から地域の活性化を図ること。

### 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)環境共生に向けた総合的な取り組み	①新エネルギーの導入促進 【商工観光課・商工観光G】  「第2次美幌町地域新エネルギービジョン」に基づき、「木質バイオマス」などの導入促進を図るとともに、関係機関との連携により低炭素地域づくりを推進します。
	②新エネルギーに関する普及啓発 【商工観光課・商工観光G】  新エネルギーに関する理解を深めるための普及啓発に努めます。

### 関連する計画

計画の名称	計画期間
第2次美幌町地域新エネルギービジョン	平成28年度～

### 関連するSDGs (Goals)



## 3－5 商工業の振興

### 現状と課題

#### 商業

本町の商業は、その交通の利便性の良さから近隣市町村の商業圏となっています。しかし、北見市などへの購買客流出や町内における大型店舗の進出などにより、既存商店の経営環境は厳しい状況です。サービスなどソフト面の向上により地域に密着した店舗として魅力を高めるよう促進していくことが必要です。

町内における消費の拡大を促進するために「スマッピーカード※」による“ポイント制”や“プレミアムチャージ事業※”を行っていますが、加盟店の増加など利用しやすい環境の整備により、更なる消費の拡大につなげることが課題となっています。

また、中小企業経営者の高齢化が進んでいることから事業承継に向けた取り組みを促進していくことが必要です。

#### 中心市街地

町内には4つの商店街※があり中心市街地を構成していますが、大規模小売店舗の進出や町外への消費流出等により、中心市街地の空洞化が進んでいる状況にあります。

今後は、空き店舗の利用促進による活性化や地元住民に密着したサービスの展開などにより、中心市街地の整備改善と商業の活性化を一体的に進め、魅力ある中心市街地づくりを進めていく必要があります。

#### 工業

本町の工業は、基幹産業である農業に関連した食品加工業をはじめ、鉄筋・鉄骨やコンクリートなどの建設資材工場、自動車・農機具整備工場などがあり、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献しています。

※スマッピーカード：美幌町オリジナルの「プリペイドカード」の名称

※プレミアムチャージ事業：プリペイドカード（スマッピーカード）に一定の金額をチャージすると、プレミアム商品券が付くという事業

※4つの商店街：新町地区の「新町ゆうゆう商店会」、仲町地区的「中央商店会」、北2～4丁目地区的協同組合「びほろ生き活き商店街」、北1丁目地区的協同組合「美幌町大通北1丁目商店街」

### 基本的な考え方と指標

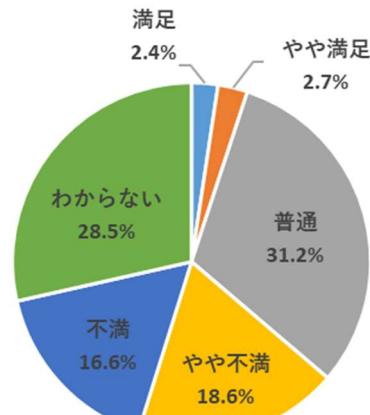
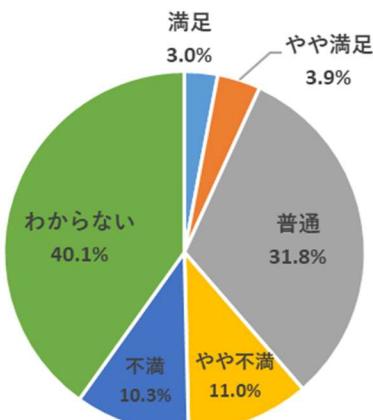
○商店の経営基盤の強化やサービス向上など、町民の生活を支える商業の振興を促進します。

○平成16年に策定した「中心市街地活性化基本計画※」についての検証及び事業の再検討を行い、現在までの各取り組みの必要性や緊急性、集客施設の整備などの新たに取り組むべき課題を関係機関・団体等と協議し、中心市街地活性化事業を進めます。

○空き店舗の活用促進の強化を図るとともに、スマッピーカードの利用促進の取り組みを継続し、中心市街地の活性化を図ります。

○地元企業の育成と第1次産業などの他産業との連携により、経営の安定化を図ります。





指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
経営相談・経営指導件数 (累計)	H30	1,760 件	－	1,000 件 1,750 件

※中心市街地活性化基本計画：中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するために策定した計画

## 施 策

施策の区分		施策の内容
(1)経営基盤の強化、経営の近代化	①中小企業融資・助成制度の充実 【商工観光課・商工観光G】	金融機関及び美幌商工会議所等の関係機関と連携を密にし、経済状況等の変化に対応した制度の見直しや改善を図ります。
	②経営相談・指導の強化 【商工観光課・商工観光G】	美幌商工会議所をはじめ、オホーツク地域中小企業支援ネットワークに参画する関係団体との連携強化を図り、人材育成や経営改善の推進を図ります。
	③既存企業の振興促進 【商工観光課・商工観光G】	店舗リフォーム促進支援事業※などにより、町内の商工業の振興を促進し、地域経済の活性化を図ります。
(2)商店街の魅力向上	①空き店舗の活用促進 【商工観光課・商工観光G】	店舗リフォーム促進支援事業や空き店舗家賃補助※、さらには調査結果を踏まえた情報の発信、空き店舗所有者との連携強化などにより、活用促進を図ります。
	②商店街の景観形成の整備推進 【商工観光課・商工観光G】	商店街において緑化活動などを通した環境美化に取り組み、きれいな商店街の景観づくりを推進します。
	③にぎわいの駅整備※に関する調査・検討 【商工観光課・商工観光G】	中心市街地エリアに集客機能の核となる施設の整備について、商工会議所等の関係機関・団体等と調査及び検討を行います。
	④賑わい、集客施設などハード整備の推進 【商工観光課・商工観光G】	中心市街地の活性化と賑わいの創出を促進するため、集客機能の核となる施設の整備について、関係機関・団体と連携を図りながら推進します。

施策の区分		施策の内容
(2)商店街の魅力向上	⑤町内消費拡大事業支援 【商工観光課・商工観光G】	スマッピーカードの利用促進の支援を継続するとともに、商店街が行う活性化事業を支援し、町内における消費の拡大を促進します。 また、スマッピーカード加盟店の充実促進など、より一層の利用環境の向上を図ります。
	⑥商店の情報発信の推進 【商工観光課・商工観光G】	商店街等のホームページの作成等を推進し、地域に密着した情報等を発信することにより、中心市街地の活性化を図ります。
	⑦中心市街地活性化基本計画の検証及び事業の再検討 【商工観光課・商工観光G】	関係機関・団体等と連携し「中心市街地活性化基本計画」の検証を行うとともに、必要に応じて事業の再検討を行い、時代に即した中心市街地活性化事業を推進します。
(3)工業の振興	①経営相談・指導の強化 【商工観光課・商工観光G】	美幌商工会議所をはじめ、オホツク地域中小企業支援ネットワークに参画する関係団体との連携強化を図り、人材育成や経営改善の推進を図ります。
	②研究活動の充実 【商工観光課・商工観光G】	中小企業大学校旭川校※への研修参加助成などを行い、研修・研究活動の充実を図ります。
	③稻美工業用地※利用促進 【商工観光課・商工観光G】	「北海道東京事務所」など、関係機関及び団体から情報収集を行うとともに、本町の特性をPRし企業誘致に努めます。
	④技術改善に対する支援整備促進 【商工観光課・商工観光G】	過疎法※等の適用による設備等の新設又は増設に対する固定資産税の課税免除規定により、設備導入の促進を図ります。

※店舗リフォーム促進支援事業：店舗リフォーム補助制度などにより、店舗リフォームの促進を支援する事業

※空き店舗家賃補助：中心市街地の空き店舗における新規起業者等に対し、最長12ヶ月間、家賃の一部を補助する制度

※にぎわいの駅整備：「にぎわいのある魅力的な商店街」を構築するために、「道の駅」に代表されるような集客施設を街なかに整備（建設）すること。

※中小企業大学校旭川校：全国に9校ある中小企業大学校の一つとして、独立行政法人中小企業基盤整備機構北海道本部（略称：中小機構北海道本部）の管轄下にあり、北海道の中小企業を人材育成面から支援する研修機関

※稻美工業用地：美幌町稻美地区に工業等の用地として指定している地域

※過疎法：過疎地域における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の向上を目的とした法律。過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の略称

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町中心市街地活性化基本計画	平成16年度～

## 関連する SDGs (Goals)



## 3 – 6 観光の振興

### 現状と課題

美幌町の観光資源の核となる美幌峠の入込客数は年々減少傾向にありましたが、平成 26 年度からは回復の兆しが見えてきています。

平成 29 年度には国立公園満喫プロジェクト※による国の交付金を受け北海道においては美幌峠園地及び外トイレの再整備を、町においてはレストハウス 2 階スペースに情報発信コーナーを新設するなどの整備を行いました。さらに令和 4 年度には商工会議所においてレストハウス 1 階店舗の全面リニューアルを行ったことで、更なる誘客が期待できます。

また、令和 4 年度に阿寒摩周国立公園の周辺自治体と共同でゼロカーボンパーク※に登録されたことから、自然環境に配慮した脱炭素な取り組み等によりゼロカーボン観光を推進します。

これらの取組により、美幌峠の魅力を発信し誘客を図りながら、いかに街なかへ誘導するかの仕組みづくりが課題となっています。

他方、「峠の湯びほろ」や「みどりの村」などの既存施設については、老朽化が著しい状況にありますので今後の施設の在り方を含め検討していくことが必要です。

※国立公園満喫プロジェクト：環境省が「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき推進しているプロジェクト

※峠の湯びほろ：「旧都橋小学校跡地」において整備された「日帰り温浴施設」。平成 8 年 12 月にオープン。

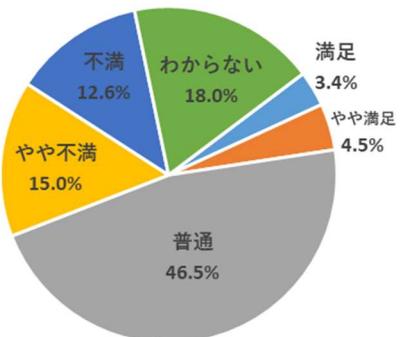
※みどりの村：本町の農林業、生活文化、自然に対する認識を深め、地域住民及び都市生活者等に自然環境を活用した体験学習及び健全な余暇、野外活動を普及推進すると共に保健休養の場としての利用を促進し、地域の振興及び福祉の向上に資するため設置された施設

※ゼロカーボンパーク：国立公園における脱炭素を目指し、サステナブルな観光地づくりの実現を目指すエリア

### 基本的な考え方と指標

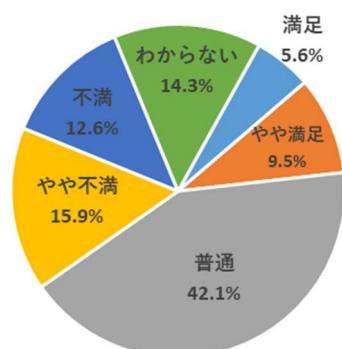
- 観光資源の維持・開発・向上に努め、持続可能な体験型・滞留型及び滞在型観光を推進します。
- 農業や商業など、他分野との連携により裾野の広い観光を展開し、地元産業の活性化を図ります。
- 美幌峠から「みどりの村」までの観光資源を点から線、さらには線から面として展開する観光を推進するとともに、美幌峠に集中している観光客の「街なか」への誘導を促進し、地域経済の活性化を図ります。
- 老朽化が著しい「峠の湯びほろ」については、修繕計画を策定し計画的な修繕を実施することにより施設の長寿命化に努め、今後のあり方について検討します。また、指定管理者と連携を密にしながら、遊休箇所の有効利活用に努めます。
- 観光分野における地域おこし協力隊及び元協力隊を中心とした人材育成を進めます。

R3まちづくりアンケート／観光イベントの充実



R3まちづくりアンケート／観光施設の活用、整備

(峠の湯・みどりの村など)



指標名	計画策定期	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
観光入込客数	H26	765,530 人	730,000 人	600,000 人

## 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)総合的な推進体制、ビジョンの確立	①「美幌町観光振興革新戦略※（第2次美幌町観光振興計画）」の推進 【商工観光課・商工観光G】  時代に即した観光施策の計画的な推進を行図り、検証を行いながら実践的な計画の実行に努めます。
	②観光に係る企業、団体との連携強化 【商工観光課・商工観光G】  観光物産協会や商工会議所等の関係団体等との連携を強化し、観光及び物産の振興を図ります。
	③広域観光に対応する関係団体との連携強化 【商工観光課・商工観光G】  既存の広域観光協議会※との連携を強化し、「ひがし北海道（道東）」の観光振興を図ります。
	④観光振興のためのネットワークの構築及び人材育成 【商工観光課・商工観光G】  総合的な観光の推進を図るためのネットワークを構築するとともに、地域において観光振興の核となる人材の育成を促進します。
(2)既存施設や観光資源の保全、有効活用	①既存施設等の利用促進 【商工観光課・商工観光G】 【農林政策課・農政G】 【農林政策課・耕地林務G】  みどりの村、峠の湯びほろ、美幌峠レストハウス、物産館ぽっぽ屋、美幌林業館などの既存施設や白樺並木※などの観光資源を活用する他、様々なシェアリング・エコノミービジネスの可能性を調査・検討し、滞留型・体験型及び滞在型観光の推進を図ります。
	②美幌峠、美幌川などの観光資源の保全 【商工観光課・商工観光G】  本町を代表する景勝地「美幌峠」の美化活動や清流「美幌川」における水質保全など、本町をアピールする観光資源を守るとともに、積極的な活用を図ります。
	③「道の駅」などの集客及び情報発信施設建設の検討 【商工観光課・商工観光G】  近年の観光形態に対応した「道の駅」などの集客及び情報発信等を兼ね備えた“魅力ある施設”的建設を検討し、地域経済の活性化の促進及び賑わいの創出を推進するとともに、観光交流人口増加の推進を図ります。
	④既存施設における計画的修繕の実施及び有効利活用 【商工観光課・商工観光G】  既存施設において修繕計画を策定し、計画的な修繕を実施することにより施設の長寿命化に努めます。また、施設の管理運営者との協議により、施設全体の有効利活用を図るとともに、今後のあり方についても検討を行います。
(3)観光情報の提供、サービスの向上	①観光情報システムの推進 【商工観光課・商工観光G】  情報化社会に対応した効率的な観光情報の発信に努めます。
	②観光ホスピタリティ（おもてなしの心）の向上 【商工観光課・商工観光G】  J N T O（日本政府観光局）※認定外国人案内所として登録されている「美幌観光案内所」を中心として、国内外からの観光客に対する接遇などの充実を図ります。

施策の区分		施策の内容
(3)観光情報の提供、サービスの向上	③国際化に対応した観光案内の充実 【商工観光課・商工観光G】	来日外国人に対する観光案内の充実を図るため、英語・中国語版などのパンフレットを作成するとともに、国際化に対応した観光案内標識等の充実を図ります。
	④宿泊施設の誘致 【商工観光課・商工観光G】	滞在型観光の推進を図るため、商工会議所等の関係機関と連携を図りながら、宿泊施設誘致に努めるとともに、民泊*、グランピング*、RVパーク*などを含めて宿泊施設不足への対策を検討します。
(4)観光イベントの魅力向上	①観光イベントの充実 【商工観光課・商工観光G】	本町を代表する「美幌観光和牛まつり」や「びほろ夏まつり」などの観光イベントの内容充実を図り、魅力の向上に努めます。

\*美幌町観光振興革新戦略：第2次美幌町観光振興計画のこと。「選択」と「集中」により、実践的な戦略を計画し、新しい観光振興を考えていこうとするもの。

\*広域観光協議会：観光振興を目的に、広域にわたる自治体等の集まりにより組織された協議会のこと。美幌町では「阿寒摩周国立公園広域観光協議会」、「美幌地区3町広域観光協議会」に加盟して広域観光の推進を図っている。

\*白樺並木（通称：ロマンティック街道）：国道243号の美幌町稻美地区から古梅地区までに植栽された白樺並木

\*J N T O（日本政府観光局）：海外からの訪日旅行者の誘致活動を行う独立行政法人の日本政府観光局

\*民泊：個人住宅に料金を收受して旅行者を宿泊させること。

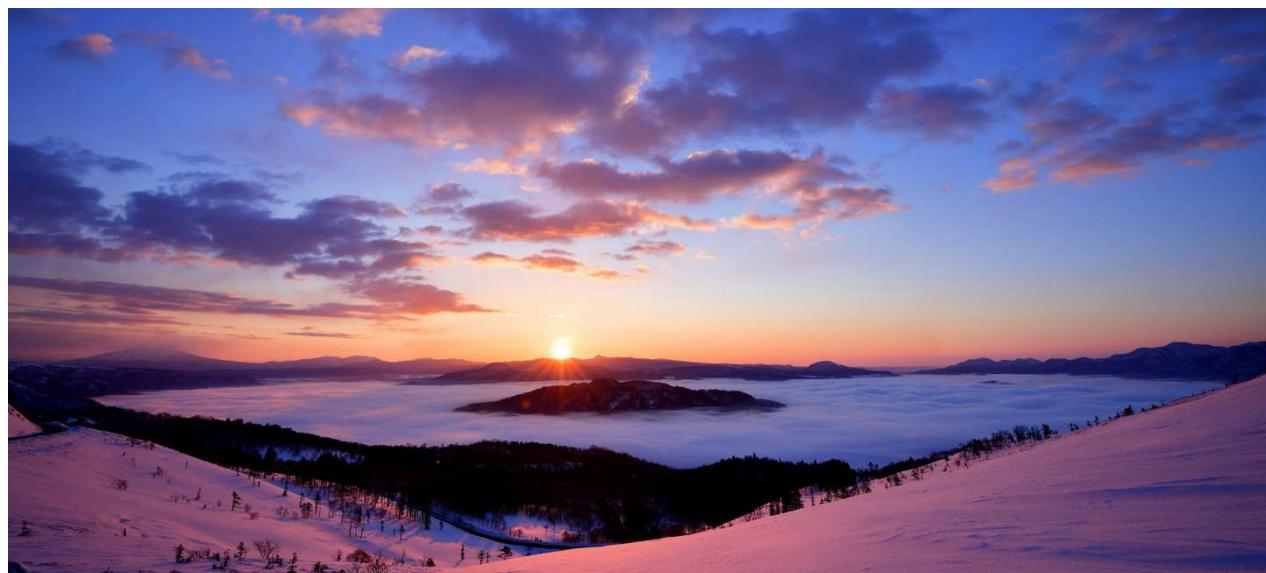
\*グランピング：「グラマラス」と「キャンピング」を掛け合わせた造語。贅沢で豪華なキャンプ。

\*RVパーク：キャンピングカー等で車中泊ができるスペース。

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町観光振興革新戦略ビジョン	平成28年度～令和8年度

## 関連する SDGs (Goals)



### 3-7 地域特産品の振興

#### 現状と課題

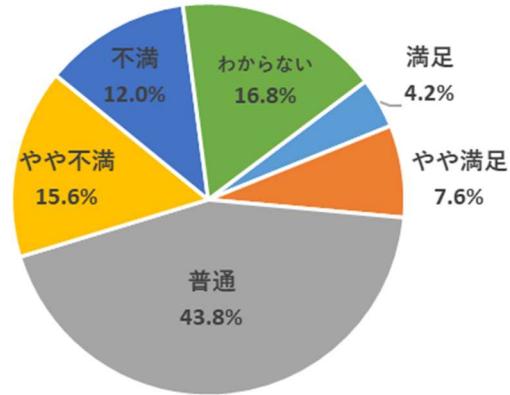
本町では、農産物等を用いた地域資源活用型の工業が発展するなど、地域資源の活用がみられます。「美幌町の特産品」としてのイメージが薄いのが現状です。地域のイメージを高め、地域の経済にも影響を及ぼす地域ブランドへの期待は、本町でも高まっています。品質の高い農畜産物、高い日照率や良質で豊かな水資源など、地域の特性を活かした特産品を開発し、本町全体のイメージアップにつなげる必要があります。また、販路については物産に係る団体、生産者や販売者との連携により、町外、道外に工夫を凝らし取り組んでいます。

今後は、それぞれの団体の連携や、美幌観光物産協会を中心とした販路拡大が求められています。

#### 基本的な考え方と指標

○本町の地域資源を活用した特産品開発や販路開拓等を促進し、地域特産品の付加価値の向上及び事業活動の活性化を図ります。

R3まちづくりアンケート／特産品の開発、販売促進



指標名	計画策定期	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
新たな特産品などの開発支援件数(累計)	H26	1 件	2 件	13 件

#### 施 策

施策の区分		施策の内容
(1)地域特産品の開発・育成	①研究機関、大学等との連携による開発支援 【商工観光課・商工観光G】	オホーツク圏地域食品加工技術センターなどの関係研究機関・大学等との連携により、農畜産物をはじめ地域資源を活用した特産品の開発を支援します。
(2)地域特産品のPR・販売	①地場産品等の販路拡大 【商工観光課・商工観光G】	札幌市や首都圏を中心としたアンテナショップなどに出店しやすい環境整備を図るとともに、地場産品等の販路拡大の支援を行います。 地域産特産品の持つ優位性を活かした販売戦略に基づく販路拡大を図ります。

施策の区分		施策の内容
(2)地域特産品のPR・販売	②物産展・物産関連イベントの参加促進 【商工観光課・商工観光G】	物産展・物産関連イベントに参加する事業者に、経費の一部を助成し参加促進を図り、特産品のPRに努めます。
	③地域特産品の認知度の向上 【商工観光課・商工観光G】	平成29年度に創設したびほろブランド認証制度*を活用し、地域特産品の認知度向上を図ります。

\*オホーツク圏地域食品加工技術センター：オホーツク圏域で生産された農水産物資源を活用した食品工業の振興、加工技術の向上を図る北海道立の公益財団法人

\*\*アンテナショップ：企業や地方自治体が、売れ行きの動向を探るために新製品や地場産品などを直営する店

\*\*\*びほろブランド認証制度：美幌商工会議所が主体となり創設した美幌産の優れた商品を「びほろブランド」として認証する制度

## 関連する SDGs (Goals)



## 3-8 消費者保護の充実

### 現状と課題

平成28年に美幌町消費生活センターを設置し、地域の方々の消費生活相談に対応しています。近年、特殊詐欺等<sup>\*</sup>の手口はより一層多様化・巧妙化し、消費者トラブルも複雑化しています。インターネットが日常生活に広く浸透し便利になるとともに危険も増えており、消費者自らが学び、危険を回避する能力を身に付けることが求められています。今後も様々な事案に対応しながら、老若男女を問わずあらゆる世代に対して消費生活問題に関する啓発を続けていく必要があります。

※特殊詐欺等：「オレオレ詐欺」「架空請求詐欺」「融資保証金詐欺」「還付金詐欺」などの『振り込み詐欺』と、それに類似する手口の詐欺の総称

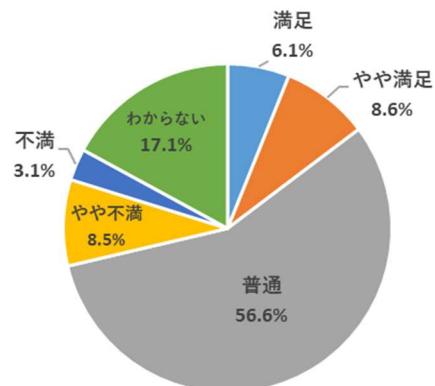
### 基本的な考え方と指標

○消費生活相談体制の充実・強化を図り、消費生活問題の未然防止に努めます。

○消費者協会との連携により、「まち育出前講座」などを活用した若年層に対する啓発・教育の強化を図ります。



R3まちづくりアンケート／防犯や消費者保護に対する取り組み



指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
消費生活相談件数	H26	121 件	130 件	120 件

### 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)消費者の保護	①消費生活相談体制の充実・強化 【商工観光課・商工観光G】
	②若年層に対する啓発・教育の強化 【商工観光課・商工観光G】

※消費者協会：消費者が安全で安心な暮らしをおくるために、消費生活相談、暮らしの情報、価格などの調査研究などを行っている団体

※消費生活相談員：悪質商法や契約トラブル・金融商品トラブル・製品事故などの相談に応じる相談員

### 関連する SDGs (Goals)





集

住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

## 4 住みやすく、人が集まる基盤をつくるまちづくり

### 4-1 道路網の整備

#### 現状と課題

美幌町は、国道4本、道道6本が交わる道東の交通の要衝ですが、複雑に交差しており、町外の方などには、公共施設等がわかりにくい道路網となっています。また街路についても、時代的な背景から街路樹のあり方など住民合意の必要性が問われており、道路網について再度検討を図り、整備を進めることが課題としてあげられます。

既存の国道、道道、町道については、路線整備や維持管理に要する費用が嵩み、住民要望を満たしていない状況であり、予算・財源の確保の問題だけでなく、手法の見直しや優先順位付け、より効果のある整備・維持管理を進めが必要です。



#### 基本的な考え方と指標

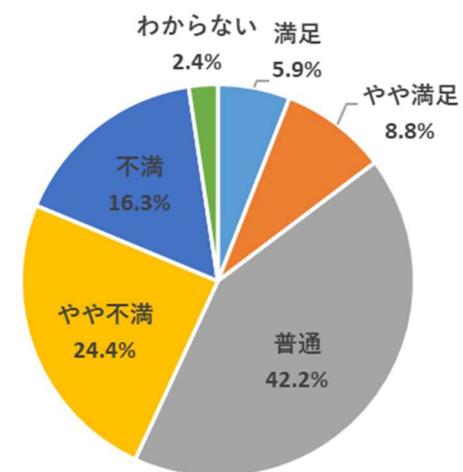
○交通の要衝としての機能性や利便性をより高めるために、一般国道、高規格幹線道路※及び道道の整備を国・北海道の動向を的確に把握した上で要請します。国道・道道に接続する幹線町道整備の促進と維持修繕を計画的に行い、安心・安全な車両及び歩行者の通行を確保します。

○景観やまちなみ環境の向上※のため、街路樹の維持管理方針や特色のある街路の再構築について検討を行います。

○都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画※策定に併せて、都市計画道路の見直しを検討し、将来を見据えたまちづくりと調和のとれた道路網の整備を図っていきます。



R3まちづくりアンケート／道路や歩道の整備



指標名	計画策定期		前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
都市計画区域内（用途地域） 町道の舗装化率	H26	95.98%	96.0%	96.9%	96.9%

※高規格幹線道路：「高速自動車国道」及び「一般国道の自動車専用道路」で自動車が高速で走れる構造で造られた自動車専用道路

※まちなみ環境の向上：住環境の整備改善を必要とする区域において、地方公共団体及び街づくり協定を結んだ住民が協力して、住宅・地区施設等の整備改善を行うことにより、ゆとりと潤いのある住宅地区を形成する。

※立地適正化計画：居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置付けられる都市計画マスタープランの高度化版

# 施 策

施策の区分		施策の内容
(1)国道・道道の整備	①高規格幹線道路、地域高規格道路※、一般国道の整備促進	<p>高規格幹線道路のうち、端野高野道路については早期開通に向けて、女満別空港網走道については早期着手に向けて、期成会等関係機関と連携して要望します。</p> <p>また、地域高規格道路（北海道縦貫自動車道）についても、調査促進に向けて、期成会等関係機関と連携して要望します。</p> <p>更に、自然環境による交通障害の解消、老朽化対策、危険箇所の改修など安全・安心な地域交通の確保について、早期の整備を要望します。</p>
	②道道の道路改良整備促進 【建設課・都市整備G】	<p>道道嘉多山美幌線※については、早期完了を引き続き要望します。</p> <p>道道北見端野美幌線※については、豊岡地区及び桜通ともに、バイパス接続等の交通量が増加していることから、広域ネットワーク形成のアクセス道路として、改良・整備の推進を図り、早期完了を要望します。</p> <p>また、現在町道である旭通については、道道整備による交通量の増加や、大正橋の幅員が狭いことによる危険性などから、上記道道の整備後に、道道との振替による整備要望を検討します。</p>
	③国道・道道維持管理の充実 【建設課・都市整備G】	<p>自治会要望等を踏まえて適切な道路環境の改善に向けた維持管理の充実について要望します。</p>
(2)町道の整備	①計画的な町道整備（道路附帯施設※含む）・（橋梁）維持補修の推進 【建設課・都市整備G】 【環境管理課・維持管理G】	<p>未整備路線の整備や老朽化路線の改修については、町道整備計画※において、地域要望及び財政運営を勘案し、優先順位を計画に取り込み、整備を推進します。</p> <p>また維持補修については、橋梁長寿命化計画※及び道路ストック点検※による補修を行うとともに、町道整備計画を都度見直します。</p> <p>なお、大雨等による町道被災箇所については、再発防止に向けて、道路パトロールの強化に努めます。</p>
	②街路の見直し及び整備促進 【建設課・都市整備G】	<p>都市計画マスタープランの見直し及び立地適正化計画策定に併せて、都市計画道路の見直しを実施するとともに、街路及び道路ネットワーク全体を見直し、事業の推進を図ります。</p>
	③賑わい道路※など特色ある町道の整備推進 【建設課・都市整備G】	<p>賑わい道路など特色のある町道の整備の検討を図るとともに、整備の推進を図ります。</p>

※地域高規格道路：高規格幹線道路を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える自動車専用道路

※道道嘉多山美幌線：網走市から大空町を経由して美幌町を結ぶ道道248号。

※道道北見端野美幌線：北見市から端野を経由して美幌町に至る道道122号。

※町道整備計画（中期的計画）：5年を単位に最新の道路の需要推計などを基礎に策定する町道整備計画

※道路附帯施設：ガードレール、ガードパイプ、カーブミラー、道路照明、白線などの安全施設、案内標識、警戒標識などの標識施設及び植樹帯施設

※橋梁長寿命化計画：地方公共団体ごとに策定する橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架替えに係る費用の縮減に関する事項を定めた計画

※道路ストック点検：道路ストックとは、トンネル・橋梁・照明灯など道路構造物をいい、その損傷状態を把握するための点検を実施し、危険性の有無を判定し、長寿命化計画などを作成する。

※賑わい道路：地域の特性を生かし、人が集まることで地域の活性化を目指した道路

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
町道整備計画（中期的計画）	令和4年度～令和8年度
美幌町橋梁長寿命化修繕計画	令和5年度～令和14年度

## 関連する SDGs（Goals）



## 4 – 2 除排雪体制の充実

### 現状と課題

一斉除雪※は10cm以上の降雪がある場合に行います。

市街地区の除雪は、車道を町と業務委託している民間7社、歩道を町と業務委託している民間2社で行っています。郊外地区は町が行っており、除雪延長は市街地区が113km、郊外地区が266km、合計で379kmとなっています。

平成30年度に実施したまちづくりアンケート調査の結果において、「除排雪の体制」は満足度が低く、重要度が高い結果となっています。これは、爆弾低気圧による大雪への対応や、除雪後の置き雪が一因となっています。また、今後、人口減少・高齢化により、「たすけあいチーム※」の担い手不足や間口除雪希望者の増加が見込まれており、その対応が急務とされています。

※一斉除雪：積雪状況によって、町内全域を一斉に除雪を行うこと。

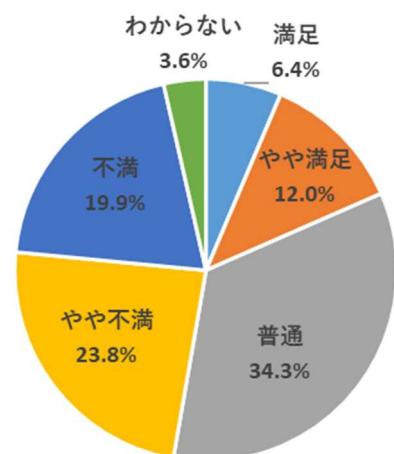
※たすけあいチーム：自治会単位で組織された地域支援チームで、地域の中で孤立することなく安心して生活できるよう、除雪支援や会食会など、支え合い・たすけあう活動を展開

### 基本的な考え方と指標

○交通の円滑化と安全確保のため、道路情報を踏まえた除排雪体制の強化など交通環境の整備を図ります。計画的な除雪車両の充実や機能向上と砂などの滑り止め散布によって安全な冬期交通網の充実に努め、さらには地域住民の理解と協力を得ながら効率的・効果的な除排雪を行い冬期間の安心で安全な生活環境を確保します。

○国道、道道の除排雪体制についても、計画的かつ速やかな対応を関係機関に要望していきます。

R3まちづくりアンケート／除排雪の状況



指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
除雪延長距離(歩道含む)	H26	437km	437km	437km

### 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)除雪体制の充実	①除雪計画※と除雪体制の随時見直し 【環境管理課・維持管理G】
	②除雪車両の充実 【環境管理課・維持管理G】

施策の区分	施策の内容
(1)除雪体制の充実	③通学路や歩道除雪の効率化 【環境管理課・維持管理G】
	④雪捨て場の環境整備 【環境管理課・維持管理G】
	⑤間口置き雪対策 【環境管理課・維持管理G】
	⑥除雪作業従事者の確保 【環境管理課・維持管理G】
(2)降雪による事故防止	①除雪の支障となる路上駐車・放置車両の住民啓発 【環境管理課・維持管理G】
	②道路、歩道への雪出し対策 【環境管理課・維持管理G】
(3)雪による交通安全対策	①除雪情報の提供と協力 【環境管理課・維持管理G】
	②ロードヒーティングに代わる低コスト融雪施設の検討 【環境管理課・維持管理G】
(4)除雪活動	①たすけあいチームによる除雪活動の継続支援 【保健福祉課・高齢介護G】
	②農村地区における住民参加による除雪体制の確立 【環境管理課・維持管理G】
	③緊急対応による除雪体制の確立と連携 【環境管理課・維持管理G】
	④除雪の協力と啓蒙活動 【環境管理課・維持管理G】
(5)排雪活動	①交差点の排雪の強化の検討 【環境管理課・維持管理G】

※除雪計画：除雪路線、出動基準、除雪体制、連絡体制、除雪安全作業のための実施要領などを定めた除雪作業に関する実施計画

※ビリ砂利：焼き砂。路面の滑り止め用の粒径のあらい砂

※集乳路線：乳業メーカーのミルクローリーが酪農家から集乳するための町道の路線

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
第3期美幌町地域福祉計画	令和2年度～令和6年度
美幌町高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画	令和3年度～令和5年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 4 – 3 治山・治水対策の推進

### 現状と課題

#### 治水

1級河川である網走川・美幌川、普通河川について河川整備や地域住民との協同による浚渫※、床ざらい、草刈り等により継続した治水対策を進めています。

河川の氾濫については、各樋門※のポンプ設置等により冠水の危険性が少なくなっていますが、浚渫や草刈り等の維持管理などメンテナンス部分での課題が出ており、堤防の嵩上げや拡幅・樋門の改築など冠水対策箇所の整備や更なる浚渫・維持管理を国・道に要望していくことが必要です。また近年のゲリラ豪雨などの被害を未然に防ぐために、雨水管と樋門連携箇所などの冠水対策箇所についての改善や各樋門の維持管理体制の強化が必要です。

#### 治山

地滑りや土砂流出等自然災害を未然に防ぐため、治山施設※などの施設整備が必要です。今後も、危険箇所を事前に把握し、対応することが求められます。

民有地については、林地及び農地が大雨時に崩落することが多いため、土地所有者に対する啓蒙が必要です。

※浚渫：河川などの水深を確保するため、水底をさらって堆積した土砂などを取り除くこと。

※樋門：堤防を横切って造られた水を導く水路で、通常は住宅地側の排水や洪水の時には河川から水路への逆流を防ぐためのゲートが設置された施設

※治山施設：山地の荒廃を復旧や、山地の荒廃を未然に防ぐために設置される人工的な施設や構造物

### 基本的な考え方と指標

○治水対策のための河川環境整備と洪水時の早期情報提供を国・道に要望します。河川の親水機能※を考慮した良好な河川環境の保全や自然生態系に配慮し、国・道と連携しながら河川整備・改修を進めて自然災害を未然に防ぐ強い河川づくりに努めます。また、住民、地域、行政が連携して、魚道設置による生態系の保全及び河川の一斎清掃などの啓蒙・各種ワークショップを通じた総合学習など治水・環境に対する住民意識の向上を図ります。

○自然生態系に配慮した治山対策を進め、自然災害を未然に防ぐため、危険箇所の把握・大雨時の巡回を行っていきます。

指標名	計画策定期		前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
河川改修延長	H26	129 km	129 km	130 km	131 km

※親水機能：水や川に触ることで水や川に対する親しみを深める機能

### 施 策

施策の区分		施策の内容
(1)治水対策の推進	①国・道と連携した治水対策の推進  【環境管理課・維持管理G】	河川管理者である国・道との連携を強化して、速やかな初動体制の確立を図ります。内水被害※の実態を踏まえて排水路・作業ヤード※などの河川整備を国・道に要望します。
	②内水排除用排水ポンプ※の維持管理  【環境管理課・維持管理G】	町が管理する各樋門等の常時電源の増設と排水ポンプの適切な点検・補修を実施します。排水ポンプ等の老朽化対策による計画的な更新も隨時行います。

施策の区分		施策の内容
(1)治水対策の推進	③河川情報施設整備の拡充 【環境管理課・維持管理G】	河川監視用カメラの設置及び冠水地区の水位観測所の設置要望を国・道に行い、早期情報による迅速な体制確保に努めます。
(2)河川整備	①親水性※豊かな網走川河川整備の推進 【環境管理課・維持管理G】	親水性豊かで安全な河川緑地の活用の推進を図るとともに、住民のニーズにあう利活用方法について検討します。
	②河川の浚渫等 【環境管理課・維持管理G】	安全に流下させることができる河道掘削及び阻害となる樹木伐採を国・道に要望して、連携しながら河川管理を進めます。また、浚渫土の利用を図り、処分費の軽減を図ります。
	③国・道と連携した河川環境の保全の推進 【環境管理課・維持管理G】	国・道とともに河畔林の維持や河川緑地の増進を図る緑化等、良好な河川環境の整備に努めます。 また、地域・住民の参加協力により、魚道の設置、河川の一斎清掃、各種ワークショップなどを行い、河川美化やゴミ投棄防止などへの意識の啓蒙を図り、地域と一体となった河川環境保全を推進します。
	④国・道管理区間における河川整備計画と連携した河川整備の推進 【環境管理課・維持管理G】	地域住民、関係機関と連携・協働し、洪水等による災害の発生の防止、機能の維持、河川環境の整備と保全などに対して、効果的な要望を行います。
(3)治山対策の推進	①自然災害等による山腹の復旧・治山ダム等の設置 【農林政策課・耕地林務G】	災害発生時には山腹の復旧及び治山ダムを設置し、対応していきます。
	②災害未然防止のための状況調査等の継続 【農林政策課・耕地林務G】	危険箇所及び治山ダムの定期点検・維持管理を行います。
	③危険箇所等への指導・対応方法の検討 【農林政策課・耕地林務G】	町内の危険箇所や林地開発による崩落危険箇所等の調査を行い、診断結果に基づき、土地所有者に対し指導を行います。

※内水被害：豪雨時に堤防より住宅地側に雨水がたまって氾濫することを内水氾濫といい、これにより家屋や耕地が浸水する被害を内水被害という。

※作業ヤード：作業場、施工場所

※内水排除用排水ポンプ：商業用電源及び非常用発電機を電源とする排水のための水中ポンプ

※親水性：水や川に触ることで水や川に対する親しみを深めることができる度合い。

## 関連する SDGs (Goals)



## 4－4 住みやすく美しい市街地機能の向上

### 現状と課題

#### 土地利用

昭和 40 年度から実施している地籍調査※の精度を高めるため、平成 23 年度から取り組んできた地籍の数値情報化事業が進み信頼性が確保されてきましたが、辺長・地籍更正※などが随時生じており、その対応が求められています。

限られた土地を守り、有効活用を図るため、適正かつ合理的な土地利用の確保に努めています。快適な生活環境や暮らしやすい地域づくりを進めるには、引き続き計画的な土地利用を進めることが必要となります。

#### 市街地整備

町の都市計画では、都市計画区域※2,447ha のうち、用途地域※が 747ha あります。商業地域・住居地域・工業地域等区分区域により、良好な住環境やまちづくりの基盤を設定していますが、社会情勢や住民のニーズなどから、宅地造成などの市街地整備については、都市計画区域内の用途地域以外の用途の色塗りをしていない、土地の資産価値が用途地域より低い白地地域※に進められており用途地域区域外へ、にじみ出し※がみられます。今まで現状追認型の用途指定でしたが、集約的都市機能向上のため、更にコンパクトシティ※の推進が図られるよう白地地域の開発行為を見直しすることで都市計画用途地域の見直しを実施しましたが、都市計画法上の規制により、大幅な変更が困難な状況です。また、準防火地域については、延焼の危険性等を評価した上で指定区域の適正化を図り、市街地の防災性能を維持することが必要です。

市街地再整備は、単なるハード整備（公共施設整備）だけではなく、ソフト施策※と併せて町・商工会議所・住民等で合意のうえ進めることができます。

#### 都市景観

現在、都市計画区域内は建築基準法による規制と商業地域、工業地域、住居地域等の区域設定をすることで景観の形成と保全に努めています。

#### ユニバーサルデザイン※

町が管理している公営住宅のうち、町営団地で 148 戸(旭 102 戸・美富 46 戸)、道営住宅で 30 戸(新町)、借上 59 戸の計 237 戸が能力や障がいのレベルにかかわらず、すべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインとなっています。また、旭団地・新町道営団地は、高齢者・障がい者への生活支援等を目的として生活援助員を配置しています。

公共施設の建設時には、玄関スロープ・手すりなどユニバーサルデザインとして進めていますが、町の道路形態などから、公共施設等への道順がわかりにくい部分があります。誘導看板など誰にでもわかりやすいデザインを取り入れるなど表示方法にもユニバーサルデザインを積極的に導入していくことが必要です。

※地籍調査：市町村が主体となり、一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し境界の位置と面積を測量する調査

※辺長・地籍更正：辺長は、土地の境界の辺の長さ。地籍更正は、土地登記面積の変更及び修正のこと。

※都市計画区域：都市計画法により都市施設計画や土地利用の規制の対象とされる区域

※用途地域：住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもので、一般的には 13 種類あるが、本町は 10 種類で指定。用途地域が指定されると、それぞれの用途に応じて、建てられる建物の種類が決められる。

※白地地域：土地利用規制や行為規制などの規制の全くない地域のこと。都市計画区域内においては、用途地域指定のない土地を指す。

※にじみ出し：都市計画的土地区画において、市街地外の規制の無い地域に住宅等が拡散すること。

※コンパクトシティ：町の中心部に住宅や公共施設、商業施設などさまざまな機能を集約し、コンパクトな規模に市街地を収める都市形態。

※ソフト施策：市街地再生における各種調査や社会実験、民間協働事業等のソフト事業の活用

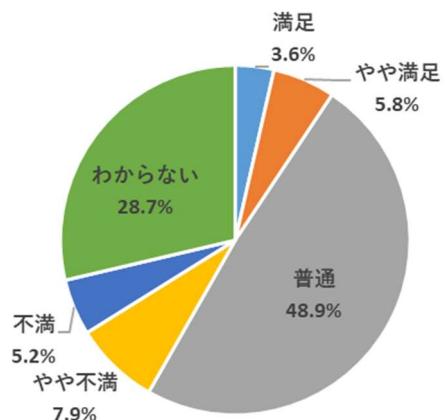
※ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

## 基本的な考え方と指標

- これまでに実施した地籍事業の実施結果により、地籍・地番図などの成果の信頼性の確保・適正化に努め、計画的な土地利用の促進を図ります。
- 国土法<sup>\*</sup>に基づき、適正かつ合理的な土地利用の確保を図り、限りある土地を次代へと引き継ぎます。
- 人口減少や少子高齢化が進む中で、快適で安心・安全な都市機能を高めるため、立地適正化計画の策定による誘導区域の設定、にぎわいを創出する都市施設の配置や集約的都市機能の向上に加えて都市計画マスターplanの用途地域の見直しによって、計画的な土地利用の促進を図ります。
- 地域や各団体の理解と協力を頂きながら、景観形成と保全を図るため、環境美化の向上に取り組み、景観に対する意識を高めることで、郷土愛のある美幌ならではのグランドデザイン<sup>\*\*</sup>の形成を目指します。
- すべての人が安全に安心して、簡単かつ快適に利用できるような考え方に基づいて、公共施設等が誰にでもわかりやすい道路などに誘導看板等の表示の検討を行い、地域に暮らす人及び町外の方にもわかりやすいユニバーサルデザインの導入を推進します。



R3まちづくりアンケート／まちの景観保全や向上への取り組み



指標名	計画策定期		前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
ユニバーサルデザインによる誘導看板設置件数	H26	0 件	0 件	19 件	19 件

\*国土法：国土利用計画法。重要な資源である国土を、総合的かつ計画的に利用するために必要とされる規定をおく法律

\*\*グランドデザイン：長期にわたって遂行される市街地や農村の景観の形成

## 施 策

施策の区分		施策の内容
(1)計画的な土地利用の推進	①地籍の信頼性の確保 【環境管理課・維持管理G】	地籍数値情報化事業 <sup>***</sup> 等により土地台帳や地籍・地番図などの地籍管理や適正化を行い、信頼性の確保に努めます。
(2)適正な土地利用の確保	①利用区分に応じた計画的な土地利用の推進 【政策課・政策統計G】	都市区域、農業区域、森林区域、自然保全区域の利用区分に応じた土地利用を推進します。 国土法に基づき、適正かつ合理的な土地利用の確保を図ります。

施策の区分		施策の内容
(3)市街地における土地利用の推進	①都市計画区域における土地利用の見直しの検討 【建設課・都市整備G】	健康で文化的な生活を確保するため、都市計画マスタープラン※の見直しによって、土地利用、交通体系、公園緑地等の基本的な方針を示し、それぞれの事業を推進します。 また、令和4年度から着手する立地適正化計画の策定に併せて、土地利用の動向等を踏まえ、将来を見据えた都市計画マスタープランの用途地域の見直しを検討し、コンパクトシティの推進が図られるよう無秩序な開発行為の防止に努めます。
(4)市街地の再整備	①市街地再開発可能性の調査検討 【建設課・都市整備G】	将来の人口減少や中心市街地の空洞化等を見据え、都市計画マスタープラン、立地適正化計画などの関連計画に基づき、誘導区域の設定と併せて、地域の特色を生かしたにぎわいの創出や市街地の整備を検討します。
(5)市街地の保全	①環境保全のためのまちなみの維持 【環境管理課・維持管理G】	街路樹の落ち葉やビリ砂利の清掃、街路樹の剪定等、地域のマンパワーを生かしながら取組を推進します。
(6)誰もが利用しやすい施設・設備づくり	①ユニバーサルデザインによる環境整備の普及・促進 【建設課・建築G】	施設の更新・新設時にユニバーサルデザインの導入を行います。
	②わかりやすい誘導看板等の設置 【建設課・都市整備G】	公共施設を連絡する路線などに、誰にでもわかりやすい誘導等の設置などを行い、ユニバーサルデザインを推進します。

※地籍数値情報化事業：市町村が実施した地籍調査終了後の土地の所有者等の情報や境界点等の情報を電磁化（コンピュータ化）する事業

※都市計画マスタープラン：長期的視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにする基本計画

※バリアフリー：障がい者を含む高齢者等の社会的弱者が、社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物及び状態

※緑の基本計画：都市公園の整備方針、そして特別緑地保全地区の緑地の保全や、緑化地域における緑化の推進に関する事項など、都市計画制度に基づく施策と、公共公益施設の緑化、緑地協定、住民参加による緑化活動等都市計画制度によらない施策や取り組みを体系的に位置付けた緑のオープンスペースに関する総合的な計画

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
都市計画マスタープラン	平成22年度～令和10年度
第3期美幌町地域福祉計画	令和2年度～令和9年度
美幌町緑の基本計画	平成29年度～令和8年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 4－5 公園、緑地の整備

### 現状と課題

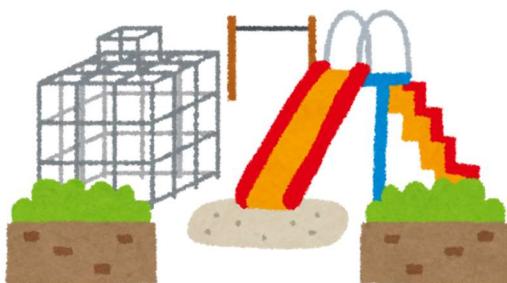
#### 公園、緑地

町内の都市計画決定公園※は、全部で23箇所あり、「街区公園」(小規模で身近に設置)、「近隣公園」(大きな面積で数自治会に一つ程度)、「運動公園」(柏が丘公園)「緑地」(網走川河畔公園など)が設置されており、本町の一人当たりの公園面積は、全道平均をはるかに上回っております。供用開始から年数が経過し、施設・遊具の老朽化に対する方策や安全対策された遊具の更新及び近年の住民ニーズにあう公園の再整備が課題となっています。

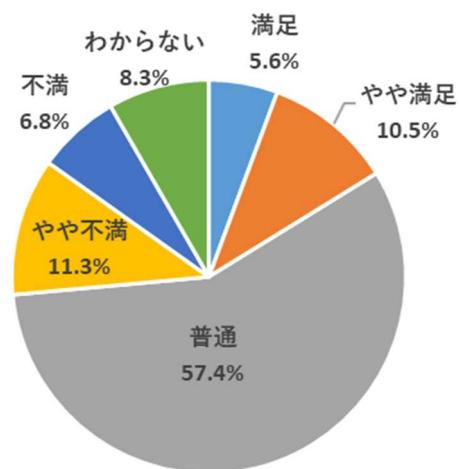
※都市計画決定公園：都市計画法では、国、都道府県及び市町村が都市計画の内容や影響の範囲に応じて適切な役割分担のもとに都市計画を決定した公園で、23ヶ所が都市計画決定公園

### 基本的な考え方と指標

○住民ニーズにあう公園・緑地等の再配置整備の検討や老朽化した公園施設等の更新・修繕など適切な維持管理に努め、住民憩いの場として、多くの人々が集い楽しめる空間づくりを進めます。



R3まちづくりアンケート／公園、緑地の整備



指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
都市公園面積	H26	93.45ha	94ha	94ha

### 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)公園や緑地の整備、維持管理	①公園施設の計画的な更新 【環境管理課・維持管理G】
	②地域の声を取り入れた公園引当地※の活用 【環境管理課・維持管理G】
	③公園の美化活動の推進 【環境管理課・維持管理G】

※公園長寿命化計画：公園施設を長期的かつ継続的に使用するため、遊具などの更新や、安全性や機能性を確保するための維持管理を計画的に実施するための計画

※公園引当地：「北海道の開発行為指定基準」により、民間事業者が市街地で3,000 m<sup>2</sup>以上の宅地造成等を行う際、面積の3%を公園用地として地方自治体に寄附しなければならないことと規定されている。

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
公園施設長寿命化計画	平成27年度～令和7年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 4－6 住宅環境の整備

### 現状と課題

町内には、町営住宅で8団地・69棟・736戸、借上公住で8団地・8棟・59戸の計16団地・77棟・795戸があり、その他に2団地・5棟・84戸の道営住宅があります。町営住宅の建築年別では、昭和50年度～昭和59年度で44棟/272戸(美英・美園・美富は・仲町・三橋南)、昭和60年度～昭和62年度で9棟/168戸(三橋南・南)、平成元年度～平成8年度で10棟/194戸(南・美富改良)、平成16年度～平成21年度で6棟/102戸(旭)となっており、特に昭和に建設された住棟につきましては、給排水衛生設備等の屋内設備の経年劣化により、戸別に修繕が必要となっております。また、旭団地においても、経年劣化により、屋根・外壁の住棟毎の改善が必要な状況となっております。

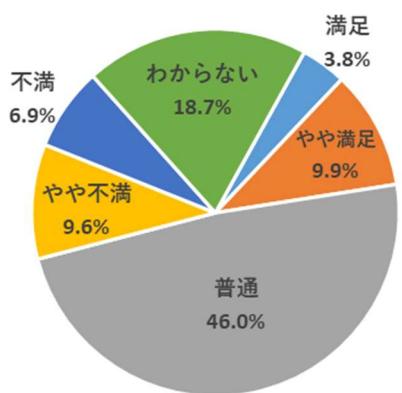
今後も、安全で良好な住環境の維持、向上を図るために長寿命化計画に基づき、建替事業及び改善事業の推進と保全団地の補修等を行いながら、民間住宅の耐震化の促進、増加が懸念される空家の適正管理を進める必要があります。

### 基本的な考え方と指標

○公営住宅は、住宅セーフティネットとして重要な役割を担っていることから、良好な住宅ストック<sup>\*</sup>の確保と有効活用を図ることとし、あわせて長寿命化<sup>\*\*</sup>を図りライフサイクルコスト<sup>\*\*\*</sup>の縮減に努めるとともに、民間住宅の耐震化を推進します。

○空家は、今後も増加傾向にあるため、発生抑制や有効活用を推進させ、危険な空家の所有者には助言や指導を実施し、生活環境の保全に努めます。

R3まちづくりアンケート／住宅環境の整備  
(公営住宅の管理や住宅リフォーム補助など)



指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
公営住宅の長寿命化率	H27	18.8% 420戸(480戸)	20.0%	20.0%
北海道空き家情報バンクへの登録件数	H30	1件	－	3件
管理不全な空家等の解消実績数	H30	－	－	11件
				40件

※住宅ストック：現在も存在している既存の住宅

※長寿命化：適切に維持管理を行い、建物を長持ちさせること。

※ライフサイクルコスト：製品や構造物を製造して廃棄するまでにかかるすべての費用



# 施 策

施策の区分		施策の内容
(1)公営住宅の整備	①良質な住宅ストックの形成 【建設課・公営住宅G】	住生活基本計画※・公営住宅長寿命化計画に沿って、住宅需要を反映した良質な住宅ストック確保と調和を図ります。
	②長寿命化とライフサイクルコストの縮減 【建設課・公営住宅G】	住宅セーフティネットとしての良好な公共賃貸住宅ストックの有効活用、適切な維持管理と建替事業及び改善事業の推進を図ります。
(2)民間住宅・宅地整備の推進	①住宅リフォーム制度の充実支援と耐震改修促進 【建設課・建築G】	住宅リフォーム促進事業は、利用者、事業者などからも継続要望が寄せられていることから、今後の需要予測も含めてアンケート調査等を実施し、制度内容の充実を図ります。 また、あわせて耐震診断改修促進を図るための情報提供と補助支援を行います。
(3)空き家対策	①空家等に関する施策の総合的かつ計画的な実施 【政策課・政策統計G】	所有者に対し周知、啓発及び空家の管理に対する意識醸成に努め、老朽空家等の把握を行いながら、北海道空き家情報バンク※の活用や、空家の除却等に対する助成を実施するなど空家減少対策に取り組みます。

※住生活基本計画：美幌町の地域特性に配慮した住宅施策の展開を示す計画

※北海道空き家情報バンク：北海道内の空き家及び空き地の有効活用を通して、移住・定住の促進や住宅ストックの循環利用を図ることを目的として、道が運営する制度

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町住生活基本計画	平成29年度～令和9年度
美幌町公営住宅等長寿命化計画	令和4年度～令和18年度
美幌町耐震改修促進計画	令和4年度～令和8年度
美幌町空き家等対策計画	平成31年度～令和9年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 4－7 上下水道の整備

### 現状と課題

#### 上水道

水道事業は水道料金による独立採算方式で運営されており、給水人口の減少に伴い給水収益が少なくなる中、安心で良質な水をいつまでも安定して供給できるよう、老朽化した水道施設の更新が課題となっております。また、重要なライフラインであるため、地震等災害時に必要最低限の水の供給が可能となるよう、施設の耐震化や重要給水施設※への給水を確保する必要があります。



#### 下水道

公共下水道事業は、町の発展に伴う生活水準の向上等による公共用水域※の汚濁の解決策として、昭和48年6月に事業に着手し、昭和56年10月には下水終末処理場の一部が運転を開始しました。令和3年度末には、予定処理区域823.9haに対し、整備区域は692.6ha、人口普及率で90.3%となり、事業は順調に進捗しています。このため、下水終末処理場施設及び下水管路も増大しており、維持管理・改築への投資の増大、人口減少による使用料収入の減少も相まって、下水道経営に大きな影響を与えることが懸念されます。

個別排水処理事業※は、平成9年度より下水道計画区域外を対象として、水洗化のため計画的に導入が進められています。

※重要給水施設：災害時に優先して給水が必要となる、災害拠点病院、病床を持つ医療機関、規模の大きな避難所

※公共用水域：水質汚濁防止法によって定められる、公共利用のための水域や水路のことをいう。下水を処理する終末処理場を有する下水道は、公共用水域に含まれない。

※下水道ストック：下水道の終末処理場施設及び下水管路

※個別排水処理事業：農村地域等の公共下水道区域外において、水洗化を実施するため合併浄化槽を設置する事業

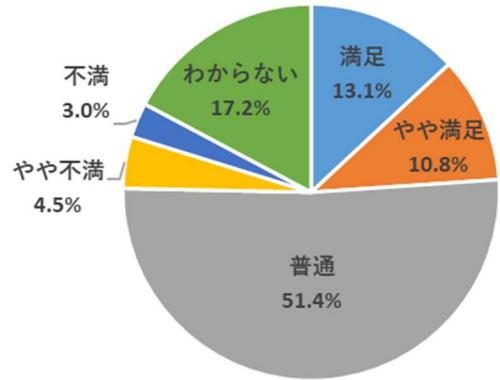
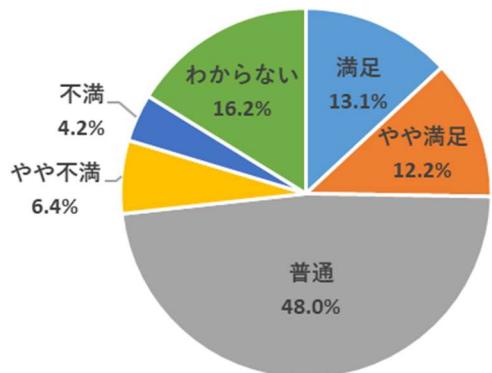
### 基本的な考え方と指標

○水質検査計画に基づく定期検査で合格した安全な水を供給するとともに、事務・事業の効率化により経費縮減に努め、給水収益の安定確保により経営基盤強化を図っていきます。

○将来的に安定給水を確保するため老朽施設の耐震化や水管路の更新を、財政状況を考慮しながら計画的に進めていきます。

○家庭や事業所の汚水を適切に排除して快適な生活環境を確保するとともに、河川等の水質保全に努めています。下水道整備区域外においては、合併処理浄化槽※の設置促進により生活環境の改善と公衆衛生の向上を図り、生活排水による水質汚濁を防止します。さらに水洗化の促進や施設管理・運営の効率化を図り、健全な下水道経営を進め安定した処理体制の充実と生活排水やし尿の適切な処理に努め、効率的な維持管理を進めていきます。また、浸水被害※を防止し、快適で安全な環境づくりを図るため、雨水排水施設の整備を進めていきます。

○公共下水道事業及び個別排水処理事業は、経営成績や財政状況を明確にし、持続可能な経営を確保するため、令和5年度から地方公営企業法の適用を受けて事業経営をしており、今後とも経営基盤強化への取り組みをより一層進めていきます。持続的に安定した下水道サービスを提供していくために、経営の現状把握を行うとともに、将来の見通しを明らかにし、経営基盤の強化へ取り組んでいきます。



指標名	計画策定時		前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
水道有収率*	H26 末	92.2%	85.3%	86.1%	90.0%
生活排水施設の普及率 (下水道、個別排水処理施設)	H26	97.2%	96.8%	96.7%	97.2%

※合併処理浄化槽：し尿と生活雑排水（台所、風呂、洗濯等に使用した水）を戸別にまとめて処理する浄化槽

※水道有収率：配水量に占める料金徴収の対象となった水量の割合

## 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)水資源の確保	①安定的な水道の供給 【上下水道課・営業G】 安定した取水*を確保できるよう週1回の流量測定を行います。
	②水源の管理対策 【上下水道課・営業G】 水源池の危機管理対策として部外者の侵入を監視するシステムの導入を検討します。
	③水源涵養林*の維持管理 【上下水道課・営業G】 水源涵養林の機能確保のため、関係機関との情報共有及び協議を行います。
(2)水道の整備	①水道施設の計画的な更新 【上下水道課・施設G】 耐震化計画に基づいた施設耐震化と老朽施設の計画的更新を進めます。
	②水道管路の計画的な整備 【上下水道課・施設G】 導水管、送水管、配水管*など基幹管路の耐震化と老朽配水管の計画的更新を進めます。
	③水道利用の普及啓蒙 【上下水道課・営業G】 町民に対して水道週間やイベント、広報、HPを利用して安全安心をPRし、水道利用の促進を図ります。
	④水道未普及地域対策 【上下水道課・営業G】 地域からの相談・要望や実情及び公営企業としての経営状況など総合的な判断に基づき水道未普及地域対策を進めます。
(3)水道事業の推進	①効率化等による経営改善 【上下水道課・営業G】 経費削減に努めるとともに、一部地域に遠隔検診が可能なスマートメーターの導入を検討するなど、効率化を図ります。

施策の区分	施策の内容
(4)下水道事業の継続性の確保	①全体計画、事業計画の変更 【上下水道課・営業G】  地域の実績値を用いた推計など、地域特性を踏まえた評価を実施し、長期的な視点に立った計画的な更新計画の構築が必要であり、施設の長寿命化や雨水処理対策の推進のため、計画の見直しと事業期間の延伸を行い事業の継続を図ります。
	②下水道施設の適切な維持管理 【上下水道課・営業G】  管きょの適正な管理により、道路陥没事故を未然に防止します。また、下水道の機能を適正に維持するために、持続的で安定した水質処理を継続した運転管理を推進し、適正な処理による公共水域の水質保全を図ります。
	③下水道施設の老朽化等に伴う改築・更新事業 【上下水道課・営業G】  下水道ストックマネジメント計画に沿って更新を行い、処理施設及び管路の更新を進め、下水処理の質的向上と維持管理コストの軽減を図ります。
	④異常気象に対応する処理の推進 【環境管理課・維持管理G】  排水処理能力の検証を行い、雨水排水処理対策の推進を図ります。
(5)下水道事業の推進	①下水道経営の健全化 【上下水道課・営業G】  維持管理を適正に行い、安心して利用するため、長期的な収支バランスを見通した下水道経営計画の検討、中期経営計画の策定、人口減少等による地域の実情を踏まえた事業計画の立案、使用料金の適正化、維持管理費の効率化と質的向上、公営企業、経営基盤強化へ取り組み、限られた財源をより有効に活用する仕組みの中で、長期的に安定した事業経営を努めます。
(6)合併処理浄化槽の設置促進と維持管理	①個別排水処理施設整備計画に基づく計画的な整備 【上下水道課・営業G】  未整備状況、要望等を踏まえて整備計画を隨時見直し、下水道区域外居住者に対する水洗化を促進します。
	②個別排水処理施設の適切な維持管理と経営健全化 【上下水道課・営業G】  普及戸数の増加により維持管理費が増加していることから負担の適正化を検討していきます。
(7)汚泥処理の推進	①下水汚泥の資源有効利用 【上下水道課・営業G】  下水終末処理場から発生する汚泥の減量化に努めるとともに、有効利用の研究及びし尿・浄化槽汚泥*と混合し、汚泥消化の際に発生する消化ガスをボイラー用燃料として有効利用し、電力利用の効率化を図り、CO <sub>2</sub> 等の温室効果ガス排出の抑制に努めます。

※取水：河川などから水を取り入れること。

※水源涵養林：雨水を吸収して水源を保ち、河川の流量を調節するための森林

※導水管、送水管、配水管：導水管とは、水源から浄水場まで水を送る管。送水管とは、浄水場から配水池まで水を送る管。配水管とは配水池から市街地まで水を送る管

※量水器収納筐設置：水道使用量を測定するメーター器を収める円形の筒で、土を掘り返すこと無くメーター器の交換が可能となる。

※し尿・浄化槽汚泥：し尿は、便所から汲み取った大小便。浄化槽汚泥は、浄化槽の沈殿分離槽や微生物で分解する槽のゴミや堆積汚泥や合併浄化槽の余剰汚泥を指す。

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町水道事業基本計画	平成30年度～令和9年度
個別排水処理施設整備事業5期	令和5年度～令和7年度
美幌町下水道ストックマネジメント計画	令和3年度～令和7年度
美幌町公共下水道事業基本計画	昭和48年度～令和8年度

## 関連する SDGs (Goals)



育

夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり

## 5 夢を育む体験！あたたかい人をつくるまちづくり

### 5-1 幼稚園、学校教育の充実

#### 現状と課題

##### 幼稚園

町内の幼稚園教育は、認定こども園2園※が担っており、平成30年度に全て「子ども・子育て支援新制度」に移行しましたが、引き続き幼稚園における教育内容の充実を図り、児童支援グループと連携しながら、小学校との連携のための取り組みを促進することが必要です。幼児期と小学校の円滑な接続については、より一層重要なことから、要保護児童対策地域協議会や、支援が必要となる児童情報の共有が図られるよう、発達支援センター・認定こども園・保育園との連携が必要です。

##### 小中学校

学校教育の充実のために、学習指導要領※の「生きる力」を育むという理念のもと、各学校においては、児童生徒に「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」のバランスの取れた「知育・徳育・体育」を身に付けさせるため、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開するとともに、「学校・家庭・地域」の三者が、それぞれの役割を認識し、連携・協力を果たすことが求められています。

また、小中学校の教育環境の充実については、平成24年度に美幌中学校が旧美幌高等学校に移転し、平成25年度には福豊小学校が旭小学校へ統合により閉校しました。今後も人口減少、少子化による児童・生徒数の減少が予想されることから、一定の学校規模を確保しながら適正配置を進める必要があります。

学校施設や設備、備品等については、老朽化や教育環境の変化に応じた対応が重要であることから、引き続き、緊急性や必要性を勘案した計画的な修繕、更新を図る必要があります。

また、学習指導要領の改訂やICT教育※に対応した教育環境の整備・充実に努めています。

教育内容の充実としては、地域資源を活用した授業の実施や地域住民の参画による「ひらかれた学校」の実現に努めています。今後も「個別の知識・技能」の習得と、「思考力・判断力・表現力」の育成により「確かな学力」を身に付けさせること、「学びに向かう力・人間性等」の資質を高めること、また、特別の教科「道徳」を要とした道徳教育の充実を図るとともに総合的な学習の時間※や体験的な活動により「豊かな心」を育成すること、食育や運動を通じて「健やかな体」を養うことが必要です。また、特別支援教育※の推進にあっては障がいのある児童生徒の状況を的確に把握し、保護者のニーズや児童生徒に応じた適切な教育の推進に努める必要があります。

学校給食センターについては、調理器具やボイラー、洗浄機等の機械設備の更新が終わり、安心・安全かつ安定的な給食の提供の充実が図られており、今後は、調理機器や冷却機器の更新を行っていく必要があります。

##### 高等学校

平成23年度に普通科と農業科が併設された新たな美幌高校が開校し、学校の特色を生かした教育活動が実施され、毎年、国公立大学をはじめ道内外私立大学への進学や高い就職率を誇るなど優秀な生徒を輩出しています。

また、日本農業クラブ全国大会等において輝かしい成績を収める一方で、「美幌豚醤油まるまんま」の開発など、町の活性化にも大きく貢献しています。

しかしながら、入学者の欠員状況により令和2年6月に北海道教育委員会から提示された公立高等学校配置計画案の令和5年度からの1学級減は、その後、農業科の1学級減として学科名称変更と共に実行されることになりました。

道内では今後も、少子化に伴う生徒数の減少により、公立高等学校の規模や配置の適正化の取り組みが進められています。美幌高校の農業科が1学級減となりましたが、入学者数や今後の中学卒業者数の動向を踏まえると、普通科にも学級減の危機が迫っていると言えます。

美幌高校に対して、町は平成 29 年度から様々な支援により、生徒確保に向けた取り組みを行ってきましたが、多様な教育機会の充実と生徒が安心して地元の高等学校に進学できるよう、高校と一緒にになった生徒確保の取り組みをさらに進める必要があります。

※認定こども園 2 園：美幌町内の私立幼稚園である美幌大谷幼稚園、美幌藤幼稚園の 2 園

※学習指導要領：それぞれの学校で行われる教科の指導内容について、文部科学省が詳細に定めている基準

※ I C T 教育：コンピュータやインターネットなどの情報通信技術 (Information and Communication Technology) を活用した学校教育のこと

※総合的な学習の時間：教科の枠を超えた学習の時間。単に知識を身に付けるのではなく、探究的な見方、考え方を働かすことにより、問題解決能力を育成することを目的としている。

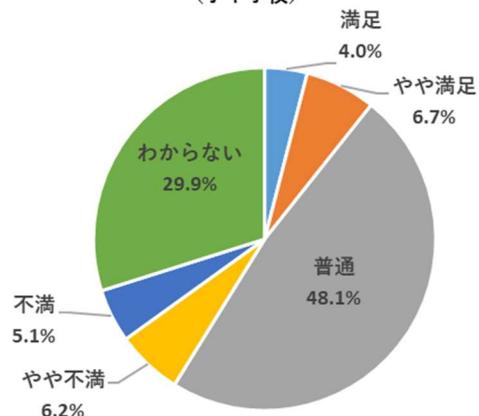
※特別支援教育：障がいのある児童生徒に対して、その 1 人 1 人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服できるよう、必要な支援を行う教育

## 基本的な考え方と指標

- 学校、家庭、地域が連携して子どもたちの確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成するなど、調和のとれた教育環境づくりを推進します。
- 学校施設や設備の適切な管理や更新を図り、子どもたちの学習環境を整備します。
- 学校生活や学習のために特別な支援を必要とする子どもたちに対し、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育の推進を図ります。
- 高等学校への進学を希望する生徒が地元の学校で学ぶことができるよう、間口確保のための取り組みを進めます。

R3まちづくりアンケート／教育環境や内容の充実

(小中学校)



指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
町内中学校卒業者の 美幌高等学校への入学割合	H27	47.8%	40.8%	45%
小学校における町独自の 少人数学級の編制・教員配置充足率	H27	100%	100%	100%

## 施 策

施策の区分		施策の内容
(1)幼稚園の充実	①小学校教育との連携・接続の強化 【学校教育課・学校教育 G】 【社会福祉課・児童支援 G】	幼児期から小学校への円滑な接続ができるよう幼稚園との連携を強化します。 また、教育支援計画に基づいた連携を行います。
(2)小中学校の教育環境の充実	①学校施設や備品、教材等の整備充実 【学校教育課・総務 G】	教育環境の充実を図るため、学校施設、設備及び備品等について、計画的な更新を図ります。
	②教育用コンピュータなど I C T 教育環境の整備充実 【学校教育課・総務 G】	令和 2 年度に整備した G I G A スクール端末の更新を図るとともに、学校のニーズを取り入れた I C T 教育環境の整備、充実に努めます。
	③就学に対する支援 【学校教育課・学校教育 G】	経済的な理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、就学に必要な援助を行います。

施策の区分		施策の内容
(2)小中学校の教育環境の充実	④多子世帯に対する支援 【学校給食課・学校給食G】	多子世帯の経済的な負担軽減を図るため、第3子以降の小中学校給食費に対して支援を行います。
(3)小中学校の教育内容の充実	①地域資源（自然、環境、人）を活用した学校教育の充実 【学校教育課・学校教育G】	水泳、スキー、スケートの体育科において、各競技団体からの外部講師によるグループでの個別指導を行い、効果的な授業内容の充実を図ります。 また、博物館学芸員との連携による体験授業や「総合的な学習の時間」における児童生徒の興味関心に基づいた課題解決型の授業を進めます。
	②体験型の学習によるふるさと教育※やキャリア教育※の充実 【学校教育課・学校教育G】	自然体験や産業体験、インターンシップ※によるふるさと教育やキャリア教育の促進を図ります。
	③国際理解教育※の充実 【学校教育課・学校教育G】	小学校の外国語活動や中学校の英語の授業に外国語指導助手（ALT）※を派遣し、国際理解教育の充実とコミュニケーション能力の育成を図ります。
	④地域と一体となった学校づくりの推進 【学校教育課・学校教育G】	学校運営協議会※委員が学校運営に参画し、子どもの将来を見据えた幅広い意見や学校評価をいただき、また、3つのきょういく応援団※の協力も得ながら学校運営に取り組むとともに、地域住民が持つ人材力を活かした事業展開を通じて開かれた学校づくりに努めます。
	⑤学校給食センターの充実 【学校給食課・学校給食G】	機械・器具の年次的更新を行い、給食センターの維持・充実に努めます。
	⑥教育相談や生徒指導の充実 【学校教育課・学校教育G】	いじめや不登校、生徒指導上の課題を抱えている児童生徒に対応するため、教育相談室に2名の相談員を配置し、学校・家庭・地域や関係機関と連携し、悩みや課題を解決できるよう教育相談体制の充実を図ります。
	⑦教職員の資質・指導力の向上 【学校教育課・学校教育G】	教職員の資質と指導力向上のため、授業公開実践交流を通した授業改善と教材研究を推進するとともに、網走地方教育研修センター※や道立教育研究所※などの各種研修会への参加体制の充実を図ります。
	⑧特別支援教育の充実 【学校教育課・学校教育G】	障がいに応じた指導が図られるよう、的確な対象児童生徒の把握に努めるとともに、特別支援学級や通常学級に在籍し特別な支援が必要な児童生徒の学校生活を支援するため、特別支援教育支援員を配置し教育環境の充実を図ります。

施策の区分		施策の内容
(3)小中学校の教育内容の充実	⑨少人数学級の推進 【学校教育課・学校教育G】	よりきめ細かな学習指導の環境を整えることを目的に全ての小学校の全学年で35人学級を推進します。 また、教育支援員の配置により習熟度別学習※を実施することで、学力の向上を図ります。
	⑩小中一貫教育の推進 【学校教育課・総務G】	教育内容や学習活動の質的・量的な充実に対する必要性から教育環境の向上と持続的な確保を目指した小中一貫教育※の導入を検討します。 また、少子化による児童生徒数の減少に対応した町立学校の最適化に向けた検討を進めます。
(4)小中学校における食育の推進	①小中学校における食育の推進 【学校教育課・学校教育G】 【学校給食課・学校給食G】	日頃の給食指導や栄養教諭を活用した正しい食に関する知識と望ましい食習慣を身に付けさせる取り組みや関係機関との連携による地産地消などの取り組みを進めます。
(5)高等学校教育の充実	①間口確保や教育施設・設備の充実 【学校教育課・総務G】	多様な教育機会の充実を図るため、継続して道教委に対する間口確保や教育施設・設備の充実を要請する取り組みを進めます。 また、町内外の中学生及び中学校教諭へ美幌高校の特色や魅力を理解してもらう取り組みや卒業後の就職まで、町ぐるみで美幌高校を育てる環境づくりのため、ソフト・ハード両面に対する町としての支援の在り方を検討します。

※ふるさと教育：児童生徒が郷土の自然や人間、社会、文化、産業等と触れ合う機会を充実させ、ふるさとのよさの発見、ふるさとへの愛着心の醸成、ふるさと生きる意欲の喚起を目指すもの。

※キャリア教育：社会人・職業人として自立するために必要な能力や態度、意欲を形成・向上させるための教育

※インターンシップ：学生が在学中に自らの学習内容や将来の進路などに関連した就業体験を行うこと。

※国際理解教育：世界の諸国民が国を超えて理解し合い、互いに人間として尊敬と信頼をもって協力し、世界の平和を実現することを理念とした教育

※外国语指導助手（A L T）：Assistant Language Teacher の略。日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人を指す。

※網走地方教育研修センター：オホーツク総合振興局管内の市町村が共同して行う教職員の研修並びに研修に関する調査研究を実施する機関

※道立教育研究所：北海道が設置する教職員の研修並びに教育に関する研究を実施する機関

※習熟度別学習：教科の習熟度に応じて児童・生徒をグループ分けし、それぞれに合わせて指導を行うこと。また、その形をとる授業。

※学校運営協議会：保護者や地域住民等が学校運営に参画し、その意見を積極的に生かして反映することで、地域とともにある学校づくり、特色のある学校づくりを進めていく制度。

※3つのきょういく応援団：「地域の子どもたちが地域で育てる」のコンセプトのもと、学校（教育）・家庭（共育）・地域（協育）が、美幌町の子どもたちを育てるために協力して活動を行う、地域の方々から構成される団体。

※小中一貫教育：小学校と中学校が目指す子ども像を共有し、系統性・連続性のある9年間の教育を行うこと。

## 関連する SDGs (Goals)



## 5－2 生涯学習の充実

### 現状と課題

#### 生涯学習

各種機関、団体が主体となって実施する講座や研修、芸術文化鑑賞の機会の提供は引き続き活発に行われておりますが、活動の中心的役割を担う人材の減少や新型コロナウイルス感染拡大防止対策の長期化により縮小が懸念されます。

情報通信技術の高度化・複雑化により住民の情報取得の手段が多様化する中、町広報以外での情報提供手段としてSNSや動画配信サービスを活用した情報提供に努めているところです。また、人材活用については小中学校に学校運営協議会が設置され、各学校の授業等で活用する人材等を集約した「3つのきょういく応援団」と既存の人材リストの内容が類似しているため、その一本化を進めています。

町民参画による社会教育行政の充実については、社会教育委員※が中心となって第8次社会教育中期計画を令和3年度に策定し、今後この計画をもとに社会教育行政施策推進に努めています。

また、町民の学びや活動を受け入れる多種多様な施設を所管している一方で今後その維持管理に多額の経費を要することから、中長期的な観点で施設維持管理経費の平準化と安心安全な施設利用を継続させるため、令和3年度に社会教育施設等長寿命化計画を策定し、適切な施設管理運営に努めています。

各課においては各種講座や教室等の開催にあたり創意工夫を加えながら推進しています。子どもたちから高齢者まで地域の中で様々な活動に主体的に取り組むことが今後ますます重要であり、既存の取組にとらわれない新たな発想や町民のアイディア等を最大限生かしながら、時代や町民のニーズに即した活動の充実、推進が求められています。

#### 図書館

公立図書館については、資料や情報の提供など住民に対する直接的なサービスの実施や、読書活動の振興を担う機関として、利用者の要望や社会の要請に応え、地域の実情に即した運営が求められています。

また、平成30年度から町内小中学校5校に巡回司書を派遣し、学校図書館の充実のための支援を行っています。

現在の図書館には14万冊を超える蔵書がありますが、現在の書架での対応では限界にきており、旧美幌中学校等などへ分散保管している状況です。また、昭和54年の開館以来43年を経過し、全体的に老朽化が進んでおり、図書館利用者の駐車場不足も課題となっており、図書館全体の施設整備が必要となっています。



#### 博物館

郷土の自然や歴史、美術等の資料や情報等を有する博物館を、学校授業の中で活用したいという依頼を受け対応しています。一番専門的に精通した学芸員が主に対応するものの、人員が限られているため、授業における教員と学芸員の役割分担のあり方など整理してきました。

平成19年度から旧農業館の展示改修を継続的に実施とともに、第1展示室の部分展示改修を進めています。平成21年度に美術展示室が、平成22年度には「講座室」を持つ第2展示室がリニューアルオープンしました。今後も、時代に即した情報発信を進め、機能の充実を図ることが必要です。また、飽和状態の収蔵スペース確保のため、収蔵庫の建設が必要となっています。

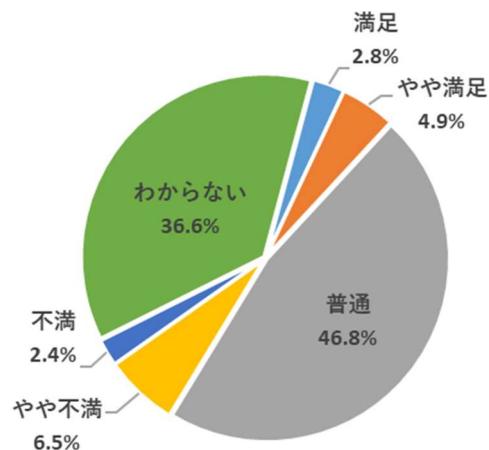
※社会教育委員：社会教育法に基づき設置。委員は13名。教育委員会に対して社会教育に関する助言を行う役割のほか、社会教育に関する計画を立案するなどの役割を担う。



## 基本的な考え方と指標

- 乳児期から幼児期、そして学齢期において様々な問題に直面するため、その解決のため学校・家庭・地域との連携を密にしながらすべての教育の出発点である家庭、さらには生涯学習の基礎基盤の確立に努めます。
- 今後町民の学習ニーズがますます多様化・複雑化する状況を鑑み、社会教育主事を中心とした学習相談への対応をはじめ、町民の学習意欲向上のために個々に応じた情報提供に努め「いつでも、どこでも、だれでも」学習できる環境整備に努めます。
- 社会教育関係団体の代表者や学識経験者で構成する社会教育委員が継続して役割を担うため、行政の推進体制を充実させるほか、直接的に社会教育事業の企画・運営や町民の社会教育・生涯学習に対する理解を深める役割を担う社会教育活動奨励員※との連携・協力を継続し、本町全体の生涯学習の推進体制確立に努めます。
- 美幌町民会館は、引き続きその施設機能を最大限に生かすとともに、「びほーる」と連動した施設利用を提供し、文化事業やその他の広域的な催しが活発に行われている美幌町を発信する施設として、利用の向上を図ります。
- 町民の利便性を考慮した新たなＩＣチップ等※の活用や町内学校図書館のデータ共有を含めた図書管理システム※の導入について検討とともに、図書館の老朽化等の課題解消をし、町民のコミュニティの場となる図書館建設に向け、検討していきます。
- 博物館の活動は今後も調査研究・資料収集・教育普及を継続するとともに、その活動内容の紹介、周知を図るため館のＰＲを積極的に進めます。周辺整備については、今後年次計画を持ち改修工事や時代に即した改良の検討を図ります。

R3まちづくりアンケート／サークル活動の情報や参加機会の提供



指標名	計画策定時	前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
マナビティーセンター登録サークル数	H26	49 サークル	50 サークル	37 サークル
町民会館利用率	H26	42%	60%	65%
図書の貸出冊数	H26	155,034 冊	140,000 冊	112,800 冊
教室・講座開催数(博物館)	H26	108 回	100 回	100 回

※社会教育活動奨励員：地域における学習活動の推進者として教育委員会が任命。委員は30名。3部会に分かれ、部会ごとの特色を生かした事業の企画・運営を担う。

※ＩＣチップ等：図書館で本を管理する上で必要な情報（データ）をICチップ（タグ）に保存して本に貼付するもの。

※図書管理システム：本のデータや、貸出、返却、予約、保存等ICチップにより一元管理できる電算システム

## 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)生涯学習の推進体制の確立	①生涯学習事業の連携、協力 【社会福祉課・社会教育G】  各事業を担当するグループごとに企画・実施されている生涯学習事業を、それぞれの目的を尊重しながら、町民の生涯学習推進と捉えて連携、協力に努めます。社会教育関連施設ごとに必要とする専門職を適正に配置し、事業の推進を図ります。

施策の区分	施策の内容
<b>(1)生涯学習の推進体制の確立</b>	<p>②施設の空き情報及びイベント情報、団体・サークル情報の提供  <b>【社会福祉課・社会教育G】</b></p> <p>町ホームページ内に町民会館のサイトを設け、びほーるや町民会館小ホールの施設利用状況、町内外の鑑賞事業等に関する情報を引き続き提供していきます。</p> <p>また動画配信サービスを活用してマナビティーセンター利用サークルをはじめ各種団体・サークルの活動情報を発信し、団体・文化活動の活性化に努めます。</p>
	<p>③地域人材の発掘、登録と活用促進  <b>【社会教育課・社会教育G】</b></p> <p>教育資源リスト※の内容を小中学校の教育環境充実のため整備した「3つのきょういく応援団」に発展的統合し、総合学習での活用や地域住民と学校との連携・協働に努めます。</p>
	<p>④サークル活動への参加奨励及び機会の充実  <b>【社会教育課・社会教育G】</b></p> <p>マナビティーセンター登録サークルの協力により、知識、技術の町民還元の一環として初心者教室や活動成果の発表等を開催し、サークル情報の提供とともに参加奨励と機会の充実を図ります。</p> <p>社会教育各施設において絵画、陶芸や手芸等の活動の成果を発表する場を提供し、サークル・団体の活動の活発化と交流機会の充実を図ります。</p>
<b>(2)生涯学習関連施設の整備</b>	<p>①マナビティーセンター設備の整備  <b>【社会教育課・社会教育G】</b></p> <p>オープン時に設置した陶芸窯や木工作機械などの適切な利用と管理を継続とともに、他の施設整備を含め、機能維持と安全確保のため、整備・修繕を計画的に行います。</p>
	<p>②町民会館のホール機能整備  <b>【社会教育課・社会教育G】</b></p> <p>文化ホール機能の維持及び多様化・高度化する利用者の要望に対応するため、年次的な舞台備品の整備・更新を行います。利用者の安全確保及び円滑な施設利用のため、舞台吊り物、音響・照明設備の年次的更新・修繕を行います。</p>
<b>(3)生涯学習活動の促進</b>	<p>①住民参画による生涯学習活動の充実  <b>【社会教育課・社会教育G】</b></p> <p>社会教育関係団体の代表者や学識経験者からなる社会教育委員の会議において、情報交換や意見交換を充実させるとともに、直接的に事業の企画・運営を行う社会教育活動奨励員とも連携・協力して、生涯学習活動の充実を図ります。</p>
	<p>②住民主体による生涯学習活動の奨励  <b>【社会教育課・社会教育G】</b></p> <p>自治会連合会青少年部会、女性部会及び青年活動を行う団体は、それぞれ関係機関と連携を図り、主体的な活動を行っています。各団体の実情に応じ、学習活動の指導、助言を行ふとともに、適切な支援を継続します。</p>

施策の区分	施策の内容
(3)生涯学習活動の促進	<p>③学習情報提供の充実 【社会教育課・社会教育G】</p> <p>団体やサークルの紹介、各種事業や教室・講座やイベント情報の広報掲載や町ホームページでの公開を継続し、SNSや動画配信サービスも活用しながら情報提供の充実に努めます。また、ホームページからの申込書等の印刷やメールによる申込受付など利便性向上を引き続き図っていきます。</p>
	<p>④学習相談の継続、整備 【社会教育課・社会教育G】</p> <p>団体・サークルの結成や、学習施設、講座、講師、指導者等の学習に関する相談については、継続して、窓口や電話等による相談を受け付け、学習相談機能の充実を図ります。</p>
	<p>⑤情報化に対応した学習機会の充実 【社会教育課・社会教育G】</p> <p>まち育出前講座において「本当にかんたんなスマートフォン講座」を登録し高度化・複雑化する情報社会に対応するため町民への学習を提供します。また高齢者教育推進事業において随時情報化に対応するための学習を提供していきます。</p>
(4)図書館、読書活動の充実	<p>①図書館の増改築の検討 【図書館課・図書館G】</p> <p>現図書館の老朽化や狭隘化が進んでいることから、課題解消を図り、住民に親しみのある新たな図書館整備に向け、引き続き検討を進めていきます。</p>
	<p>②図書館における郷土図書資料の充実 【図書館課・図書館G】</p> <p>継続的に郷土資料を収集し、資料のデジタル化を進めることで、利用しやすい郷土資料室の構築を進めていきます。</p>
	<p>③図書館ボランティア※の育成及び活動支援 【図書館課・図書館G】</p> <p>保育園や小学校での読み聞かせのほか、町の行事での読み聞かせの実施などに対する支援強化を図ります。</p> <p>図書館ボランティアの活動及び、ボランティア会員の拡大に向けた支援体制の強化を図ります。</p> <p>職場体験・インターンシップの受け入れにより、中高生の参加を呼びかけ、生徒が図書館に親しみ、社会参加する機会づくりを継続します。</p>
	<p>④子どもの読書活動の推進、読書習慣の形成 【図書館課・図書館G】</p> <p>令和4年度から5ヶ年の第4次子どもの読書活動推進計画※を策定し、子ども達があらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、学校や関係機関と連携し、発達段階に応じた読書活動を、家庭、学校、地域で積極的に推進します。</p> <p>また、「子ども未来絵本036事業※」として子どもの成長過程に併せた読書習慣の形成に向け、ブックスタート・ブックセカンド・ブックサード事業を引き続き継続します。</p>

施策の区分		施策の内容
(5)博物館の充実	①学校教育との連携の充実 【博物館課・博物館G】	小中学校の教員と連携を図り体験授業の充実を図ります。 教員向けの博物館の授業利用ガイドの充実を図ります。
	②調査研究活動の充実 【博物館課・博物館G】	学会などの専門研修により、学芸員の専門性（自然、歴史、美術等）を高め、調査研究活動の充実を目指すとともに、その成果を体験活動や、展示活動などに活かします。
	③博物館情報提供の充実 【博物館課・博物館G】	町広報誌、博物館情報誌、博物館ホームページ、メールマガジン、SNSにおいて、博物館情報を提供します。また、一般観光雑誌等への情報提供を積極的に行っていきます。
	④博物館施設周辺の整備 【博物館課・博物館G】	老朽化による施設及び設備等を年次的に改修・更新し、来館者の利便性を高めます。 また、飽和状態の収蔵スペース確保のため、新たな収蔵庫建設の検討・実施を行います。

※教育資源リスト：町内の文化・芸術、スポーツのほか、様々な分野におけるボランティア活動に協力可能な方々の人材リスト

※図書館ボランティア：町民に開かれた図書館を進めるため、図書館運営に関わる事業支援の他、廃本のシール貼り、絵本の清拭、図書館フェスティバルなどの事業支援を行う方。

※第4次子どもの読書活動推進計画：子どもの読書活動の推進に関する法律に基づき、読書に親しみ、読書習慣を身に付けるための計画

※子ども未来絵本036事業：ブックスタート事業（10ヶ月健診時・平成16年度から実施）、ブックセカンド事業（3歳児健診時・平成28年度から実施）、ブックサード事業（小学1年生・平成24年度から実施）として、読書習慣の形成と豊かな情操を育てるとともに、国語力の向上を図るため、保護者に対し読書の重要性や必要性を伝え、0歳・3歳・6歳の子供たちに絵本をプレゼントしている事業

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町社会教育施設等長寿命化計画	令和3年度～令和11年度
第8次美幌町社会教育中期計画	令和4年度～令和9年度
第4次美幌町子どもの読書活動推進計画	令和4年度～令和9年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 5－3 青少年の健全育成

### 現状と課題

行政が設置する美幌町青少年育成センター※と、青少年に関する約50の機関・団体で構成されている美幌町青少年育成協議会※とが中核になって、「地域の子どもたちは地域で育てる」「大人が変われば子どもも変わる」という共通理念のもと連携・協力しながら、巡回活動をはじめ青少年健全育成のための諸活動が円滑に行われております。高齢化や後継者不足により、特に平日における活動が停滞気味となっておりますが、登下校時の見守りや青色回転灯搭載車両による巡回活動等町民総ぐるみの活動によりこれまで青少年に関する重大な事件事故が発生していないことは大きな成果であります。

「子どもみまもり隊」については重複登録や町外への転出などを整理し、実人数を把握した結果、現在約2,300名の登録となっております。地域ぐるみの青少年健全育成を推進する核となる取組みであることからさらなる登録者の拡大を目指すとともに、活動内容の充実を図っていきます。

青少年を取り巻く環境は社会環境の変化と相まって急速に変化しており、孤立や引きこもり、規範意識の低下等、社会全体で取り組むべき問題が山積しています。こうした中でも、知・徳・体のバランスの取れた子どもたちを育むために、体験機会の充実や基本的生活習慣を身に付けることなど学校・家庭・地域の連携をより強化し、子どもたちの健全育成をより身近に考えていく必要があると同時に青少年にとって安心安全な地域づくりのため青少年育成センター・青少年育成協議会の持つ役割はますます重要なものになります。

※美幌町青少年育成センター：教育委員会が設置し、青少年育成指導員を中心に学校・家庭・地域と連携して、巡回活動や啓発活動を実施する青少年健全育成の中心施設

※美幌町青少年育成協議会：町内の約50の団体で組織。青少年のたくましい健やかな成長を願い、青少年の健全育成・非行防止と、町民総ぐるみ運動を推進

※子どもみまもり隊：美幌町青少年育成協議会が作成し、希望者に配布した缶バッジを着用して子どもたちに声かけを行う青少年健全育成のための啓発活動の取組

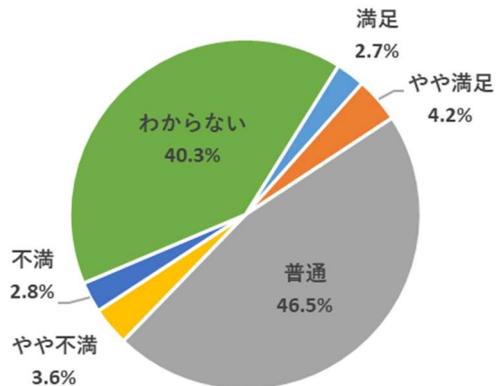
### 基本的な考え方と指標

○青少年健全育成に関する総合的施策の審議を行う青少年問題協議会※を筆頭に、青少年健全育成の中心的役割を担う青少年育成センターの活動推進及び青少年育成協議会の活動支援を継続するとともに、各種巡回活動や「子どもみまもり隊」に加入する町民の輪を広げ、子どもたちの健全育成と非行防止への環境整備に努めます。

R3まちづくりアンケート／青少年を守り、育てる取り組み

○青少年健全育成の推進は行政のみならず学校・家庭・地域との連携が必要不可欠であることから、子どもたちの安心安全な環境づくりのため町民総ぐるみによる環境醸成を進めます。

○行政間の情報交換や連絡調整を密にしながら学校の実情や望まれる対策、さらには国や道の動向等を把握し、真に望まれる青少年健全育成の取組みを進めるほか、青少年育成協議会を含む関係機関・団体が主体的に進める健全育成活動の支援を継続し、「地域の子どもたちは地域で育てる」の実現のため町全体で推進していきます。



指標名	計画策定時		前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
巡回活動参加者数	H26	782名	750名	570名	700名
家庭教育学級の保護者参加率	H26	18%	20%	18%	20%

※青少年問題協議会：法に基づき、条例により設置。委員は町長含め12名。青少年健全育成の上位機関として総合的施策の審議や必要な関係機関との連絡調整、情報交換を行う。

## 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)青少年の健全育成推進体制の充実	①青少年健全育成団体等との連携 【社会教育課・社会教育G】  青少年問題協議会をトップとし、青少年育成センターと青少年育成協議会が連携、協力して見守りや巡視活動のほか、啓発活動等を推進します。  関係部署との情報交換を密にし、青少年の健全育成に努め、連携を強化します。
	②子どもを守る安心安全な環境づくりの推進 【社会教育課・社会教育G】  見守り体制整備のため、子どもみまもり隊登録者への情報提供や協力依頼を推進するとともに、普段の生活の中での子どもを見守る目を増やすため新規登録を継続して呼びかけます。  地域安全パトロール隊リトルウイング*による巡視活動を継続し、各種祭事や登下校時の安心安全に努めます。
(2)青少年育成活動の充実	①生きる力を育む体験活動の充実 【社会教育課・社会教育G】  部局ごとに実施されている青少年対象の体験事業を、それぞれの目的を尊重しながら連携、協力に努めるとともに、あらゆる分野の協力と参画を得て、子どもたちの多様な体験機会を創出します。
	②コミュニティスクールの活動促進 【社会教育課・社会教育G】  各小学校区を中心としたコミュニティスクール*推進事業を継続実施するとともに学校運営協議会とも連携し地域と学校の協働による青少年の健全育成に努めます。
	③ライフステージに対応した家庭教育学級の充実 【社会教育課・社会教育G】  家庭教育力の向上と心身ともに健やかな青少年育成のため、乳幼児期から学齢期の子どもを持つ保護者をはじめ関係する機関・団体に対しこれら諸問題の解決に必要となる学習機会提供を充実します。

\*地域安全パトロール隊リトルウイング：青少年育成協議会、民生児童委員協議会、警察署少年補導員、護老子及び青少年育成センターで組織し、連携して主に声かけ運動や巡視活動を行う。

\*コミュニティスクール：「地域で学び、地域で育つ子どもの育成」を目的に各小学校に設置。地域の人たちの協力、支援により小学校区ごとに特色ある活動を実施

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
第8次美幌町社会教育中期計画	令和4年度～令和9年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 5－4 芸術、文化の振興

### 現状と課題

#### 文化芸術活動

本町には、文化・芸術活動を行っている団体・サークルが数多くありますが、活動が継続されているものの会員の高齢化や固定化が見られます。

町民会館「びほーる」を拠点として美幌町文化連盟加盟団体を中心に多くの町民が文化活動に参加することが出来るよう環境を整備し、幅広い年代が文化に親しむことのできる活動を奨励していくことが必要です。

また、本町では、一流の出演者等を招へいしての演劇や音楽などの公演や演奏会などを開催し、芸術鑑賞機会の提供に努めています。

さらには、未来のアーティスト育成に取り組み、芸術文化におけるコンクール等で活躍する青少年を支援し、文化の底上げを目指していきます。

町民会館「びほーる」を核に、「中ホール」「小ホール」の持つ機能を生かしながら、今後も、さらに文化芸術鑑賞の内容を充実させ、幅広い文化芸術に接する機会をより多く設けていくことが必要です。

#### 文化財

私たちは、過去の先人たちが残してくれたすぐれた文化を、しっかり受け継ぎ、後世に伝えていく義務があります。美幌町では平成11年、美幌町指定文化財※として4件を指定しました。町内には史跡や遺跡に石碑が設置されており、解説板の設置などを通じて、その保護・啓蒙に努めています。また、埋蔵文化財発掘調査・遺物資料の整理、継続的な郷土資料の収集・保管等を通じ、先人たちの暮らしの足跡を記録していくとともに、その啓蒙普及活動を進めています。

※美幌町指定文化財：美幌町文化財保護条例に基づき、平成11年に指定を受けた4件の文化財（美幌小学校かしわの木、ベニバナヤマシャクヤク自生地、絵模様付礫、瑞治足柄奴）

### 基本的な考え方と指標

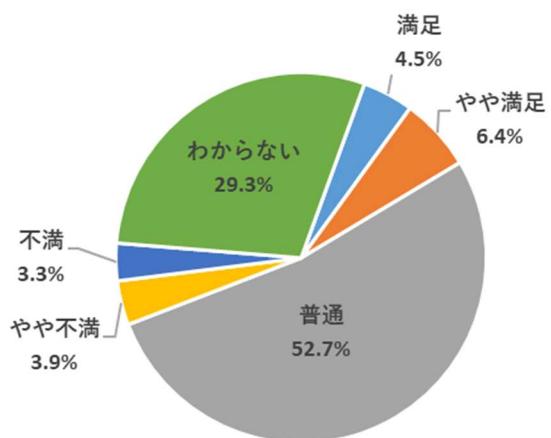
○芸術や文化活動への意識を高めることは、心の豊かさと潤いをもたらし、活力あふれる地域づくりの基礎となるものです。

○「びほーる」を文化活動の拠点として、幅広く多様な芸術文化を鑑賞する機会を提供するとともに、発表の場の充実を図り、町民の生活の質の向上や文化活動の充実・発展を目指します。また、芸術や文化活動団体への支援を継続します。さらには児童・生徒への芸術鑑賞や発表機会の提供も積極的に推進し、児童・生徒の豊かな感性を育むとともに未来のアーティストを目指す子どもたちの支援を積極的に行うことで、芸術文化に対する意識の向上を図ります。

○博物館は、地域文化の情報や資料を保管して、次世代に伝えるための「地域文化の収蔵庫」です。このため多くの資料を記録して管理・保存していくことが求められていますが、温湿度管理が可能な収蔵庫は手狭になったことから新たに建設し、ふるさとの生活用具・生業資料など、地域文化を伝える資料の収集・保管を今後も継続して実施します。

○町指定文化財の保護・保全を図るため、関係機関、団体等との連絡を密にします。

R3まちづくりアンケート／文化活動や芸術鑑賞の取り組み



指標名	計画策定時		前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
びほーる開催の催事数	H26	62件	58件	50件	50件
保全対象文化財数	H26	4件	4件	4件	4件

# 施 策

施策の区分	施策の内容
<b>(1)芸術文化活動の促進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①芸術や文化活動団体の育成、援助 【社会教育課・文化振興G】</li> </ul>	<p>町民会館の使用料を軽減することや発表会等での舞台運営等を通して、文化連盟及び単位団体の活動が充実し、活発化するよう支援を継続します。</p> <p>文化連盟との連携を強化し、芸術文化の発信に努め、単位団体数の拡大や一層の文化振興を図ります。</p> <p>高い技術と感性を有する青少年に対し支援を行うことで、文化振興を担う人材を育成します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>②サークル・団体の活動成果の発表と交流促進 【社会教育課・文化振興G】</li> </ul>	<p>びほーるの機能を十分に発揮させ、出演者等の要望に応えられるよう、主催者との連携を深め舞台運営を行います。</p> <p>芸術作品を創作する団体の発表機会としてギャラリー展示を充実させます。</p> <p>美幌町文化連盟との連携により文化祭を充実させ、文化団体の交流機会を拡充します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>③芸術鑑賞事業の内容充実 【社会教育課・文化振興G】</li> </ul>	<p>びほーるの機能を効果的に活用し、芸術文化鑑賞事業を充実させ、年間安定した回数の一流的出演者等による鑑賞機会をつくります。</p> <p>文化連盟主管事業*のほか、施設独自の鑑賞事業の実施を目指し、柔軟な条件づくりを図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>④町民主体による芸術鑑賞事業の奨励 【社会教育課・文化振興G】</li> </ul>	<p>美幌町芸術文化振興事業補助金*や町民会館の使用料を軽減することにより、町民主体の実行委員会等が実施する鑑賞事業を引き続き支援します。</p> <p>町内で活動している若い音楽関係者やアーティストが集う機会をつくり、若年層の主体的活動を支援するとともに、若者による若者向けの鑑賞事業の実施を促進します。</p>
<b>(2)文化財や郷土資料等の保全、継承</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①文化財の保全保護及び啓蒙活動 【博物館課・博物館G】</li> </ul>	<p>町指定文化財のパトロールや新たな情報収集に努めます。また、併せて教育活動や周知看板の設置などを通じて啓蒙周知を図ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>②郷土資料の収集 【博物館課・博物館G】</li> </ul>	<p>温湿度管理が必要な収蔵庫が手狭になっていることから、新たな収蔵庫建設の検討・実施を行います。</p> <p>収蔵資料の保管状況や活用のあり方について検討し、後世に伝える作業を行うとともに、教育活動の場で有効に利用できるようにします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>③地域文化伝承者*の発掘、調査 【博物館課・博物館G】</li> </ul>	<p>様々な機会をとらえ、地域にいる先輩たちから地域文化の聞き取りを実施します。</p>

※文化連盟主管事業：芸術文化鑑賞事業等で、文化連盟が中心となって実行委員会を組織し、企画、運営を行う事業  
※美幌町芸術文化振興事業補助金：芸術鑑賞あるいは指導者招聘による直接指導など、芸術文化の振興を目的とする公演等に対し、申請により町内の団体や実行委員会に交付する補助金  
※地域文化伝承者：地域に伝わる文化・歴史・伝統等を記憶し伝えることのできる個人やグループ

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
第8次美幌町社会教育中期計画	令和4年度～令和9年度

## 関連する SDGs (Goals)



## 5－5 スポーツの振興

### 現状と課題

スポーツは、明るく豊かで活力に満ちた地域社会の形成や人々の心身の健全な発達に必要不可欠です。しかしながら、近年は運動する機会の減少により、子ども達の体力低下や運動不足による疾病等が懸念されています。

スポーツの普及振興には関係団体等との連携が不可欠であり、スポーツに親しむ環境づくりが重要です。

既存スポーツ施設は、老朽化や耐震補強が必要なことからスポーツセンターアリーナの耐震改修を実施し、あわせて冬期間の健康保持増進と体力づくりのため屋内多目的運動場を整備しましたが、今後はトレーニングセンターの耐震補強が重要な課題となっております。

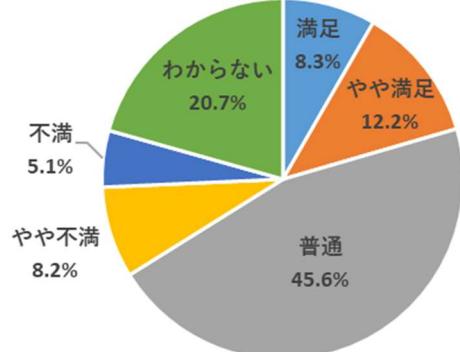
一方、各スポーツ団体は活発な活動を行っており、その活動により各競技会等において優秀な成績を収めておりますが、活動を支える方の高齢化や指導者不足が課題であることから、指導者の育成と各団体の活動を支援していくことが必要となっております。

また、これまでトッピングチームによるスポーツ合宿の実施により、少年団等への直接指導など、競技力の向上と地域振興が図られてきておりましたが、現在では大勢で宿泊可能な施設が無いことから、受入体制等の整備が課題となっています。

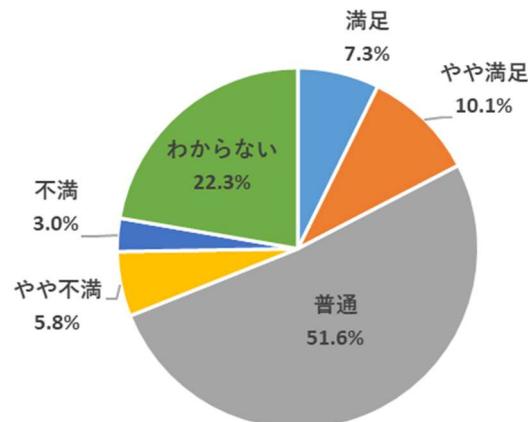
### 基本的な考え方と指標

- スポーツは、子どもから高齢者にいたる幅広い年齢層が多様なレクリエーションにより交流することが可能であり、交流することにより地域コミュニティの活性化が図られます。こうした活動を継続するためには、スポーツ関係団体や学校及び地域と連携・協力しながら、地域全体でリーダーや指導者等の人材育成に努めます。
- スポーツを通じ、心身の成長と活力を促し、健康増進や子ども達の体力向上と個性を伸ばし、トップレベルの選手として活躍できる人材を育成するため、地域特性に合わせた環境を整備します。
- オリンピアン等トップアスリートとの交流を通じ、夢と希望を持てるよう施設環境を整え、利用者が安全かつ快適に活動できるよう、老朽化した施設の改修等を計画的に進めます。

R3まちづくりアンケート／スポーツ施設の整備や活用



R3まちづくりアンケート／スポーツ活動の促進



指標名	計画策定時		前期実績(H30)	中期実績(R4)	後期(R8)
スポーツ施設の利用者数	H26	71,987 人	50,000 人	80,000 人	80,000 人

## 施 策

施策の区分	施策の内容
(1)生涯スポーツの振興	①スポーツ振興の充実 【 <a href="#">スポーツ振興課・スポーツ振興 G</a> 】
	②スポーツ推進計画の策定 【 <a href="#">スポーツ振興課・スポーツ振興 G</a> 】
	③体力向上の取り組み 【 <a href="#">スポーツ振興課・スポーツ振興 G</a> 】
(2)スポーツ施設の整備、活用	①既存施設の耐震化 【 <a href="#">スポーツ振興課・スポーツ振興 G</a> 】
	②クロスカントリーコース整備 【 <a href="#">スポーツ振興課・スポーツ振興 G</a> 】
	③既存施設の維持及び更新 【 <a href="#">スポーツ振興課・スポーツ振興 G</a> 】
(3)スポーツ活動の促進	①指導者の確保、育成、研修機会の充実 【 <a href="#">スポーツ振興課・スポーツ振興 G</a> 】
	②競技スポーツの技術力向上 【 <a href="#">スポーツ振興課・スポーツ振興 G</a> 】
	③スポーツ合宿の誘致促進 【 <a href="#">スポーツ振興課・スポーツ振興 G</a> 】

※総合型地域スポーツクラブ：びほろスポーツクラブ Beet（ビート）のこと。誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ活動に参加できる環境活動を目指し、H22年3月に設立

※オホーツク・スポーツ合宿誘致に係る地域連絡協議会：オホーツク地域が、スポーツ合宿の先進地域として、連携してスポーツ合宿誘致を促進し、スポーツを通じて地域の活性化を図ることを目的に設立された地域協議会。事務局はオホーツク総合振興局。

## 関連する計画

計画の名称	計画期間
美幌町社会教育施設等長寿命化計画	令和3年度～令和11年度
第8次美幌町社会教育中期計画	令和4年度～令和9年度

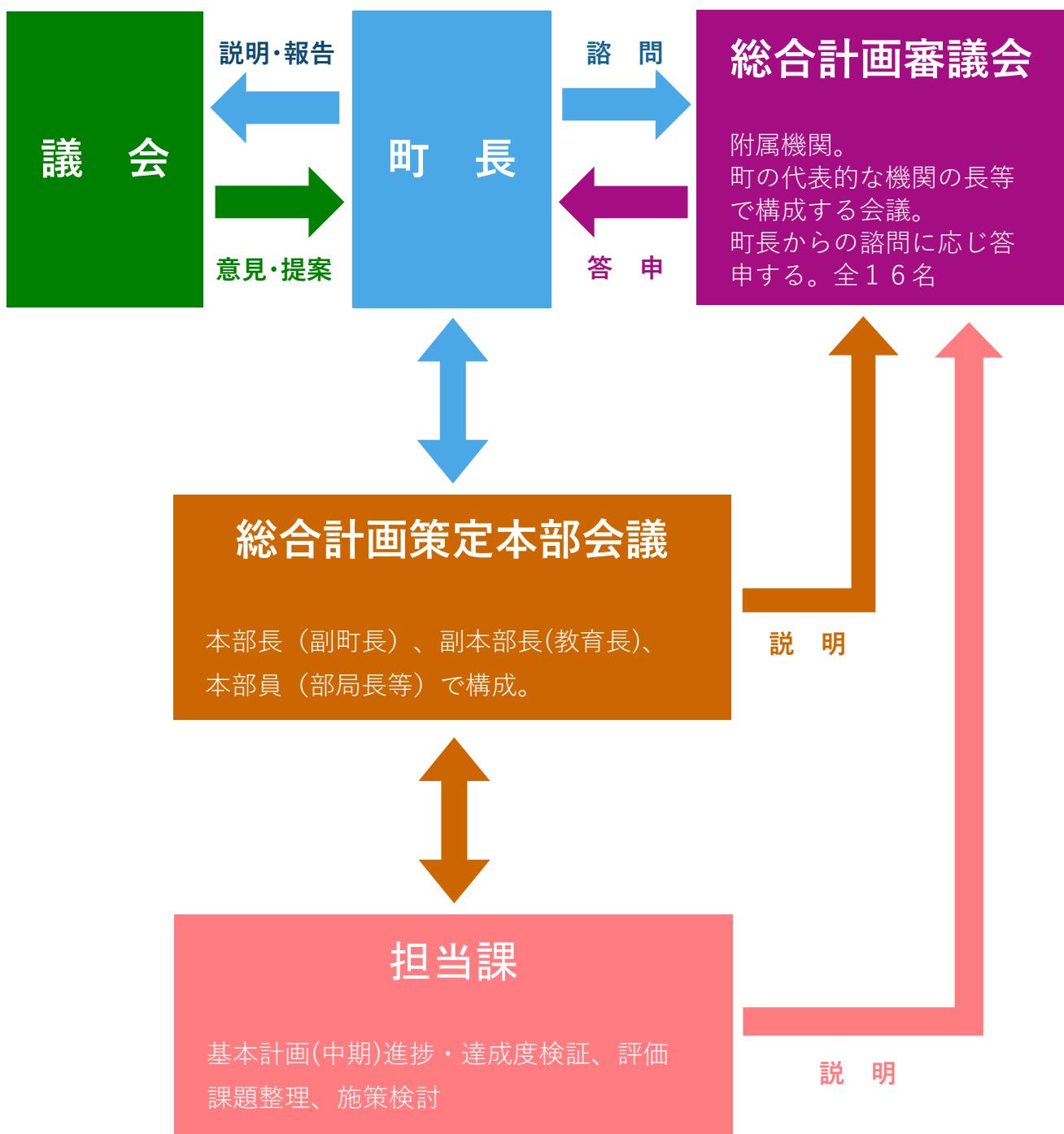
## 関連する SDGs (Goals)





資料編

## 1 組織体制図



## 2 条例・規程・要綱

### 第6期美幌町総合計画策定要綱

(平成 26 年 5 月 16 日制定)

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、美幌町自治基本条例（平成 23 年美幌町条例第 8 号）第 36 条の規定に基づき、平成 28 年度を初年度とする第 6 期美幌町総合計画の策定に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (構成)

第2条 第 6 期美幌町総合計画は、基本構想及び基本計画をもって構成し、付帯資料として実施計画を備える。

2 基本構想、基本計画及び実施計画の意義は、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 基本構想 将来に向けての地域づくりの基本理念と目指すべき将来像を示し、それを実現するための政策の大綱を定めたものであり、基本計画及び実施計画の基礎となるものをいう。
- (2) 基本計画 基本構想で示された政策に基づき各部門ごとに実施する具体的な施策を示したもので、整合性及び網羅性を持った計画をいう。
- (3) 実施計画 基本計画で示された施策の基本事業で構成された計画をいう。

#### (期間)

第3条 基本構想は、平成 28 年度を初年度として、平成 38 年度を最終年度とする。

2 基本計画は、前期、中期及び後期に分け、前期を 3 年計画、中期及び後期をそれぞれ 4 年計画とする。

3 実施計画は、3 年計画とし、毎年見直しを行うローリング方式とする。

#### (市民参加)

第4条 行政は、第 6 期美幌町総合計画に広範な町民の意見を反映するため、町民アンケートの実施、町民会議の設置等、基本構想及び基本計画を策定する過程における市民参加を促進しなければならない。

#### (組織)

第5条 第 6 期美幌町総合計画の策定に際しては、次の各号に掲げる組織を設置する。

- (1) 「びほろ」みらいまちづくり会議 町民及び行政で構成する会議で、総合計画の策定に係る基本的な事項を協議するもの
- (2) 第 6 期美幌町総合計画策定本部会議 副町長、教育長及び部長(美幌町部設置条例(昭和 42 年美幌町条例第 21 号)第 1 条に規定する部の長をいう。)等で構成する会議で、総合計画の策定に係る基本方針等を協議するもの
- (3) 美幌町総合計画審議会 美幌町附属機関に関する条例（平成 25 年美幌町条例第 6 号）別表に規定する会議で、町長の諮問に応じ、美幌町総合計画について審議し、又は意見を述べるもの

#### (議決)

第6条 基本構想にあっては、別に条例で定めるところにより、町議会の議決を経るものとする。

#### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、総合計画の策定に際し必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

# 美幌町附属機関に関する条例

(平成 25 年 3 月 19 日美幌町条例第 6 号)

## (設置)

第1条 法律又はこれに基づく政令に定めがあるものを除くほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別表のとおり本町に執行機関の附属機関(以下「附属機関」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 附属機関は、執行機関の諮問等に応じて、それぞれ別表に掲げる所掌事項について審査、審議等を行うものとする。

## (組織及び構成)

第3条 附属機関は、それぞれ別表に掲げる定数の委員をもって組織する。

2 委員は、別表の構成欄に掲げる者のうちから、それぞれ執行機関が委嘱する。

### (臨時委員及び専門委員)

第4条 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、附属機関に臨時委員若干人を置くことができる。

2 専門の事項を調査させるため必要があるときは、附属機関に専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員は、その特別の事項について学識経験又は密接な関係を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

4 専門委員は、その専門の事項について学識経験を有する者のうちから、執行機関が委嘱する。

5 臨時委員は、その特別の事項に関する調査審議が終了した時は、解嘱されるものとする。

6 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了した時は、解嘱されるものとする。

## (美幌町総合計画審議会の参与)

第5条 美幌町総合計画審議会に、必要に応じて参与若干人を置くことができる。

2 参与は、町長が委嘱する。

3 参与は、会議に出席し、意見を述べることができる。

## (任期)

第6条 委員の任期は、それぞれ別表に掲げる期間とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 執行機関は、特別の理由があるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

## (会長等)

第7条 附属機関に会長又は委員長(以下「会長等」という。)を置き、副会長又は副委員長(以下「副会長等」という。)を置くことができる。

2 会長等及び副会長等の選任については、それぞれ別表に掲げる方法により選任するものとする。

3 会長等は、当該附属機関の会務を総理する。

4 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故あるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。ただし、副会長等を置かない場合において、会長等に事故あるときは、あらかじめ会長等が指名する委員がその職務を代理するものとする。

## (会議)

第8条 会議は、会長等が招集する。ただし、委員の任期満了後新たに委員が委嘱された場合又は新たに附属機関が設置された場合において最初に会議を開くときは、執行機関が招集する。

2 会長等は、会議の議長となる。

3 附属機関は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。)の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議には、関係職員が出席し、説明を行い、及び意見を述べることができる。

## (部会)

第9条 附属機関は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会は、会長等が指名する委員、臨時委員及び専門委員(以下この条において「委員等」という。)をもって組織する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員等の互選によってこれを定める。
- 4 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(秘密の保持)

第10条 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第11条 附属機関の庶務は、それぞれ別表に掲げる主管部局において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第12条 附属機関の委員の報酬及び費用弁償は、条例で別に定める。

(美幌町情報公開・個人情報保護審査会の調査権限等)

第13条 美幌町情報公開・個人情報保護審査会(以下この条において「審査会」という。)は、美幌町情報公開条例(平成12年美幌町条例第4号。以下この条及び附則第11項において「情報公開条例」という。)第18条又は美幌町個人情報保護条例(平成17年美幌町条例第29号。以下この条及び附則第11項において「個人情報保護条例」という。)第34条の規定により諮問された不服申立事案を審査するため必要があると認めるときは、情報公開条例第2条第1号又は個人情報保護条例第2条第4号に規定する実施機関(以下この条において「実施機関」という。)に対し、当該不服申立事案に係る公文書又は保有個人情報の提出を求めることができる。この場合において、何人も、審査会に対し、その提出された情報の公開を請求することができない。

- 2 実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、不服申立事案を審査するため必要があると認めるときは、実施機関に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立事案に関し、不服申立人、参加人又は実施機関(以下この条において「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めるここと、適当と認める者にその知り得ている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
- 5 不服申立人等は、審査会に対して、口頭により意見を陳述し、又は意見書若しくは資料を提出することができる。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 6 不服申立人等は、審査会が前項の規定による意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。
- 7 審査会の委員は、自己又はその親族からの不服申し立てに係る審査の議事に加わることはできない。
- 8 審査会は、情報公開条例第18条に規定する不服申立事案に係る答申をしたときは、その答申の内容を公表しなければならない。

(補則)

第14条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【制定附則以下省略】

別表(第1条、第2条、第3条、第6条、第7条、第11条関係)【抜粋】

設置	附属機関名 (設置根拠法 令及び関係 条例)	所掌事項	定数	構成	任期	組織及び 選任方法	主管 部局
町長	美幌町総合 計画審議会	・町長の諮問に応じ、美幌 町総合計画及び国土利用美 幌町計画について審議し意 見を述べること	25人 以内	・自治につ いて識見を 有する者	2年	会長 副会長 委員 ※委員の互選	総務部

# 美幌町総合計画策定本部会議設置規程

(平成30年10月1日美幌町訓令第1号)

## (設置)

第1条 美幌町自治基本条例（平成23年美幌町条例第8号）第36条に規定する総合計画の基本構想及び基本計画の策定に関する協議等を行うため、美幌町総合計画策定本部会議（以下「本部会議」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 本部会議は、副町長、教育長及び部長（美幌町部設置条例（昭和42年美幌町条例第21号）第1条に規定する部の長をいう。）、議会事務局長、教育委員会教育部長、病院事務長、美幌・津別広域事務組合事務連絡室長並びに総務課長及び財務課長で構成する。

2 前項に掲げる構成員のほか、必要に応じ関係する職員を出席させることができる。

## (所掌事務)

第3条 本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 基本構想及び基本計画素案の協議及び決定

(2) 各種調査分析結果の協議及び確認

(3) 前2号に掲げるもののほか、総合計画に関し必要な事案に係る協議、確認及び決定

## (本部長及び副本部長)

第4条 本部会議に本部長及び副本部長を置く。

2 本部長を副町長とし、副本部長を教育長とする。

3 本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、副本部長が本部長の職務を行う。

4 本部長及び副本部長にともに事故があるときは、総務部長が本部長の職務を行う。

## (招集)

第5条 本部会議は、本部長が招集する。

## (事務局)

第6条 本部会議に関する事務は、総務部政策課において行う。

## (委任)

第7条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

### 3 美幌町総合計画審議会委員名簿

任期：令和4年10月4日～令和6年10月3日（50音順・敬称略）

区分	氏名	所属団体	職名等
会長	田中克彦	美幌医師会	会長
副会長	平田美木男	美幌町自治会連合会	会長
委員	石澤勝志	美幌建設業協会	理事
	漆原裕一	美幌町森林組合	代表理事組合長
	熊崎崇朗	公募	公募
	佐藤朴元	美幌町P.T.A連合会	会長
	佐藤みゆき	美幌町民生委員児童委員協議会	副会長
	白石さよ	美幌消費者協会	会長
	田中吉孝	美幌町農業協同組合	代表理事専務
	中川寿一	美幌商工会議所	副会頭
	野口富弘	公募	公募
	杢師美和子	美幌町社会教育委員	副委員長
	森香織	公募	公募
	森暉夫	美幌町社会福祉協議会	会長
	横山清美	美幌観光物産協会	副会長
	渡部清	公募	公募

## 4 質問・答申

### 質問

#### 質問書

美幌町総合計画審議会

会長田中克彦様

#### 第6期美幌町総合計画基本計画（後期）について

本町では、平成28年4月からスタートした「第6期美幌町総合計画」の基本構想で示す将来像「ひとがつながる、みらいへつなげる　ここにしかないまち　びほろ」の実現に向けて、各種施策・事業を進めてきました。

この第6期美幌町総合計画の「基本計画（中期）」が令和4年度をもって終了するところから、町を取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、基本構想に掲げた将来像を実現していくため、令和5年度から4年間の基本計画（後期）について、美幌町附属機関に関する条例第2条の規定により、諮問いたします。

令和4年10月4日

美幌町長 平野浩司

## 答 申

### 答 申 書

美幌町長 平野 浩司 様

#### 第6期美幌町総合計画基本計画（後期）素案について

令和4年10月4日付けで諮問のありました第6期美幌町総合計画基本計画（後期）素案について慎重に審議した結果、概ね妥当であると判断しますが、下記の意見を付し上で答申します。

なお、別添「参考意見」は、審議の過程において出た意見を取りまとめたものであり、施策の実施において参考としてください。

#### 記

- 1 情報提供の手段として、SNS や動画配信サービスは有効な手段であるが、時代に適した媒体を活用し情報発信に取り組むこと。
- 2 畜産の振興については、酪農経営の改善を図るため、乳牛の資質向上に向けた取組を推進すること。
- 3 工業の振興については、過疎法等の適用による課税免除規定により企業の立地を促進し、産業経済の発展を推進すること。
- 4 特別支援教育の推進については、保護者の要望や児童生徒の状況に応じた適切な教育の推進に努めること。
- 5 芸術、文化の振興について、指標の設定は実際の状況を踏まえたものとし、実行可能な指標に設定したうえで取り組むこと。

令和4年12月22日

美幌町総合計画審議会  
会長 田中 克彦

## 参考意見

## 別添

施策	区分		意見内容
1-4 地域の安全対策の充実	(2)交通安全活動の推進	(3)高齢者の交通安全対策の推進	免許自主返納することにより行動範囲が狭まり、免許返納時の支援では身動きが取れないという町民の意見が多い。自主返納後も移動が容易となる方策を検討いただきたい。
1-6 地域の情報化の推進	(1)情報通知の活用推進	(3)公共無線LANの整備充実	地域住民の活動の場である地域集会施設の利便性向上のため、Wi-Fiの整備を検討いただきたい。
1-7 防災体制の強化	(1)防災体制の充実、強化	(4)災害時における避難者支援体制の強化	避難行動要支援者名簿の更新の際、避難行動要支援者の把握、更新及び地域との情報共有方法も含めて検討いただきたい。
2-3 障がい者福祉の充実	(3)障がい者の社会参加、生きがい活動の促進	(1)就労機会の確保	厚生労働省が進めている施策で職場適応援助者（ジョブコーチ）を全国的に増やすというものがある（美幌町では1名）。ジョブコーチの役割は非常に重要で、ハローワークの方で拡充を進めているとされているが、ハローワークのみでは難しいと感じるので、ハローワークと連携して拡充に取り組んでいただきたい。
2-6 地域医療体制の充実	全般		町内の診療所の多くは後継者不足の問題を抱えているため、診療所も含めた地域全体の医療体制の維持・充実を検討いただきたい。
2-8 ごみ処理、リサイクルの推進	(1)ごみ処理体制の充実	(4)広域焼却処理施設の整備	ごみの問題は多くの方の関心が高く大変だと思うが、非常に重要な問題なのでしっかり取り組んでいただきたい。
2-8 ごみ処理、リサイクルの推進	(2)ごみの減量化とリサイクルの推進	(1)ごみの減量化とリサイクルの推進	ごみのリサイクルに関して、紙なのかプラスなのか判別が難しいものが増えてきている。高齢者用に文字を大きくするなど、見やすくわかりやすいゴミ分別マニュアルを検討いただきたい。
3-2 農業の振興	(1)農業生産環境の保全・整備	(1)一般農作物原・採種圃設置の推進	原・採種圃の面積が年々減少傾向にあり、増やしたくても増やせない状況が続いている。馬鈴薯が作れなくなったら大変な話なので、原・採取圃の維持・拡大に向けた支援をお願いしたい。
3-2 農業の振興	(2)担い手の育成確保と生産性の向上	(3)コントラクター事業の推進	農業分野の人材不足によりコントラクターを利用したいという声が増えてきている。経営面積も大きくなりつつあり、先のことを考えると今以上に需要が増えると思うので、大きな柱だということを認識していただきたい。

施策	区分		意見内容
3-2 農業の振興	(3)新たな農業の展開	⑤農村ツーリズムの推進	農業分野の人材確保のため外国人人材を短期で受け入れているが、町内に短期で住める物件がない。農村ツーリズムを推進するということであれば、外国人の受け入れの際にも利用できるよう住環境の充実をお願いしたい。
3-3 林業の振興	全般		FSC認証制度は国際基準なので非常に厳しい。若齡林に薬剤を空中散布できなく、野鼠被害の影響もある。その辺が民間林業経営者にとっての課題なので、その課題を解決できればFSC認証制度は良いと思う。
3-3 林業の振興	全般		国際認証の制度であるFSC認証の取り組みは良い取り組みなので、今以上に認知されるようPRに取り組んでいただきたい。
3-3 林業の振興	(2)付加価値の向上	②FSC®森林認証取得等による地域材ブランド化	認証材を使用した製品が様々あるが、気軽に購入できる価格帯のものがないので、認証材のブランド化や浸透をさせるためにも手に取りやすい価格帯となるような支援を検討いただきたい。
3-6 観光の振興	(2)既存施設や観光資源の保全、有効活用	①既存施設等の利用促進	美幌峠レストハウスが新しくなったが、JRで来た方の移動手段がないので、検討いただきたい。
3-7 地域特産品の振興	(2)地域特産品のPR・販売	③地域特産品の認知度の向上	美幌を代表する特産品は「○○」というように、町内外の方がイメージできるようなものが一つあると良い。 特産品のPRに尽力いただきたい。
4-6 住宅環境の整備	(3)空き家対策	①空家等に関する施策の総合的かつ計画的な実施	昨今の情勢を見ると空き家の問題は今後も増えてくると考える。除却費用も高騰していることから、除却に対する施策はぜひ推進していただきたい。また、住宅に限らず空き店舗の除却に対する支援も前向きに検討いただきたい。
5-2 芸術、文化の振興	(1)芸術文化活動の促進	①芸術や文化活動団体の育成、援助	文化振興を担う人材の育成にスタッフワークの育成も含めてもいいのでは。町民会館を利用する団体の中に会館の照明や音響を操作できる人間がいることで、会館の稼働率の向上（大ホールでイベントを実施していても小ホールが使える）や人手不足の解消にもつながることから、自主的な運営体制の在り方を検討いただきたい。

## 5 策定経過

令和3年12月10日 美幌町民まちづくりアンケート調査（～12月27日まで）

令和4年 1月12日 美幌中高生まちづくりアンケート調査（～2月10日まで）

9月20日 第1回美幌町総合計画策定本部会議

10月 3日 第2回美幌町総合計画策定本部会議

10月 4日 第1回美幌町総合計画審議会

・第6期美幌町総合計画基本計画（後期）素案について町長から審議会へ諮問

10月27日 第2回美幌町総合計画審議会（第1部会、第3部会）

10月31日 第2回美幌町総合計画審議会（第2部会）

11月 9日 第3回美幌町総合計画審議会（第2部会、第3部会）

11月17日 第3回美幌町総合計画審議会（第1部会）

12月 8日 第4回美幌町総合計画審議会

12月22日 第5回美幌町総合計画審議会

・町長へ第6期美幌町総合計画基本計画（後期）素案の答申

令和5年 1月 6日 第3回美幌町総合計画審議会

1月18日 美幌町議会全員協議会に報告

2月 1日 第6期美幌町総合計画基本計画(後期)(案)に対するパブリックコメント実施

（～3月2日）

3月 第6期美幌町総合計画基本計画（後期）決定

## 6 計画策定にあたっての町民参加の経過

### 1 アンケート調査

①まちづくりアンケート（R 3.1 2実施）

18歳以上の町民の方から2,000人を無作為抽出

回答数 642人／2,000人 32.10%

②中高生アンケート（R 4.1実施）

美幌中学校、美幌北中学校、美幌高等学校、各2年生を対象

中学生）回答数 109人／116人 93.96%

高校生）回答数 53人／62人 85.48%

### 2 パブリックコメント

「第6期美幌町総合計画基本計画（後期）（案）」に対し、パブリックコメント手続きを実施

・令和5年2月1日（水）～令和5年3月2日（木）

・意見なし

第6期  
美幌町総合計画  
基本計画(後期)  
2023～2026

発行/美幌町  
〒092-8650 北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地  
TEL: (0152) 73-1111 FAX: (0152) 72-4869  
発行日/令和5年3月  
編集/美幌町総務部政策課政策統計グループ